

令和5年第1回定例会

美郷町議会会議録

令和 5年 3月 2日 開会

令和 5年 3月 16日 閉会

美 郷 町 議 会

令和5年第1回定例会

美郷町議会会議録(第1号)

令和5年3月2日

美郷町議会

令和5年第1回美郷町議会定例会会議録（第1日目）

令和5年3月2日（木曜日）

◎開会日時 令和5年3月2日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和5年3月2日 午前11時59分 散会

◎出席議員（10名）

1番	若杉 伸児君	2番	早川 節夫君
3番	中田 武満君	4番	兒玉 鋼士君
5番	中嶋奈良雄君	6番	川村 義幸君
7番	那須 富重君	9番	甲斐 秀徳君
10番	川村 嘉彦君	11番	山本 文男君

◎欠席議員 なし

◎欠員 8番 小路 文喜君

◎会議録署名議員 5番 中嶋奈良雄君 6番 川村 義幸君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田 貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君	北郷地域課長	石田 隆二君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和5年第1回美郷町議会定例会 議事日程（第1）

令和5年3月2日

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
5番 中嶋 奈良雄 議員
6番 川村 義幸 議員
- 日程第2 会期の決定
3月2日 ～ 3月16日 15日間
- 日程第3 諸般の報告
(1) 議長
(2) 入郷地区衛生組合議会議員
(3) 宮崎県北部広域行政事務組合議員
(4) 日向東臼杵広域連合議会議員
(5) 総務厚生常任委員長
(6) 文教産業常任委員長
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
答 申
- 日程第5 同意第1号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の
選任について
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 日程第6 同意第2号 東臼杵郡公平委員会委員の選任について
- 日程第7 同意第3号 東臼杵郡公平委員会委員の選任について
- 日程第8 同意第4号 東臼杵郡公平委員会委員の選任について
提案理由説明、一括質疑、一括討論、個別採決
- 日程第9 議案第4号 工事請負契約の締結について
提案理由説明

- 日程第 10 議案第 5 号 工事請負契約の変更について
提案理由説明
- 日程第 11 議案第 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(石峠レイクランド交流施設)
提案理由説明
- 日程第 12 議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(西郷歯科診療所)
- 日程第 13 議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(北郷歯科診療所)
提案理由説明
- 日程第 14 議案第 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
(清翠園)
提案理由説明
- 日程第 15 議案第 10 号 八峽辺地総合整備計画の変更について
提案理由説明
- 日程第 16 議案第 11 号 北郷平山木工団地の財産(土地)の無償貸付について
提案理由説明
- 日程第 17 議案第 12 号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 18 議案第 13 号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 19 議案第 14 号 美郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 20 議案第 15 号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例
提案理由説明

日程第 21 議案第 16 号 美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 22 議案第 17 号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 23 議案第 18 号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 24 議案第 19 号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 25 議案第 20 号 令和 4 年度美郷町一般会計補正予算（第 10 号）

提案理由説明

日程第 26 議案第 21 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

日程第 27 議案第 22 号 令和 4 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 28 議案第 23 号 令和 4 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 29 議案第 24 号 令和 4 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 7 号）

日程第 30 議案第 25 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 5 号）

日程第 31 議案第 26 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）

提案理由説明

日程第 32 議案第 27 号 令和 5 年度美郷町一般会計予算

日程第 33 議案第 28 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 34 議案第 29 号 令和 5 年度美郷町介護保険事業

- | | | |
|--------|----------|-----------------------------------------|
| 日程第 35 | 議案第 30 号 | 特別会計予算
令和 5 年度美郷町後期高齢者医療事業
特別会計予算 |
| 日程第 36 | 議案第 31 号 | 令和 5 年度美郷町簡易水道事業
特別会計予算 |
| 日程第 37 | 議案第 32 号 | 令和 5 年度美郷町農業集落排水事業
特別会計予算 |
| 日程第 38 | 議案第 33 号 | 令和 5 年度美郷町国民健康保険診療所
事業特別会計予算 |
| 日程第 39 | 議案第 34 号 | 令和 5 年度美郷町国民健康保険病院事
業会計予算 |

提案理由 施政方針の説明

会 議 録

令和 5 年 3 月 2 日
午前 10 時 00 分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 山本 文男】

この 3 月定例会に小路 文喜議員の声を聞くことができないことを残念に思います。

小路議員は、議会が言論の府であり議員活動の基本が言論であることを身を持って示してこられました。挙手して立ち上がる姿が目には浮かびます。心から御冥福をお祈りいたします。

また、町長におかれましては、約 1 か月に及ぶ手術と一定のリハビリを終え、役場に戻ってこられました。お見舞いを申し上げます。リハビリは、当分続くようですが、今後とも町のかじ取りをよろしくお願いいたします。

【議長 山本 文男】

ただいまの出席議員は 10 名であります。

【議長 山本 文男】

ただいまから、令和 5 年第 1 回美郷町議会定例会を開会します。

【議長 山本 文男】

なお、政府は、新型コロナウイルス感染対策としてのマスク着用を今月 13 日から個人の判断とすることにしていきます。

議会では、5 月 7 日までの会議は、原則マスクを着用するとの申合せとしました。執行部の皆様も御協力をお願いします。

また、町長につきましては、療養明けでありますので、自席や座ったままでの発言を認めます。体調によって御自身で御判断ください。

【議長 山本 文男】

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

【議長 山本 文男】

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、5 番 中嶋 奈良雄議員、6 番 川村 義幸議員を指名いたします。

【議長 山本 文男】

日程第 2 会期の決定を議題とします。

この件につきましては、議会運営委員会において検討がなされておりますので、

委員長より報告をお願いします。

【議会運営委員長 中嶋 奈良雄】
議長。

【議長 山本 文男】
議会運営委員長 中嶋 奈良雄議員。

【議会運営委員長 中嶋 奈良雄】
令和5年第1回美郷町議会定例会について、議長より諮問を受けました会期及び日程につきまして、議会運営委員会は以下のように議長に答申いたしましたので御報告いたします。
会期については、本日から3月16日までの15日間とし、会期日程はお手元に配付してある会期及び審議予定表のとおりとしたところですが、
以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

【議長 山本 文男】
委員長の報告が終わりました。
お諮りします。
本定例会の会期は委員長の報告のとおり、本日から3月16日までの15日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】
異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から3月16日までの15日間に決定いたしました。
会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議の予定表のとおりであります。

【議長 山本 文男】
日程第3 諸般の報告を行います。
本日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。記載のとおり処理しましたので、報告します。

【議長 山本 文男】
地方自治法第235条の2、第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が、お手元に配付したとおり提出されています。
朗読は省略します。
議長報告は、お手元に配付の諸般の報告をもって報告といたします。

【議長 山本 文男】
次に、入郷地区衛生組合議会議員、日向・東白杵広域連合議会議員及び宮崎県北部広域行政事務組合議会議員からの会議の報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

【議長 山本 文男】

次に、所管事務調査の結果について、総務厚生常任委員長、文教産業常任委員長からそれぞれ報告の申出があります。

【議長 山本 文男】

初めに、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

【総務厚生常任委員長 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 山本 文男】

総務厚生常任委員長 中嶋 奈良雄議員。

【総務厚生常任委員長 中嶋 奈良雄】

総務厚生常任委員会の調査の報告をします。

1. 調査日 令和5年1月17日(火)
2. 調査場所 北郷支所林業センター研修室他
3. 調査目的 認可外保育施設の概要と
「もうひとつのこどもえん y a t t a r a (ヤッタラ)」の
運営状況について
4. 調査者 総務厚生常任委員、他議員、議会事務局
5. 参集者 町民生活課担当者 こども園代表者
6. 調査の概要
認可外保育施設と公立保育施設の制度の違いと、
認可外保育施設 y a t t a r a (ヤッタラ)の運営状況について説明を受けた。

(考察)

待機児童解消を目的に、認可外保育施設制度ができた。

この制度は、国の基準ではなく、県の基準によって認可を受ける保育施設であるとの説明を受けた。

y a t t a r a (ヤッタラ)は、町内で初めて、その制度により設立されたこども園で、令和4年4月から民間により運営されており、補助額の限度があるが、保育料の無償化の対象となっている。

このこども園は、昔のように子供たちだけの遊びなどの活動を保護者や地域で見守りながら育てる、その延長にあるような運営であると感じた。

まず、子供たちの活動の中で、自然とできたルールを尊重しながら、それを職員が見守り、子ども間のトラブルは当人同士で解決させ、必要があるときに子供を諭すようにしているようであり、大きな事故がないようにはしているが、その他は、自由にさせているようであった。

現在、日之影町などの町外からも含め9名の子供が通っている。

また、このこども園に共感して保護者の移住希望が多いとのことで、人口減対策にもつながっているようであった。

公立保育園との関係や資金面など、こども園の運営に課題はあるようではあったが、一つの子育ての在り方として、しっかりと注視していく必要がある。

ると思った。
以上で、報告を終わります。

【議長 山本 文男】

次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

【文教常任委員長 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

文教産業常任委員長 那須 富重議員。

【文教常任委員長 那須 富重】

それでは、総務厚生常任委員会の調査の報告をします。

1. 調査日 令和5年2月1日（水）
2. 調査場所 島根県邑南町
3. 調査目的 地区別戦略の取組について
4. 調査者 文教産業常任委員、他議員、議会事務局局長、書記
5. 調査の概要（意見）

邑南町地域みらい課、実践組織の合同会社出羽から地区別戦略の取組について説明を受けた。

（考察）

邑南町の面積は419キロ平方メートルと本町とほぼ同じで、人口は約1万人である。

邑南町は、行政区を12公民館で組織して、その公民館全てに町職員を3名配置して、住民が学びながら課題を抽出し、それを解決して地域づくりを行っている。

また、公民館単位に地区社協があり、本町とは町の仕組みが大きく違い、その仕組みが地区別戦略の土台になっていると感じた。

さらに、邑南町は合併した翌年の平成17年に「夢づくりプラン」を公民館で作成し、地域の自立力向上を図っている。

邑南町のまちづくりの基本理念が地域コミュニティであり、その一つが平成27年からの地区別戦略事業であると感じた。

邑南町の地区別戦略は、地域の合意形成ができ、「人口減少に歯止めをかける事業」と「交流人口の増加に寄与する事業」と明確にしている。また、令和2年からは「次世代につながる賑やかな地域創出」を取組に加えている。

また、事業助成はコンペでやる気のある実践組織に支援をしており、その事務人件費にも手厚い助成をしているのが特徴的であった。

視察した、出羽公民館の実践組織は、平成25年に合同会社を設立、現在、出資社員は17名であった。

事業は、中山間直接払交付金対象の耕作放棄地の活用や就農支援、空き家の賃貸や起業支援などを行っており、中山間直接払交付金も貴重な運営資金になっているようだ。

また、実践組織は独立しているが、空き家の片づけやイベントなどの公

民館や地区社協と連携しての取組を重視しているようだった。

邑南町の取組を参考に、本町独自の取組を構築する必要があると思うが、本町の地区別定住戦略の目的である「人口減少に歯止めをかける」ことや、助成がなくなっても「継続した活動ができる」ことが、実践組織にしっかりと認識されているのか、また、そういった方向で進んでいるのか、検証する必要があると実感した。

以上で、報告を終わります。

【議長 山本 文男】

以上で、諸般の報告を終わります。

【議長 山本 文男】

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。
町長より、提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

皆さん、おはようございます。本日から16日まで15日間の会期で、令和5年第1回の議会定例会ということになります。長丁場ではありますが、よろしくお祈りを申し上げます。

議長が冒頭、挨拶の中で申し上げましたけど、小路議員が御逝去をされました。本当に残念なことであります。議員にとっていろいろと、まだまだしたいこと、そして要望したいこと、そして町民のために頑張りたいこと、いろいろあったかと思えます。その無念さは本当にいかばかりかと思うところでもあります。その遺志を引き継ぎながら、議会議員そして私、執行部、町民のために一丸となって頑張る必要があると、そういうふうと思うところでもあります。本当に小路議員の御冥福をお祈り申し上げます。

話は変わりますが、昨日ですかね、日本穀物検定協会の食味ランキングということがあって3年連続の特Aを取ってきたんですが「残念ながらという話で「Aということで西北山間地域でありますAと。それと、霧島地区もやはり残念ながらAということで、今回、宮崎県の中で特Aを取ったというところはないということではありますが、まだまだこれから先にもずっと米づくりは続くわけでありまして、その中で米農家さんに頑張っていただきたいなというふうと思うところでもあります。

それから私ごとになりますが、30日間くらいの療養ということで、股関節の手術をいたしました。まだまだ直っておりませんというか、手術した部分はいいんですけど、今度、反対側が痛くなってきたということもありますので、この痛みと付き合いながら、また時間が許せば手術をして本来に戻そうかなと思っておりますので、御了解を得たいと思います。

それでは、諮問第1号であります。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

御承知のとおり、人権擁護委員は国民の基本的な人権が侵害されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため速やかに適切な処置を取るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもって、その使命とすることとされております。

現在、本町では、4名が人権擁護委員として法務大臣より委嘱されておりますが、このうち1名が令和5年6月末をもちまして任期満了となります。

今回、現委員の西郷在住、黒木良昭氏の6月末の退任に伴い、その後任として西郷在住、松浦純子氏を推薦したく提案するものであります。

松浦氏は、昭和60年4月から旧西郷村職員として勤務されて以来、公正忠実に職務を遂行され、令和4年3月に美郷町役場を退職されました。松浦氏は、人格識見高く強い責任感をお持ちであり、最適任者として考えますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

以上で説明を終わります。

次の提案からは、自席からさせていただきます。

【議長 山本 文男】

提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

お諮りします。

諮問第1号については、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

【議長 山本 文男】

日程第5 同意第1号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

同意第1号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

美郷町固定資産評価審査委員会の委員として、長年、御貢献いただいております中塩屋敏幸氏が、去る1月3日に御逝去されました。中塩屋氏の御功績に感謝申し上げますとともに、心から御冥福をお祈り申し上げます。

中塩屋氏の御逝去に伴い、固定資産評価審査委員会に欠員が生じたことから、若田徳子氏を選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

若田氏は、長年にわたり美郷町役場に勤務され、行政経験と知識が豊富な方で、誠実かつ真面目な人柄であり、委員として適任であると考えます。

なお、任期は残任期間である令和6年2月19日までとなります。よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、同意第1号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、同意第1号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

【議長 山本 文男】

日程第6 同意第2号 東白杵郡公平委員会委員の選任について

日程第7 同意第3号 東白杵郡公平委員会委員の選任について

日程第8 同意第4号 東白杵郡公平委員会委員の選任について

【議長 山本 文男】

お諮りします。

同意第2号から同意第4号までの3件を一括議題にし、一括して質疑、一括して討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、同意第2号から同意第4号までの3件は一括議題にし、一括して質疑、一括して討論を行うことに決定しました。

3件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは同意第2号から第4号東白杵郡公平委員会委員の選任について、3つの同意議案を一括して提案理由を申し上げます。

東白杵郡公平委員会は3人の委員で構成され、職員の給与や勤務条件に係る措置要求の審査などを行う行政委員会の一つとして、地方公務員法第7条第4項の規定に基づいて、門川町・美郷町・諸塚村・椎葉村及び入郷地区衛生組合の2町2村1

組合で共同設置された機関であります。

本会の委員の選任につきましては、東臼杵郡公平委員会の共同設置に関する規約第4条の規定に基づき、共通の候補者を議会の同意を得た上で選任することになっておりますが、現委員は、令和4年3月31日で任期満了となります。

このため、関係町村において、後任の人選を進めてきた結果、1人の委員は再任、2人の委員は新任として、それぞれの町村等の議会に提案することとなりました。

そのうち、門川町の本田芳秋氏につきましては、現委員であり、識見ともに優れ、委員長職務代理として委員の任務も熟知されております。

また、新任のうち本町の黒木忠幸氏につきましては、昭和55年4月から西郷村役場職員として勤務されて以来、町民生活課参事等を歴任され、公正忠実に職務を遂行され識見ともに優れた方であります。

また、諸塚村の谷川重人氏につきましては、諸塚村役場において議会事務局長等を歴任され人格識見高く強い責任感をお持ちであります。

以上、3名につきましては、公平委員として最適任者と認められており、関係する町村長から推薦を受けておりますので、御理解賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

なお、委員の任期は4年となっており、同意いただいた後の任期は令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年となります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから、一括して質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、同意第2号 東臼杵郡公平委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、同意第2号 東白杵郡公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

【議長 山本 文男】

続きまして、同意第3号 東白杵郡公平委員会委員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、同意第3号 東白杵郡公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

【議長 山本 文男】

続きまして、同意第4号 東白杵郡公平委員会委員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、同意第4号 東白杵郡公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

【議長 山本 文男】

日程第9 議案第4号 工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは議案第4号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

この契約は、令和4年度4年災台風14号1号箇所その他林道阿切線災害復旧工事であります。

去る2月15日、町内Aクラス6業者により指名競争入札を行った結果、議案書のとおり、株式会社 田村産業 代表取締役田村義久と6,963万円で工事請負契約を締結するものであります。

工事につきましては、崩壊した路側とのり面の安定を図るため、ブロック積と植生機材吹付を施すこととしております。

以上、今回発注いたしました工事につきましては、予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第10 議案第5号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは議案第5号、工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

この契約は、令和4年6月6日に株式会社 吉田建設産業と契約を締結した、令和4年度3年災（5月豪雨災1号箇所）奥地林道 鳥の巣線（2工区）災害復旧工事の変更契約であります。

林道鳥の巣線は、令和4年9月の台風14号の影響により起点側の路体が120メートルにわたり消失し、その路体復旧に数年を要することから、橋梁の新設及び補修は困難と判断したため、工事請負代金1億6,883万5,895円を減額するものであります。

以上、今回の契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第11 議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について（石峠レイクラ
ンド交流施設）を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について（石峠レイクラ
ンド交流施設）の議案について、提案理由を申し上げます。

地域の資源である温泉を活用し、町民の健康及び福祉の増進並びに地域内の交流
人口の拡大と地域の活性化に資することを目的として設置しています石峠レイクラ
ンド交流施設については、これまで第三セクターである株式会社レイクラ
ンド西郷を指定管理者として管理運営を行ってきましたが、利用者が年々減少傾向にある状
況に加え、新型コロナウイルス感染症の長期化や拡大により社会経済全体が低迷し
ている現状に鑑み、施設の運営自体を抜本的に見直す時期であると捉え、このたび
公募を行ったところであります。

その結果、3社より応募があったため、指定管理候補者選定委員会に諮り、選定
基準を満たした株式会社ケイメイを選定したところであります。この選定結果に基
づき、石峠レイクラ
ンド交流施設は令和5年7月1日から令和9年3月31日ま
での3年9か月間を指定管理期間とし、株式会社ケイメイを指定管理者として指定し
たいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの
であります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第12 議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について
（西郷歯科診療所）

日程第13 議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について
（北郷歯科診療所）

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第7号と議案第8号までの2件を一括議題にしたいと思いを
ます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第7号と議案第8号までの2件は一括議題とすることに決定しました。

2件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第7号及び議案第8号、公の施設の指定管理者の指定について、一括して提案理由を申し上げます。

指定管理者制度を導入している西郷歯科診療所及び北郷歯科診療所について、指定の期間が令和5年3月31日をもって終了することから公募を行ったところ、美郷町西郷歯科保健協会及び美郷町北郷歯科保健協会より申請がありました。

その後、指定管理候補者選定委員会による審査を経て、美郷町立西郷歯科診療所につきましては美郷町西郷歯科保健協会、美郷町立北郷歯科診療所につきましては美郷町北郷歯科保健協会を指定管理候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定より議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3か年であります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第14 議案第9号 公の施設の指定管理者の指定について（清翠園）を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第9号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

指定管理者制度を導入している美郷町養護老人ホーム清翠園について、指定の期間が令和5年3月31日をもって終了することから公募を行ったところ、社会福祉法人清風会より申請がありました。

その後、指定管理候補者選定委員会による審査を経て、美郷町養護老人ホーム清翠園につきましては、社会福祉法人清風会を指定管理候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定より議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第15 議案第10号 八峡辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第10号 八峡辺地総合整備計画の変更についての提案理由を申し上げます。

交通条件や経済・文化的条件により一定の要件を満たす辺地において、公共施設等を整備する場合は、財政上の優遇措置が講じられることとなっています。西郷八峡辺地に係る総合整備計画については、最終年度の令和5年度事業に係る辺地債充当予定額が計画を超える見込みであるため、八峡辺地に係る総合整備計画を変更する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第16 議案第11号 北郷平山木工団地の財産（土地）の無償貸付についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第11号 北郷平山木工団地の財産（土地）の無償貸付について提案理由を申し上げます。

北郷地区平山木工団地につきましては、平成22年6月15日付、議案第55号において、原案可決により建物（工作物含む。）については無償譲渡により財産処分を行っております。土地については、同じく平成22年6月15日付、議案第56号により無償貸付を行っております。

今回、前回契約から10年以上経過し、今後の貸付条件等の協議を行う必要もあるため、令和5年4月1日からの3か年間、引続き、耳川広域森林組合へ土地を無償貸付したく、議会へ提案するものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第17 議案第12号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第12号 美郷町営賃貸住宅条例の一部改正をする条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、美郷町南郷神門地区に建設中の移住定住促進単身者住宅の完成に伴い、入居者の資格を定める必要が生じたため、条例を一部改正するものです。

主な改正内容は、入居者の資格に年齢制限を定め、町内居住の単身者及び町外からの移住希望の若者世代の定住の促進を図る目的であります。それに伴い、別表第1に「美郷町移住定住単身者住宅」を追加するもので、地方自治法第244条の2

第1項の規定に基づき提案するものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第18 議案第13号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第13号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

学校施設につきましては、各学校の名称変更を踏まえ、その改正を行うものです。住宅使用料について、町では、美郷町南郷神門地区に美郷町移住定住促進単身者住宅1棟10戸の建設及び西郷峰地区に美郷町移住定住空き家活用住宅1戸の改修整備を進めております。

完成後は美郷町の町営住宅として管理を行いますので、地方自治法第225条の規定に基づき、使用料徴収条例に追加するものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第19 議案第14号 美郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第14号 美郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回は、森林法第191条の4の規定により作成している林地台帳について、交付に関する手数料について定めるため、改正を行うものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第20 議案第15号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第15号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

おせりの滝民話伝承館は、おせりの滝にまつわる民話・伝説を広く伝え、地域資源を活用し、町内外の人的・文化的交流を図ることを目的として、平成17年度に設置された施設です。当該施設は、設置以来、地元を中心に組織されているおせりの滝と民話の森づくり推進協議会を指定管理者として、施設の維持管理やおせりの滝にまつわる民話・伝説を施設内のパネルや紙芝居等を用いて広くPR活動を行ってきました。

施設も設置後18年が経過し、現在は飲食店営業の印象が強くなっており、施設の設置目的である民話、伝説の伝承及び人的、文化的交流という当初の設置目的は、一定の成果が得られたものであると考えます。

今回の改正は、このようなことを鑑み、令和5年度からは「おせりの滝や周辺の地域資源を活用し、交流・関係人口の創出などを通じて地域活性化を図る」ことを目的としたおせりの滝多目的交流館として別表第1及び別表第3の「施設名称」及び「設置目的」を変更する改正となります。

なお、今後の利活用につきましては、引き続き、指定管理者制度を活用しながら町を代表する観光景勝地であるおせりの滝の玄関口に位置する施設として、より一層観光の振興や交流・関係人口の創出及び地域の活性化に寄与するような利活用案を広く募集することとします。そのことにより、施設を利活用する方の考えやアイデアで、自主事業の展開ができるようになります。

次に、南郷温泉山霧の施設内に位置する南郷有機農産物直売所については、地域ブランド化を促進するため、地域特産品を消費者に提供し、ニーズの把握等により農林業の活性化と観光の振興を図ることを目的として平成10年度に設置された施

設ですが、設置後、長きにわたり利用されていない状態であることから、令和5年4月から指定管理者が変更となるタイミングに合わせて、当該条例別表第1の「特産物直売所」の項目から「南郷有機農産物直売所」の項を削除し、新たに同別表第1の「南郷温泉施設」の項目に「その他施設設置の目的を達成するために必要な施設」として位置づけ、指定管理者のアイデアにより利活用を進めていただくことを想定いたしております。

次に、学校給食施設的美郷町立南郷学校給食センター及び美郷町立北郷学校給食センターは、それぞれ施設一体型の幼小中一貫校として整備される際、新設移転されておりますので、その住所に改正を行うものです。

最後に、美郷町西郷生涯学習センター（旧西郷図書館）については、令和2年度に西郷ニューホープセンター内に移設しておりますので、改正するものであります。

以上で説明を終わります

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第21 議案第16号 美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第16号 美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

国民健康保険の被保険者が出産したときに支払われる出産育児一時金につきましては、現在、一部の例外を除き、当該一時金の支給額と産科医療補償制度の掛金額の合計額、総額42万円を支給しているところであります。

今般、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が公布され、令和5年4月1日以降の出産に係る出産育児一時金の支給額が引き上げられることに伴い、現行の40万8,000円から48万8,000円へ改正するものであります。

なお、この改正により、産科医療補償制度に加入する病院等で出産した場合は、掛金額の1万2,000円を加えた総額50万円を支給することとなります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

- 日程第 2 2 議案第 1 7 号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 3 議案第 1 8 号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 4 議案第 1 9 号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第 1 7 号から議案第 1 9 号までの 3 件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 7 号から議案第 1 9 号までの 3 件は一括議題とすることに決定しました。

3 件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第 1 7 号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第 1 8 号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第 1 9 号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、関連がありますので一括して提案理由を申し上げます。

議案第 1 7 号につきましては、「児童虐待の防止を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されている」との指摘がある親権者の照会権に係る民法の規定が削除されました。

これに合わせ、内閣府令において、児童福祉施設の施設長等が入所児童等に行う措置について、懲戒権に関する規定が削除されることから、本町条例についても同様の改正を行うものです。

また、昨年 9 月に静岡県牧之原市の認定こども園において送迎用バスに園児が置き去りにされ亡くなるという痛ましい事故が発生をしております。このような状況から、園児等の安全対策のため、国では児童福祉関連施設の設備や運営に関する基準等を定める各種省令等の改正を行い、これに伴い各自治体では、関連する条例に

において同様の対応が求められることとなりました。

内容としましては、安全計画または業務継続計画の策定、送迎用自動車を使用する場合の園児の所在確認及び安全装置の備え付け、感染予防等の衛生管理等に対する対応に係るものでありますが、家庭的保育事業等については議案第18号において、放課後児童健全育成事業については議案第19号において、それぞれ設備と運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第25 議案第20号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第20号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第10号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定及び確定見込みによる不用額の更正が主なものであります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ5億5,044万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ105億5,291万2,000円とするものであります。

主な補正の内容につきまして歳入から説明いたします。

初めに、町税に3,412万7,000円を追加しました。町民税1,192万4,000円、固定資産税1,768万4,000円、入湯税203万6,000円の増額が主な理由です。

次に、地方譲与税に787万5,000円を追加しました。地方揮発油譲与税191万円、自動車重量譲与税に579万3,000円、森林環境譲与税に17万2,000円を追加しました。いずれも交付額の見込みによる補正であります。

法人事業税交付金に598万2,000円を追加しました。

次に、地方消費税交付金に1,020万6,000円を追加しました。地方消費税交付金のうち社会保障費分661万円の増額が主な理由です。

地方交付税に6,030万5,000円を追加しました。これは、普通交付税算定項目への臨時経済対策費の創設があったことに伴い、追加交付が決定されたものです。

次に、分担金及び負担金から1,938万2,000円を減額しました。これは

災害復旧費分担金の農地・農業用施設災害復旧費分担金（補助災）から1,540万9,000円を減額、総務費負担金の防災行政無線等施設運営負担金から426万2,000円の減額が主な理由です。

次に、国庫支出金に688万4,000円を追加しました。これは民生費国庫負担金のうち保育委託費国庫負担金から1,553万7,000円、民生費国庫補助金のうち子育て世帯等臨時特別支援事業補助金から1,100万円の減額をし、災害復旧費国庫負担金のうち公共土木施設災害復旧費負担金に3,514万7,000円を追加しました。結果、国庫支出金全体では増額となりました。

次に、県支出金から6,482万円を減額しました。各費目とも事業費の確定見込み額による補正が主な要因ですが、うち農地・農業用施設災害復旧事業補助金1,091万8,000円の減額、林道施設災害復旧事業補助金4,550万円の減額が主な理由です。

次に、財産収入に314万円を追加しました。これは町有林の立木伐採売払いに伴い、公有林立木売払い収入に263万9,000円を追加し、町所有重機売払いに伴い物品売払い収入に56万1,000円を追加したことが主な理由です。

次に、基金繰入金から5億6,331万5,000円を減額しました。歳出全般の減額やふるさと応援基金繰入金の充当により、財政調整基金繰入金を減額したことが主な理由です。

最後に、町債から4,190万円を減額しました。事業費の確定見込みに伴う補正であります。

続いて、歳出について御説明いたします。歳出につきましては、経常的経費及び各事業の見込額の確定による補正が中心であります。

初めに、議会費から47万4,000円を減額しました。職員人件費の不用額更正であります。

次に、総務費から全体で3,814万8,000円を減額しました。

主なものとしては、一般管理費の職員人件費1,150万円の減額、企画費の地域おこし協力隊に係る地域おこし活動費633万5,000円の減額、電算システム管理費のその他電算管理費2,896万5,000円の減額、CATVセンター運営費146万円の減額、参議院議員選挙費352万円の減額、県知事選挙費237万円の減額などであり、ふるさと納税返礼品2,071万6,000円の追加はありましたが、その他の項でも、経常的な経費の不用額更正等により、全体では減額となりました。

次に、民生費から5,806万6,000円を減額しました。社会福祉総務費の臨時特別給付金事業の事業確定による不用額更正1,580万円の減額、災害救助費940万1,000円の減額などが主なものであり、その他の経費につきましても全般的に減額となりました。

次に、衛生費から712万7,000円を減額しました。保健衛生総務費の西郷保健センター管理費106万7,000円の減額、予防費の各種検診事業費198万6,000円の減額、予防接種費152万1,000円の減額、清掃総務費の次期最終処分場整備基金積立負担金325万円の減額などが主な理由であります。

次に、農林水産業費から8,696万円を減額しました。農業振興費で3,182万4,000円の減額、畜産業費で373万5,000円の減額、農地費から328万円の減額、地籍調査費386万8,000円など、農業費全体で4,447万7,000円を減額しました。林業振興費から1,760万6,000円の減額、林道整備費から1,858万7,000円の減額など、林業費全体で4,137万

5,000円の減額とし、不用額の更正を行っております。

次に、商工費から692万1,000円を減額しました。商工振興費の新型コロナウイルス感染症対策商工業サポート事業補助金224万2,000円の減額、商工業制度資金利子補給補助金150万円の減額、鉱害処理費の速日鉱山施設管理費110万2,000円の減額などが主な理由であります。

次に、土木費から4,608万3,000円減額しました。これは、道路維持費の町道維持管理費522万2,000円の減額、道路新設改良費の過疎対策事業費1,764万1,000円の減額、防災・安全交付金事業（メンテナンス）609万3,000円の減額、公営住宅建設費の公営住宅建設事業費506万3,000円の減額、一般住宅支援費800万円の減額などが主な理由であります。

次に、消防費から808万8,000円を減額しました。防災無線施設費の防災無線施設管理費867万7,000円の減額が主な理由であります。

次に、教育費から3,261万1,000円を減額しました。事務局費の高校生就学支援補助金362万円の減額、旧渡川中学校体育館解体工事請負費の執行残不用額1,343万7,000円の減額、特別職及び一般職員人件費120万円、会計年度任用職員人件費225万円の減額、幼稚園費の幼稚園教員人件費220万円などの減額に加え、コロナ禍の影響による社会教育総務費の青少年交流事業補助金268万4,000円の減額などが主な理由であります。

次に、災害復旧費から2億5,591万6,000円を減額しました。事業費の確定見込みによる不用額更正であります。

次に、公債費から、元金及び利子合わせて590万円を減額しました。

最後に、諸支出金から415万5,000円を減額しました。特別会計繰出金のうち、国民健康保険診療所事業特別会計繰出金から809万5,000円の減額、国民健康保険特別会計繰出金から419万3,000円の減額、介護保険事業特別会計繰出金78万2,000円の減額、後期高齢者医療特別会計繰出金347万9,000円の減額がありましたが、歳入見込みによります森林環境譲与税基金積立金へ1,163万円追加、入湯税管理基金積立金へ203万8,000円を追加しました。

また、繰越明許費の補正については、第2表にあるとおりです。コロナ禍により労務者や資材等の手配に不測の日数を要したことが事業の進捗に影響したことや、台風14号災害対応に不測の日数を要したことによる事業進捗の遅れが主な繰越し理由であります。

地方債の補正につきましては、第3表のとおりであります。

今回の補正により、令和4年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億5,291万2,000円となりました。

以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第26 議案第21号 令和4年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

日程第27 議案第22号 令和4年度美郷町介護保険業特別会計

		補正予算（第3号）
日程第28	議案第23号	令和4年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
日程第29	議案第24号	令和4年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）
日程第30	議案第25号	令和4年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第5号）
日程第31	議案第26号	令和4年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第21号から議案第26号までの6件を一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号から議案第26号までの6件は一括議題とすることに決定しました。

6件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第21号 令和4年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出から、それぞれ1,130万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,375万4,000円とするものであります。

まず、歳入予算につきましては、県支出金から711万1,000円を減額しております。これは、昨年度から導入を進めてきた市町村事務処理標準システムの令和4年度分の財源について、特別調整交付金による措置が見込まれることが示されたため、その他の財源として見込んでいた都道府県繰入金を減額したことが主な要因であります。

また、一般会計繰入金につきましては、各種繰入金の今年度分の算定を終えたため、算定額に応じて合計419万3,000円を減額するものであります。

続いて、歳出予算につきましては、まず、一般職員人件費として37万円、償還金として19万7,000円の追加予算をそれぞれ計上しております。

また、一般被保険者療養費や疾病予防費など、実績の見込み額に合わせてそれぞ

れ減額等を行うとともに、歳入の減額に伴って基金積立金の減額を行うものであります。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第22号 令和4年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,175万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,031万円とするものです。

今回の補正の主な内容は、歳出につきましては、地域支援事業費の実績見込みにより869万7,000円の減額とし、年度末までの各サービス費の過不足を予備費で調整いたしました。

歳入につきましては、保険給付費の実績見込みに伴い交付額の変更で支払基金交付金が5,121万8,000円、県支出金が89万円減額となっております。年度末までの歳入歳出見込みを踏まえ、予備費等の調整により財政安定化基金からの貸付を受けないことから800万円を減額いたしました。

以上であります。

続きまして、議案第23号 令和4年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ347万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億563万5,000円とするものです。

今回の補正の主な内容は、宮崎県後期高齢者医療広域連合への各種負担金が確定したため、歳出において広域連合納付金を347万9,000円減額いたしました。

歳入におきましては、歳出と同様の理由により一般会計繰出金を347万9,000円減額いたしました。

以上であります。

続きまして、議案第24号 令和4年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第7号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ73万円を減額し、歳入歳出それぞれ1億8,190万6,000円とするものです。

歳入につきましては、水道使用料のうち、現年度分水道使用料から73万円を減額しました。

歳出につきましては、予備費から73万円を減額しました。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第25号 令和4年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第5号)についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ400万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億374万9,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、職員人件費不要分295万円及び人事異動等による会計年度任用職員人件費不要分198万3,000円の減額であります。

歳入補正の主なものは、県補助金342万円の増額及び人件費の減額に伴う一般会計繰入金809万5,000の減額であります。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案26号 令和4年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入につきましては、収入予算の組替えでありますので、収支総額の増減はございません。

主な内容につきましては、医業収益として入院・外来ともにそれぞれ512万5,000円、570万9,000円の減額、新型コロナウイルスワクチン接種委託金等の増加により1,299万9,000円の増額計上をしております。

また、資本的収入におきましては、工事の入札により執行残が生じたため、一般会計出資金を109万9,000円減額しております。事業勘定繰入金においては国保調整交付金の事業確定に伴い15万4,000円減額補正しております。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

ここで、休憩に入りたいと思います。

再開を15分からいたします。

(休憩：午前11時08分)

(再開：午前11時14分)

【議長 山本 文男】

皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き会議を再開します。

【議長 山本 文男】

日程第32	議案第27号	令和5年度美郷町一般会計予算
日程第33	議案第28号	令和5年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
日程第34	議案第29号	令和5年度美郷町介護保険事業特別会計予算
日程第35	議案第30号	令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第36	議案第31号	令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計予算
日程第37	議案第32号	令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第38	議案第33号	令和5年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算
日程第39	議案第34号	令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第27号から議案第34号までの8件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第27号から議案第34号まで8件を一括議題とすることに決定しました。

8件につきまして、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

令和5年度 美郷町施政方針。

本日、令和5年第1回美郷町議会定例会の開会に当たり、町政運営に臨む私の所信と主要施策の概要を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいと思います。

本町は、少子高齢化や人口減少を起因とする農林業や商工業の後継者問題、地域活力の低下など、多くの課題がございます。併せて、令和4年台風14号の豪雨により、町道や施設等に甚大な被害を受けたところでございます。

一方、新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザと同等の5類とする政府の方針であります。その先行きは依然として不透明であります。また、円安の進行とロシアのウクライナ侵攻に端を発した不安定な国際情勢によって、エネルギーをはじめとする物価高騰の影響が継続しております。

令和5年度におきましても、「全ては町民のため」の下、本町の諸課題に真摯に向き合い、厳しい財政状況に変わりはありませんが、地方自治の本旨に基づいて、緊急性等を考慮しつつも機を逸することなく万全な対策を講じてまいります。

また、令和4年台風14号の災害復旧工事等につきましても、国や県と十分に協議を行いながら、迅速かつ着実に執行してまいります。

私の政治信条であります「町民とつくる対話と協働の町政」、「信義誠実で透明性のある町政」、「スピード感のある町政」を基本理念に、

- ①町民目線のまちづくり
- ②持続可能なものづくり
- ③思いやりのあるまちづくり
- ④人財づくり
- ⑤住みたいまちづくり

の5点を目指す政策として、私に託された役割と責任をしっかりと果たしていく所存でございます。

さて、日本経済はコロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある一方、ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円高の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰など、経済を取り巻く環境は厳しさを増しています。

令和4年12月2日に閣議決定された国の令和5年度予算編成の基本方針では、足元の物価高を克服しつつ、新しい資本主義の旗印の下、社会課題の解決に向けた取組を成長へのエンジンへと転換し、我が国経済を持続可能で一段高い成長経路へ乗せていくこととしております。

令和5年度予算編成に当たっては、令和4年度第2次補正予算と一体として、令和5年度予算編成基本方針と経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）に沿って、経済再生の実現に向け、人への投資、科学技術等の成長分野への大胆な投資、少子化対策・こども政策の充実等を含む包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速や、外交・安全保障環境の変化への対応、防災・減災、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保をはじめとした重要な政策課題について必要な予算措置を講ずるなど、めり張りの利いた予算編成を行い、その政策効果を国民や地方の隅々まで速やかに届けることとしております。

このような中で、国の令和5年度一般会計の総額は、114兆3,812億円で、初めて110兆円を超えて過去最大を更新しております。

歳出につきましては、高齢化に伴って社会保障費が6,154億円増の36兆8,889億円となっています。

防衛費は、令和4年度当初予算を1兆4,192億円上回る6兆7,880億円で、過去最大となりました。また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰対策、ウクライナ情勢などに備えるための予備費に5兆円、地方自治体に配付する地方交付税交付金は、令和4年度当初予算より5,166億円増の16兆3,992億円を計上しております。

歳出につきましては、税収を過去最大69兆4,400億円と想定し、ほかに9兆3,182億円の税外収入を見込んでおります。不足する35兆6,230億円は、新規国債を発行して補うとしております。

さて、美郷町では第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、昨年より人口減少という最大の課題に取り組み、美郷町地区別定住戦略（通称：ちくせん）を策定し、新たなまちづくりの挑戦を始めました。これは、子育て支援、地域づくり、しごとづくり、移住・定住支援を軸として、行政、町民、地域、団体、企業など町全体で、各地域の魅力・資源・人材を掘り起こし再確認して、町の再生・活性化を図ろうとするものです。この取組が「住んでよかった」「住み続けたい」と感じることができるとつながるよう鋭意努めてまいります。

美郷町になり17年目を迎えました。次の世代が確実に成長していることを実感します。しっかりとバトンを引き継いでもらえるよう、時代の流れに対応できるまちづくりとともに、心の絆をしっかりと結び、田舎の原風景を守りながら、お互いが支え合う地域づくりを目指してまいります。

以下、主な施策につきまして、その概要を御説明申し上げます。

1. 農林業の振興

本町の基幹産業である農林業の振興は最重要課題であり、重点的に取り組んでまいります。特に農林業の担い手の確保と育成対策の充実を図り、農林業の振興と地域活性化を推進します。

農業の振興につきましては、日本型直接支払制度や農業人材力強化総合支援事業等、国県の農業政策を活用し、農業生産活動が継続できる体制づくりに努め、農業所得の向上と経営安定を図るとともに、親元就農や事業承継による新規就農者の確保を目指します。

また、燃油や肥料、飼料の高騰等、昨今の情勢を鑑みた支援を行い、栽培面積や飼養頭数、飼養羽数の維持・拡大、生産者の営農意欲向上に努めます。関連して耕畜連携の推進により、循環型農業の確立を目指し、遊休農地化の抑制を図ります。

また、将来の農業や農地利用の在り方等、農地の集約化や担い手の確保・育成について、本年4月に改正予定の関係法令に基づき、地域計画の策定に取り組み、本

町農業の振興・発展に努めてまいります。

林業の振興につきましては、森林整備計画の基本方針にのっとり、適切な森林施業を推進し、特に伐採後の的確な更新が図られるよう再造林を強く促していきますが、これに伴う林業事業体の強化、担い手・後継者の確保、人材育成のため、森林環境譲与税を活用し様々な支援を行います。

また、森林整備計画に掲げる水源の涵養や山地災害の防止など、森林の持つ多面的な機能を発揮させ、本町が目指す資源循環利用の森林づくりによる健全な森林資源の維持造成のため、保安林化に取り組みます。シイタケや木炭等の特用林産物については、生産者の負担軽減と作業の効率化を図る施策により、生産意欲を促し、生産量や品質の向上に努めてまいります。

鳥獣被害対策につきましては、これまでどおり関係機関や団体と連携して、捕獲による個体数削減や防護施設の設置等による対策を強化し、被害軽減に努めてまいります。

6次産業化につきましては、町が中心となって取り組むこととした美郷町地域ぐるみで取り組む6次産業化基本構想を令和元年に策定し、産業の振興に取り組んでいるところでございます。町内において、栗加工施設が6次産業化の形態を達成している唯一の施設でありますので、町の6次産業化のモデルとして栗のさらなる振興を図りながら、町全体の6次産業化推進のための財源を確保し、他の農産物の振興にもつなげてまいります。

2. 商工業、観光の振興

商工業の振興につきましては、商工業活性化の中心的な役割や地域コミュニティ機能を担う商工会への支援をはじめ、中小企業育成、意欲ある法人・個人等が行う新規起業や経営拡大などの各種支援制度によって継続的に支援します。

今後も、商工業の維持活性化のため商工会との連携を密にしながら、地域の特徴を踏まえ各種事業を展開してまいります。

また、コロナ禍で影響を受けている、商工業事業者への支援につきましても、引き続き、国や県の支援策と歩調を合わせながら、地域の実情に沿った支援に努めます。

観光振興につきましては、これまで地区ごとに展開してきた里づくり事業を生かしながら、それらを集約する新たな観光ブランド「DRIVE TO MISATO」のプロモーション活動を継続して実施してまいります。そのことにより、町内に点在する観光景勝地への周遊機会の創出を図るとともに、体験型、交流型のツアーの推進を通じて、交流人口・関係人口の拡大に取り組んでまいります。併せて、ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、ホームページやSNSなど、多様な媒体を活用した情報発信に努め、観光の振興につなげてまいります。

3. 道路環境・交通体系の整備

地域の基礎的な社会資本である道路整備につきましては、適正な維持管理を行うことにより道路施設の長寿命化に努めます。また、生活の利便性向上や交通の安全性を確保するために、国、県の補助事業及び過疎対策事業などを活用し再整備に努めてまいります。

国道388号につきましては、美郷町役場本所と南郷支所を結ぶ全線が2車線となり、観光・経済の活性化の追い風になるものと期待したところであります。

今後の整備促進については、松瀬工区の前倒ししての早期完了をお願いしつつ、美郷町側への早期の事業着手、新屋敷工区の早期の工事着手を関係機関と連携しながら要望活動を行ってまいります。

県道につきましては、西都・南郷線、宇納間・日之影線、東郷・西都線等、計画的な整備が進められています、が今後も継続して要望活動を行ってまいります。

また、地域公共交通対策につきましては、通院や通学、買物など、町民の多様な移動ニーズに対応するための重要な施策の一つです。

現在、交通空白地帯の解消と高齢者福祉の観点から、コミュニティバス（通称：みさとバス）を運行しており、主に通院を目的とした利用があることから、引き続き、地域の移動手段として持続可能な体制を整備してまいります。

また、本町と近隣自治体とを連絡する地域間幹線系統及び広域路線バスについては、町外への貴重な移動手段として位置づけられているため、新たな利用者の確保を図りながら、その存続と路線維持に努めるとともに、ニーズに応じたダイヤの改正や車両の小型化など、県や沿線自治体と共に運用システムの抜本的な見直し検討を進めてまいります。

4. 水道施設・生活排水処理施設の整備

簡易水道施設は欠かすことのできない生活基盤でありますので、持続的な経営を念頭に施設の改修・更新と維持管理に努めてまいります。

農業集落排水施設につきましても引き続き、適正に管理し、併せて今年の台風14号で被災した和田若宮地区及び花水流地区施設の本復旧に努めてまいります。

また、地域・個人管理の給水施設や合併浄化槽につきましては、整備方法の助言や維持管理等の支援に努めてまいります。

5. 環境衛生の充実

家庭ごみの適正処理につきましては、日向東臼杵広域連合と連携して、圏域全体で取り組むとともに、資源循環型社会への転換を推進するため分別収集の啓発を重点的に行い、ごみ減量化・資源化に積極的に取り組みます。

また、不法投棄防止の啓発やパトロール等による監視に継続して取り組みます。

6. 環境保全の推進

本町は、緑豊かな山林や、小丸川・耳川及び五十鈴川等美しい自然資源に恵まれた地域であります。この豊かな緑や清流を保護するため、各水系汚濁防止協議会と連携した啓発活動を行ってまいります。

7. 住宅環境の整備

既存の町営住宅につきましては、公営住宅等ストック総合改善事業等による改修・改善工事を計画的に進めるとともに適正な維持補修に努め、住宅の長寿命化と居住環境の向上を図ります

また、耐用年数の経過した町単独住宅につきましては、取壊しや売却などを行い維持管理費の削減に努めます。さらに、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に位置づけられている移住・定住支援の中から住宅施策について重点を置き、「空き家サブリース」、「分譲地」の整備を行ってまいります。

一般住宅につきましては、町民の生活環境の向上、定住促進、経済活性化、木材振興等を目的に、町産材または流域材を活用することを条件として、新築・増改築を行う町民を支援してまいります。

8. 移住・定住の推進

移住・定住につきましては、お試し滞在宿泊施設を活用した就業体験や田舎暮らし体験の実施や国県の移住支援金の活用、住まいの情報発信を行い、移住定住の促進を図ってまいります。

また、住まいにつきましては、官民一体となって空き家等情報バンク登録数の増加を図り、紹介できる住宅の確保に努めてまいります。

雇用につきましては、ハローワークやふるさとみやぎ人材バンクと連携しての情報提供に努めてまいります。

9. 情報通信基盤の整備

地域情報化対策につきましては、CATVネットワーク網が町内全域にわたり整備されています。自主放送の充実を含めその安定運営と維持管理に取り組むこととします。

また、ネットワーク光化事業完了により、町内全域で4K放送及び高速通信に対応できる光ネットワークが整備され、町内の放送・通信環境格差是正が図られ、基盤強化がなされました。全ての町民が情報通信技術（ICT）の恩恵を享受できるよう、今後も地域情報化の推進に取り組んでまいります。

また、庁内情報化対策につきましては、住民情報や税情報等の自治体クラウドシステムを利用していますので、住民サービスのための事務の効率化・迅速化と安定運用に努めます。

また、デジタル改革関連6法の成立により、令和7年度までに地方公共団体の情報システムの標準化が法的に義務づけられていることから、国の方針に基づいた標準化基準に適合するシステム変更に向けて取り組んでまいります。

さらに、Society 5.0時代を迎え、5GをはじめとするICTインフラ整備と利活用の促進が叫ばれている中、デジタル化をめぐる動きをより一層注視するとともに、今まで以上に新たな情報化の推進に向けて検討を進めてまいります。

10. 保健・福祉の充実

①保険及び保健事業の充実

健康づくりは町民生活に直結する重要な課題であるだけでなく、地域活性化の要でもあります。そのためこれまで特定健診を始めとする各種健診の受診率を高めることに努めてきました。

本町の国民健康保険事業における一般医療費につきましては、1人当たり医療費順位が県内上位になっておりましたが、僅かですが減少傾向にあります。

しかし医療費における生活習慣病の占める割合が増加傾向にあることから、特定健診の事後フォローを今後も継続的に取り組むとともに、医療費の高い疾患のリスクが高い方を中心に、栄養士・保健師により個別訪問による重症化させない支援体制を構築し、被保険者の皆様の理解と協力を得ながら、医療費の適正化と健全な財政運営に努めてまいります。

令和5年度は第3期データヘルス計画と健康日本21第3次計画作成時期になっており、計画による健康増進・疾病予防を通じ、住民の幸せを目指してまいります。

母子保健については、妊産婦健診や乳幼児健診、新たに産後ケア事業の実施により、母子の健やかな成長を支援するとともに、不妊に悩む方に対する助成制度を継続するなど、母子保健対策の充実を図ってまいります。

また、美郷町子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届出時から全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い、面談やアンケートを実施しながら継続的に相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型支援の充実を図り、併せて出産・子育て応援ギフトとして経済的支援を行うことで、全ての妊婦・子育て家庭がより安心して出産・子育てができるよう取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染防止対策としては、重症化予防が期待される新型コロナウイルスワクチン予防接種を国の指導の下に、ワクチンに関する情報や予防接種の受け方等町民への説明を行い、安全に安心して接種が受けられるようさらに取り組んでまいります。

② 社会福祉の充実

少子高齢化・超高齢化が進む中、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できることが求められています。そのためには町政による福祉施策の充実はもとより、町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会並びに民間福祉団体等と協働・連携しながら福祉の町としての環境づくりをさらに進めてまいります。

③ 児童福祉の充実

町民が安心して子どもを産み育てる環境整備のため、中学生までの子ども医療費の無料化、保育料の無償化・減免、子育て支援センターの充実などの美郷町の子育て支援を継続的に推進してまいります。

また、本町においてもDV（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待の報告があることから、要保護児童対策地域協議会や子育て世代包括支援センター等関係機関の連携を強化し、家庭相談の推進や幼児・児童の権利擁護と育成環境の整備に努めてまいります。

④ 高齢者福祉の充実

令和4年12月1日現在、本町における住民基本台帳での65歳以上の高齢化率は51.7%であり、依然として県下トップの状況が続いています。高齢者が安心して地域で暮らせるためには、気軽に相談できる体制が必要です。そのため引き続き、独居高齢者等への個別訪問事業を継続し、高齢者の困り事や福祉ニーズに速やかに対応します。

また、独居高齢者及び高齢者世帯の増加に伴い、在宅高齢者の生活を支援する配食サービスや緊急通報システムの充実に努めます。これまで取り組んできた高齢者の自主的運動教室を継続するとともに、高齢者がそれぞれの関心等に合わせて参加できるような「多様な通いの場所」づくりを地域と共に推進し、高齢者が家に閉じこもることのないよう、地域で支える仕組みづくりに努めます。

高齢者の多くは住み慣れた自宅での生活を望んでおり、その高齢者が支援や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいのサービスを一体化して提供し、高齢者を地域全体で支えていくための地域包括ケアシステムの構築を継続し、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤の整備・拡充を推進します。

この地域包括ケアシステムを実現させるための重要な手法である地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に推進するものであり、会議の定期開催と充実を図るとともに、令和3年度からの3か年計画で策定した第8期介護保険事業計画を基に介護保険事業特別会計の適正な運営を図ります。

さらに、令和2年度から実施している高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を充実させ、高齢者の健康づくり、生きがいつくりの拡充を図ります。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、高齢者が安心して医療が受けられる体制を堅持していきませんが、引き続き、団塊の世代が後期高齢者医療保険に加入してくることから、医療状況を注視しながら適正な運営に努めてまいります。

⑤ 障がい者福祉の充実

障がい者の日常生活や社会生活を支援するため、引き続き、自立支援給付や地域生活支援事業を適切に実施するほか、関係機関や当事者団体等との連携を図りながら、障がい者が住み慣れた地域で社会と共生できるよう努めます。

また、令和元年度から、様々な地域課題の解決に向けて、障がい児・障がい者支援事業所「そうだんサポートセンターみさと」が開設され、さらに、令和2年度に、

地域全体で支援する協力体制づくりを目的とした地域生活支援拠点整備として、日向市・東臼杵郡基幹相談支援センターが開設されたことから、両センターと協力して手厚い個別支援や支援体制づくりの強化を進めてまいります。

また、令和3年度から3か年で策定した第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画に沿って事業を進めてまいります。

⑥ひとり親家庭支援の充実

社会情勢が変化する中で、影響を受けやすいひとり親家庭等の自立促進と児童の健全な成長を確保することが重要な課題となっています。そのため、子供の養育や経済面・健康管理など多くの困難を抱えているひとり親世帯に対し、医療費の助成などを実施してまいります。

⑦消費生活の安定と向上

若者から高齢者まで幅広い年齢層において、訪問販売や通信販売等の消費生活トラブルが多発している中、地域や関係機関等との連携により悪質商法や詐欺行為を排除するとともに、相談窓口の機能強化や未然防止に向けた消費者教育と啓発活動を強化・推進してまいります。

1 1. 医療の充実

国保病院及び診療所事業につきましては、地方公営企業法に基づく独立採算制を目指しながら、同時に地域住民の保健、医療、福祉の役割を担うという公的医療機関の立場にあります。今日まで、医療はもとより保健、福祉の面においても中核的な役割を担う機関として、地域包括ケアの実践や在宅医療の推進に努めてきたところ です。

また、令和2年4月からは、安心・安全な医療の提供を目指し、医師の働き方改革への対応や就労環境の改善など、多くの課題を解決するため医療提供体制の改編を行い、現在の体制を構築しました。

今後は、新たに更新が予定されている第8次医療計画や、地域医療構想に基づく医療提供体制の改革に対応するため、病床機能のさらなる再編や機能分化が課題となりますので、それらに対応するためにも、県や大学等の関係機関との連携を密にしながら、派遣医師の継続と定着医師の確保に取り組んでまいります。

町内3つの医療機関を維持し、持続可能な地域医療の確立を目指して、官民が連携しながらさらなる医療の充実を目指してまいります。

1 2. 防災対策の充実

本町は、地理的・自然的条件や地球温暖化による異常気象により、大規模な風水害や土砂災害の発生が懸念されています。このことから、美郷町地域防災計画や美郷町国土強靱化地域計画など各種計画に基づき、災害から町民の命と財産を守り、迅速に復旧・復興が可能となるよう「強さ」と「しなやかさ」を持った美郷町を目指します。

また、国、県、町、町民全員が参加する自主防災組織及び事業者が連携し防災・減災、国土強靱化に取り組めます。

1 3. 消防・救急体制の充実

非常備消防自治体の本町では、消防団が唯一の消防機関であり、地域防災の要であります。本町としましても、地域密着性、要員動員力、即時対応力の特性を生かしながら、消防施設の充実や団員の確保、活動環境の整備など、消防力の向上に取り組めます。

救急業務につきましては、救急や搬送に関する業務の一部を民間に委託し、救急救命士が同乗する救急搬送体制を構築しております。救急救命士による現場での傷

病者観察や処置、病院へ搬送するまでに傷病者の状態や状況を病院側へ的確に伝えるなど、病院側の受入れ態勢の充実も図られております。さらに、救急救命士によるドクターカーやドクターヘリ、防災ヘリの要請判断を実施し、いち早い医療介入につなげております。

本年度も引き続き、町内全域に救急救命士の手が届く体制を構築し、町民が安全で安心できるサービスの充実を図ります。

また、関係機関との連携の強化、施設の整備や従事者への教育・講習等を実施し、業務の充実に努めてまいります。

14. 治山・砂防・河川対策の充実

治山・砂防対策につきましては、自然災害から町民の生命・財産を守るため、河川対策につきましては、災害の発生を予防し、または災害の拡大を防止することを目的として、築堤や河床堆積土砂の除去対策事業の導入に向けて、国や県へ積極的な要望活動を行うとともに、土捨て場の確保にも努めてまいります。

15. 防犯対策の充実

防犯対策につきましては、警察や駐在所連絡協議会、日向地区防犯協会と連携し、町民の防犯意識の高揚を図ります。また、防犯灯のLED化の推進や既存設備の維持補修等を行い、犯罪の未然防止に努めてまいります。

16. 交通安全対策の充実

交通安全対策につきましては、警察、交通安全対策協議会、交通安全協会及び交通指導員会等の関係機関団体と連携を図りながら、町民一人一人に交通安全思想の普及を図ります。

併せて、高齢者の交通事故防止を図るための「みさと安全運転」を推進し、交通安全施設や通学路の点検・改善を行ってまいります。

17. 教育の振興

本町の教育全般におきましては、教育基本法の理念及び宮崎県教育基本方針を踏まえ、人間尊重の精神を基本とし、一人一人が豊かな人間性を培い、変動する社会に創意工夫と生きがいを持って対応できるよう「たくましい体」、「豊かな心」、「すぐれた知性」を備え、郷土の有為な形成者として、心身ともに調和のとれた人間形成を目指し教育の振興を図ります。

生涯学習の推進につきましては、地域課題の解決に関する講座を設けるなど、町民が主体的に学び、地域生活に生かしていける体制の整備を行います。

また、生涯学習人材バンクの活用を図り、各種学級、講座、教室等の運営及び図書館を中心とした生涯学習施設の充実と利用の促進、スポーツ・レクリエーションを気軽に親しめる環境づくりに努めます。

学校教育の充実につきましては、本町の教育目標である「ふるさとを愛する心と豊かな国際感覚を育み、確かな学力を身につけ、自分に自信と誇りが持てる、心豊かな人材を育成する」の実現へ向け、本町の教育資源を生かした「美郷ならではの一貫教育」を推進させ、施設一体型幼小中一貫校の強みを生かした教育活動を展開してまいります。

また、様々な理由により登校が困難な児童生徒に対し、今年度新設を目指す教育支援センターにおいて、一人一人に寄り添ったきめ細かな学びを保障してまいります。

社会教育の推進につきましては、全ての町民が生きがいを持って過ごせる社会の構築と、町民一人一人が自ら学び、地域に貢献できるよう体制の整備を図ります。

家庭教育の推進としましては、「生きる力」、「心の教育」の基盤を確立するため、

全ての教育の出発点（根底）であるとの認識を深めるとともに、家庭が本来、果たすべき役割を見据え、各家庭の教育力の向上と地域による家庭教育支援体制の整備充実を図ってまいります。

18. 地域コミュニティ対策

地域コミュニティの活性化を図るため、その核となる自治公民館の活動に対する支援体制の強化と学校を核とした地域づくりを目指し、地域人材の幅広い参画を得て、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「コミュニティ・スクール事業」「地域学校協働活動事業」を推進してまいります。

19. 伝統文化の継承と活用

地域に伝わる伝統文化は、地域コミュニティや文化の振興を図る上で貴重な資源であります。これをしっかりと継承することを目指して、伝統芸能等の保存、継承、活用を図るため、後継者や指導者の育成を積極的に支援します。

また、本年度においては郷土芸能保存事業を立ち上げ、地域の貴重な伝統芸能の映像記録を行ってまいります。

20. 国内外交流の推進

沖縄県豊見城市と行っている姉妹都市交流は、子ども会育成連絡協議会等を介しての人事交流と産業・経済・行政の多様な交流により友好の絆は確実に、より固く結ばれています。

今後さらに行政間相互の人事交流を含め、あらゆる世代で積極的に深めてまいります。韓国扶餘邑(プヨユウ)や林川(イムチョン)中学校との国際交流事業につきましては、今後も扶餘邑(プヨユウ)との絆を生かした交流を続けるとともに、町民レベルでの交流や、韓国からの国際交流員によるハングル講座、幼児・児童・生徒への国際理解教育、異文化紹介などの事業をさらに充実、発展させてまいります。

また、百済王族にまつわる伝説等を生かした取組については、地域活性化や伝統文化・文化財の継承、PR事業などに積極的に取り組み、関係市町と歴史文化や観光などについて、多方面で協力をして活動を行ってまいります。

21. 住民参加の促進

① 広報広聴の充実

地域の特性を生かした住みよい地域社会の形成には、町民の声を施策に反映させることが重要です。町民の町政に対する意見や提案を広く収集できるよう、そして、町民の声を町政に生かせるよう努めてまいります。また、まちづくりに関心を持ってもらうため、あらゆる媒体を活用し町民が様々な情報を得られるよう努めてまいります。

② 町民との協働の推進

令和2年度から、町内の24行政区ごとに住民が主体となって取組を定め実践する美郷町地区別定住戦略事業を実施しています。先行して実践している地区は今年から事業を実施していますが、令和5年度からは全ての地区において事業が開始される予定です。各地区が主体となって計画した事業ですので、その計画に沿った取組をきめ細かに支援してまいります。

③ 男女共同参画社会づくりの推進

あらゆる分野の計画の策定や事業の運営等、まちづくりに積極的に町民の声を反映させるため、各種審議会、委員会、協議会などを活用しながら、町民の参加機会の拡大を図ります。

各種委員の登用に当たっては、新たな人材の発掘と、女性委員の登用に努め、積極的に男女共同参画社会の形成に取り組んでまいります。

22. 行政運営の充実・強化

これまでの累次にわたる行政改革により、行財政の様々な分野について見直しを図ってきましたが、厳しい財政状況の中、社会経済情勢の大きな変化に対応していくためには、引き続き、行政改革に取り組んでいく必要があります。

令和4年度に作成した第6次美郷町行政改革大綱に基づき、今後も本町を取り巻く環境に対応したスピード感を持った行政サービスの提供と、住民と行政が一体となった行政改革に取り組めます。

23. 財政運営の充実・強化、地籍調査事業

① 財政運営の充実・強化

健全な財政運営と財政基盤の強化につきましては、自主財源の確保と節減合理化を進めてまいります。

そのため、町税の適正で公平な課税と徴収に努め、地方交付税など国の動向に左右されるものは、その動きを常に注視し、適正に本町の財源へ反映できるよう努力するとともに、事務事業を単に前例踏襲するのではなく、より効果的・効率的なものとなるよう検証・見直しを行ってまいります。

② ふるさと応援寄附金

本町のふるさと応援寄附金につきましては、今後も返礼品を充実させるとともに、寄附者への感謝の気持ちを伝えるため、寄附金の使い道を公表し、貴重な自主財源確保に努めてまいります。

③ 地籍調査事業

地籍調査事業につきましては、令和4年度をもって町内の一筆地調査、地積（面積）測定業務が完了しました。

令和5年度は、令和4年度に地積（面積）測定業務を実施しました南郷地域の山三ヶ地区13.30平方キロメートル及び西郷地域の田代（峰・千本）地区6.45平方キロメートルについて、成果の認証請求業務を行います。この成果による登記完了をもって地籍調査事業の完了となりますので、速やかに業務を進めてまいります。

（むすび）

むすびに、本町の令和5年度予算の編成に当たっては、台風14号災害からの復旧・復興を最優先事項としつつ、燃油・物価高騰に対応した施策にも積極的な予算配分を行いました。

一方、積極的な行政運営を行うために自主財源の確保に努め、ふるさと応援寄附制度、及び企業版ふるさと納税制度等の取組を一層強化するなど、あらゆる事業の財源について積極的な確保を図り財源確保に最大限努力するものとします。

併せて、各課事務事業、及び補助金等の見直しなどを継続して実施し、効果的かつ効率的に諸施策を推進するべく、美郷町独自の振興策を実現する実行予算を編成しました。

結果、一般会計予算で総額が94億2,299万1,000円となり、令和4年度との比較では13億8,094万円、17.2%の増額となりました。

次に、特別会計では、6つの特別会計の予算額が合わせて26億4,920万5,000円、病院事業会計の予算額が7億9,260万1,000円となり、一般会計と合わせた令和5年度の美郷町予算総額は128億6,479万7,000円となりました。

以上、令和5年度の施政方針と予算規模について述べましたが、「豊かで活力ある安全・安心な郷づくり」の実現を目指して、全力を尽くしてまいります。

町民の皆様と議員各位のなお一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。
以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

明日3月3日、金曜日は、定刻午前10時に本会議を開きます。時間をお間違えないようにお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(閉会：午前11時59分)

令和5年第1回定例会

美郷町議会会議録(第2号)

令和5年3月3日

美郷町議会

令和5年第1回美郷町議会定例会会議録（第2日目）

令和5年3月3日（金曜日）

◎開会日時 令和5年3月3日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和5年3月3日 午後2時25分 散会

◎出席議員（10名）

1番 若杉 伸児君	2番 早川 節夫君
3番 中田 武満君	4番 兒玉 鋼士君
5番 中嶋奈良雄君	6番 川村 義幸君
7番 那須 富重君	9番 甲斐 秀徳君
10番 川村 嘉彦君	11番 山本 文男君

◎欠席議員 なし

◎欠 員 8番 小路 文喜君

◎会議録署名議員 5番 中嶋奈良雄君 6番 川村 義幸君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖 君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君	北郷地域課長	石田 隆二君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和5年第1回美郷町議会定例会 議事日程（第2）

令和5年3月3日

午前10時開議

日程第1 一般質問

4番 兒玉 鋼士 議員

1. 地籍調査事業について
2. 実測課税移行について
3. 保安林化について

11番 山本 文男 議員

1. 移住・定住と地域おこし協力隊について
2. 災害復旧作業について

7番 那須 富重 議員

1. 国道388号、446号の早期整備について
2. 地区別戦略について

3番 中田 武満 議員

1. 河川に堆積した砂利への対応について
2. 農産物直売所の位置づけと管理運営について

会 議 録

令和 5 年 3 月 3 日
午前 10 時開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 山本 文男】

本日は、一般質問であります。これからの町政がよりよい方向に進むような活発な議論を期待しております。

【議長 山本 文男】

ただいまの出席議員は 10 名であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程表のとおりであります。

【議長 山本 文男】

日程第 1、一般質問です。

今回、一般質問の通告のありました議員は 7 名であります。

本日は 4 名の一般質問を行います。残り 3 名は明日、行います。

通告順に一般質問を行います。

なお、質問と答弁を合わせて 1 時間以内となっております。終了前にはブザーが鳴りますので、よろしくお願いいたします。

通告順に質問を許します。

4 番、兒玉 鋼士議員の登壇を許し、1 問目の発言を許可します。

【4 番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4 番、兒玉 鋼士議員。

【4 番 兒玉 鋼士】

マスクを外させていただきます。

今日はおひな様ということで、だんだん春めいてまいりましたが、自然界におきましても美郷町の花であります梅の木も満開の時期を迎えております。新年度に向かいまして、梅の木もそれこそよい実をつけようと考えていることだと思えます。

また、本町におきましても、今年は災害のない穏やかで平穏な、そして実り大きい年になることを願いまして、通告に従いまして私の一般質問を開始します。

まず最初に、地籍調査事業についてでございます。

地籍調査事業については、ほぼ完了していると思うが、懸案事項はあるのか伺います。よろしく申し上げます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

地籍調査事業がどうかということではありますが、懸案事項はないかということでもあります。

御案内のとおり地籍調査事業は、1筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界の位置を調査した後に面積の測量を行いまして、土地の最も基礎的な情報である地籍を明らかにする事業であります。

この調査で最も重要な事項は、境界を挟んだ土地所有者同志に現地調査に立ち合っていたいただき、双方合意の上で境界を確定していただくことではありますが、結果として、境界を確定することができず筆界未定として処理せざるを得ない土地がございます。

筆界未定地となりますと、所有者の権利は残りますが、原則として分筆や合筆、地積更正、地目変更ができなくなるだけでなく、売買や抵当権の設定が非常に困難となるなど、事実上、動かせない土地となることから、将来にわたって様々な問題を引き起こすことが懸念されます。

本町としましては、将来における当事者の利益を考慮した地籍調査の意義を十分に説明し、両者の互譲により、できるだけ筆界未定が生じないように指導しているところでございます。

ですので、この筆未定地といいますか、それが多くあると地籍調査の成果が出てこないということになりますので、懸案事項は筆界未定地、その部分をいかに解消して隣接し、お互いにここだったということで境界を確定していただくということが地籍調査の最たるものかなあというふうに思うところであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

現在は昔のことを知る人も少なくなり、町長が言われたように筆界未定地ですかね、境のまだ立たない土地とかが出てきてると。これが一番の解消すべき問題だということなので今、お伺いしました。

世代を交代した若い人たちにおいて、自分の家の所有山林である場所に今は行く

こともなく、当然、境界なども知らない人たちだと考えます。先ほどの筆界未定地等もありますけど、このための山林の地域調査により所有者や所在地、面積などほかの土地が明確になり、山林の各種類、各種調査や土地、立木の売買等が容易になると考えます。

また、境界においても樹木などの自然物が目安だったのが、枯れたりする不完全なものであり、今回は境界杭により確かなものになり分かりやすく今後のトラブル回避にもつながると考えますので、またその筆界未定地等の解消に力を注いでいただきたいと思います。

次に、2番の法務局の手続等、地籍調査事業の最終完了はいつになるのか、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

やはり筆界未定地ができる就非常に困難という話ではありますが、大体、終わるといって、やっと間に合ったかなと。ある程度、知っている方がここだといふことで間に合ったのは幸いかなと。

これがあと10年、20年したら、もうどこがどこやら分からんという話で、本当に筆界未定地が非常に多くなって来たのではないかと予想されます。

ですので、何とか滑り込みセーフではありませんけど、何とか美郷町の地籍が確定できると。

また、筆界未定地の部分はもう地籍調査が終わったら、こちらが入ることはできませんので、あとはその隣接する2人が話し合うなり、それで難しくなれば、やはり裁判という形になるのかあと。境界確定の訴えというか、そういう訴えをして決めていただくという話になりますので、そこに行く前にしっかりとこうだったですよという話で境界を定めていただければなあというふうに思っておるところであります。

地籍調査事業の最終完了という話ですが、御案内のとおり令和3年度での本町における地籍調査の進捗率は98.97%となっており、登記未了となっている南郷及び西郷地区の5つの調査区につきましても、本年度をもって町内全ての一筆地調査及び地積測定業務を完了し、成果の閲覧まで終えているところでございます。

令和5年度では、令和4年度に成果の閲覧を実施した2つの調査区について、県への認証請求業務に取り組むとともに、3つの調査区の調査成果について法務局への送付を行いまして、令和7年度での全ての事業完了に向け、業務に邁進していくこととしております。

ですので、法務局で全ての完了というか受付が令和7年度で、予定では終了するという事になっております。法務局がよほどのことがない限り、よほどというか忙しくて足りないとかそういう話がない限り、私どもの考えでは令和7年度には全ての登記ができるという感覚で仕事をしてきたつもりでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

今、町長の説明がありましたとおり筆界未定地等があれば、なかなか仕事もはかどらないということでございます。

その中で、山林所有者が先代のままでそのままの箇所や町外在住者などの所有移転の対処はどのように行うのか。今、町長が言われましたように筆界未定地は未登記のままなのかどうか、お尋ねします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先ほども言いましたように、地籍調査事業の中で行われる地籍調査の権限と申しますか、それは地目を変更したり、最終的に地籍が幾らということ確定するわけですが、それもこの境界がはっきりせんことにはそれができないということで、地番も振り分けられないということでもあります。

ですので、筆界未定地と申しますか、結局、境界が確定できないということで、ほんならここじゃないかということで地籍調査事業の権限はありませんので、そこはもう仕方がないという考え方をするしかない。それは強制力がありませんので、その所有者2人が「やはりここだった」と言わない限りは、そこに線引きができません。ですので、そこができない以上は、もうそのまま、もうそこは仕方がないから筆界未定地という形で処理をするしかない。

先ほど、言いましたように筆界未定地があると後々、大変な、大変と申しますか、その所有者にとって難しいことになるということでもありますので、本町としてはそこまでは地籍調査事業の中身ではないということでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4 番、兒玉 鋼士議員。

【4 番 兒玉 鋼士】

町長のおっしゃるとおり今回のような筆界未定地等が今までもあるということで、この地籍調査事業がよい時期に、もうちょっと早くあればまだその境ははっきりするのかもしれませんが、よい時期に行われたのではないかと思います。

本来であれば、この機会に先代所有者から現在の管理者に名義変更することが私は最善だったと思っておりますが、それは困難なことだと考えますので控えますが。

また、法務局の手続は地籍調査事業が完了すれば、登記事項は証明書を取ること、不動産、山林の情報を知ることができる、できたところは、と思います。

また、持続可能な山林の維持にもつながると考えますので、問題があるところがあれば仕方がないということではなくて、問題解決のためさらなる努力をお願いします。

次に移りますが、議長、よろしいでしょうか。

【議長 山本 文男】

2 問目の発言を許します。

【4 番 兒玉 鋼士】

それでは、2 番目の実測課税移行についてでございます。

税務課の資産税対策班の業務内容を伺います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

昨年3月議会にも御説明させていただいたとおり、実測課税への移行に当たっては様々な実務上の問題が挙げられますので、その移行までには相当な準備期間が必要となることから、令和3年4月に資産税対策班を設置しております。

この業務は、実測課税を早期に実現するための必要な取り組みの全てとなりますが、本年度は既に登記が完了している地域の地籍簿と登記簿との照合業務を進めるとともに、新たな納税義務者の情報整理にも着手したところです。

今後も、本町にとって大きな税制改革となります実測課税の早期実現に向け、粛々と業務を進めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

私自身もこういう問題はあるということには認識していたんですけど、もう少し早目にゆっくりとやってきたほうがよかったのではなかろうか。これ、地籍調査事業が始まってずっと、やはり実測課税に移行するという話は分かっていたはずなんですから、そういう形の中でやはりそのときそのときに実測をちゃんと登記簿と照合

しながらやっていくということが必要だったのではなかろうかと思っております。

資産税対策班の業務は今後、本当に大切な業務になっていくということであり
ます。

結局、住民税は1年間のことでありますので、もし仮に間違っただとしても、誤っ
たとしても1年間の部分ですので、何とかなるといふ気がしますが、固定資産税
はずっと誤ったら、永久にとは言いませんけど、何か分からない限りずっとそのま
ま課税されているという可能性が出てきますので、やはりそこ辺をしっかりとする
意味でもこの資産税班の業務は大切な業務になるというふうに、私は認識しており
ますので、そういうことで令和3年4月に対策班を設置させていただきました。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

本町において、町長が言われるとおり昨年の令和3年4月から税務課で資産税対
策班の準備、地籍調査の全てが令和7年度に完了すれば、国の定める固定資産評価
基準に基づいて実測課税に移行することは重要な問題だと考えますので、職員の皆
さんも頑張っていることは重々、承知しております。大変でしょうが、
納税義務者の理解を得るためにも、さらにさらに努力、審議をしていただきたいと
考えます。

次に、2番の実測課税に移行すると、固定資産税が大幅に増えるものが出てくる
が、それに対して理解を得る住民説明会などの周知状況について、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

最終的にはこうなりますよということで、しっかりはっきり確定した時期におい
て、住民説明会等々はやる必要はあるというふうに思っております。

しかし、現段階の中で、こうなるああなるという話の中で説明をまだはっきりし
てない部分がありますので、するとその話が一人歩きしながら混乱を招くというお
それもありますので、心配もありますので、そういうことを避けるがためにしっか
りした中で、説明会は実施したいというふうに思っております。

ただ、やはり町内、町民の方についてはそういう説明会ができるんですけど、町
外、出ていった方々、この人たちの御理解というかそういう部分もやはり得らなけ

ればならない。これは郵送等とかいろいろな形でやっていく必要があると。

それと、一番問題は、やはり今まで課税されなかった人が課税される対象が出てくるという部分で、その人たちへの御理解が一番難しいかなあというふうに思っております。

ですので、固定資産税は免税点ですかね、土地であればいくら、家屋であればいくらとかいう、そこに達しない場合は課税できないということになりますが、それが面積等が多くなれば、今まで税金が課税されてなかった方が課税されるということになると非常に何でやという話になりますので、そこ辺も含めてしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

ですので、ここでいつこの時点でという話にはできないということでもありますので、そういうことで御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

それこそ本当にこれは最近、例を見ないような事業だと考えております。これをすれば町長が言われるとおり今までは面積が当然、多くなれば、旧山林の面積と現在、実測をした場合の面積が違ってきますので、それによって課税対象になってくると、そういう人たちも出てくることでしょうし、そういう人たちが出てくる面においても、町外の人たちもいるということでございますので、ある程度の説明する段階ができたなら、なるべく早目に、早い段階から納税義務者に周知を行い理解を求めることが、私は必要なことだと考えますので、よろしくお願いをいたします。

次に、3番目の美郷町の従来山林面積と地籍調査後の実測面積の違い及び西郷、南郷それぞれの山林面積の変化を伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

山林面積ということではありますが、昨年3月議会でお示しした令和3年度当初課税データで作成した資料によりますと、西郷地域では約2,391ヘクタールの山林課税地積が、実測課税移行後には約3.7倍の約8,900ヘクタールとなり、南郷地域では、約2,059ヘクタールの山林課税地積が実測課税移行後には約4.1倍の約8,481ヘクタールに増加することが予想されております。

さらに、今後の地籍調査の成果により、実測課税後の課税地積はさらに増加することが想定されますが、一方で、地目変更による増減も見込まれるため、現時点で、正確な地籍調査後の山林課税地積をこうだということはお示しすることはできません。

ただ、この西郷で3.7倍、南郷地域で約4.1倍、これだけの山林面積の、早く言えば縄伸びがあるということは、この令和3年度の当初課税データによると出てきてると。これは若干、その縄伸びの率は上下したとしてもほぼ、そんなに狂ってはないということです。

例えば、田畑はそんなに狂うはずはないんですよ。田とか畑の面積は、地籍調査をしても。これが「1反がここ1丁じゃった」という話はないと。それはずっと測量をしてくる中で、ある程度の精度を持っています。

山だけはどういう形で昔測量したのか分かりませんが、話によると、一番上辺において、あそこは大体、何反じゃ、何反じゃというような話をしたということですので、ある程度、大ざっぱと。大ざっぱがこの地籍調査をして、やってみると、これだけの面積が狂っているということが実際に起きてると。非常に怖いことだと、私からすると怖いことでもあります。

「怖いこと」というのは、「課税に対して怖いこと」ということで、面積が増えること自体は全部足したときに美郷町の面積に448.何ぼですかね、それになるわけですから、それはそれでいいんですけど、そう考えたときに、あまりにも大きな縄伸びだということ認識をしております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

去年のそれこそ説明を見たら、西郷は大体4.1か4.2倍だったと、南郷は4.3倍というような記憶があるんですけど、今回も西郷、南郷の倍数は去年の説明ともあまり変化はないという、誤差はないということでございますが、西郷が3.7倍、南郷が4.1倍ということですね。

それに伴い当然、固定資産税も同じ倍率に増加することになると理解してよろしいでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今、説明したように簡単にはならないわけですが、結局、今言ってるのは山林面積がそういう形で大きく増えると。それに課税したときにはということで、簡単に言えばそれだけ増えるという話でしょうけど、課税はいろいろなものをまとめてやりますので、実際にという話になったときには、それになるかという話にはそんなにならない、ならないかもしれないしなるかもしれないと。

ですので、個々人を積み上げてきたときにどうかという話になったときには、しっかりと課税をする段階でなければ、確定したときじゃなければ分からないということかなあというふうには思うところです。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

それこそ先ほどから説明を聞いておりましたが、税金のこともなのですが、これが当然、面積が上がれば今度は町のホームページ等のほうの山林面積等も変化が出てくることだと考えております。

4番目に、3地区それぞれの現在の山林の固定資産税額、または地籍調査後の額はどういうふうに変化するのか、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先ほども少し言いましたように、固定資産税は田畑とか家屋とか償却資産も含めた中で個人に全部集めて、それを課税していくということになっております。

ですので、「どうか」と言われると、まだはっきり「こうだ」という話はない。

ただ、今、話している話の中で、それだけの縄伸びがあるということであれば、山林面積について、ただそれが山林ということで、これが雑種地とか地目変更がない限り、今の縄伸びで行けば、それくらい増えるであろうということは予測されるということでございます。

今のところ「はっきりと」というか、アバウトに言えばそういう縄伸びがあるということは事実ですので、それだけ増えていくという話にはなるということです。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

まだはっきりと説明ができない状態であれば、しょうがないと考えます。また、説明ができる機会があれば、説明をよろしくお願いします。

それでは次に移ります。

山林の固定資産税が増加するが、次のことを伺います。

ア、増加する税の軽減策はないのか、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

段階的に税を引き上げるとかそういう措置があると非常にいいんですけど、これは国や県に協議をさせていただいたところ、地方税法では、「実測課税に移行する際の段階的な税額調整ができるとした規定はない」との回答を受けております。

ですので、結果的に軽減策はないと。実測課税が終わったら、そのまま即その面積で課税しなさい、軽減策はありませんよという話でございます。

以上です

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

今、「軽減策はない」ということでございますが、特に収入が年金のみになり、また老齢基礎年金だけで支払いが難しい場合の高齢者で年金独り暮らしの世帯や身体障害者の方などの税負担が困難な方等の対応について、これでも軽減策はないということで、基本的に山林の評価額が30万円を下回っている場合だけしか税がかからないということはないということで理解してよろしいでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

免税点未満であれば課税ができないということだけで、地籍調査が終わってどうだという話の中で、今、国や県に聞いたところ、それが無いということであれば、それは致し方がない。その法を無視してやるわけにはいけないでしょうから。

もともと地籍調査が終わった時点で課税しなさいという話が本則というか、本当であるという話を聞いたことが私にはあります。

昔、税務課におったときに、結局、課税、地籍調査がその地域が終わったということ、その地域の部分だけ課税しても何ら問題ないということ。

国としてはそこにお金をかけてる、町もお金をかけてる。ですので、そのかけた費用を回収するのが固定資産税として返ってくるということですので、何ら問題ないですよという話を聞いてあります。

ただ、「全体が終わらない」という話の中で、例えば、旧村であれば北郷村が終わって、全部が終わったときに課税すると。これが公平だろうということ、そのときに課税に移行するということでもあります。

合併協議会の話でありますけど、結局、そういうことで全部が終わったとき、これはもう合併したときにもう北郷村は地籍調査は早く終わっていたということ。南郷やらが、西郷やらがということでこうしたときに、今度は終わったときに課税をしなさいという話で、合併協ではその同意を得てるということでもあります。

ちょうど昔の話ですけど、私が税務課におるときに、北郷の人が西郷のほうに土地を持ってると。北郷のほうは実測課税されてますので面積が広いと。こっちは台帳面積ですので面積が少ない。「西郷はいいねえ」という話をされたことがあります。そういう温度差があったと、行政に。地籍調査を早く終わったところと終わってないところ、それがずっと続いて「今」という話になります。非常に長い年月をかけてこの地籍調査をやってきましたが、その結果、課税への移行という問題が出てきていると。

これはもう本当、さっきも言いましたように、早い時点で分かっていたことですので、やはりそれに対する対処をやる必要があったかなとは思いますが、何とかここで皆さんにお示ししながらやっていると、何とか間に合ったかなというふうには、私自身は思うところであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

合併当時のそういう協議で取決めがあったということでございますし、私も昔、私の土地を、休田の土地を、山林の土地を見ても、台帳の面積が1畝とかいうのも、何畝何歩とか、そういう土地も現在あります。本当にそれは先ほど、町長が言われたとおり大体の高いところから見られて、そういう面積にしたんだということが分かったわけです。

あと、関連として通告外になるかもしれませんが、お尋ねをいたします。

当然、個人山林の面積に対する評価額は1筆ごとではなくトータル面積の評価額になるのですが、軽減策としてとなるかも分かりませんが、山林の評価額、固定資産税の見直しはないのか、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

固定資産の評価額という話であります、これは3年に一遍に評価替えという作業がございます。よく土地の評価ということで宮崎県のこの部分が宅地としては何ぼとかよく出てきますが、そういう評価額の基準評価といいますかその評価替えがあると。

実際問題、平米当たりの単価はそんなに評価は高くないと自分では思ってるんですけど。この課税をするから、今度は評価額を下げるといってもないと思っております。これは財産ですので、結局、今までずっと来た部分で、よほどの社会変動といいますか暴落したという話の中で、山林の土地が安くなったという話になれば、それは評価替えの中で反映していくことでもありますけど、そういう要因もありませんので、評価替えをして据え置くことくらいだろうというふうには私は思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

今、町長の説明がありまして、3年に1度、評価額の見直しがあるということですね。分かりました。

その評価額が下がるか現行のままかということは、社会情勢によって微妙なことであるということですので理解をいたしました。

次に、イの共有林は代表者一人が全額負担している現状であるが、税が増えることによってその負担がさらに大きくなります。個別徴収はできないのか、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

共有林でありますけど、昔で言えば「いりあい林」その地域のいりあい林への課税という話の中で、結局、代表者を決めて、そのときの当時の区長さんとかそういう形になってるのかなと、登記簿上は。そういう形で区有林であれば、その世帯といえますか区の世帯数、それで何名という形で持ってるんですが。

結局、その人たちに分けて、「あんたのところはこれだけですよ」という話で課税をするわけにはいきませんので、一括してその土地を幾らという形で課税標準額を決めて評価をして税を出してます。

ですので、その代表者に一括納付書を送って、お願いしますと。今度は、その受けた人たちは、何人、所有者が共有がいるか分かりませんが、その人たちからお金を集めて納付していただくという形でありますので、これを分割してということは、税法上もおかしな話でありますので。

そしてまた、それをやれと言ったら、ほんなら持ち分が全部、一緒かという話になると、非常に難しいと。100人おって100分の1ずつという話でもないときがあります。やはり出ていった人とかそういう部分ですと、その登記簿を見ますと、持ち分が1人の人には100分の13とかそういうことになってます。

ですが、全部を足したとき1にならない場合もあります。それはやはり登記間の分数の間違ひかなというときもあるんですが、やはりそうして考えたときに非常に不合理な話になるということですので、現行はもう、一本、その代表者に、管理人に出して納めていただくという話でございますので、そこ辺を御理解いただきたいというふうに思うところであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

町長の説明を伺いましたが、なかなか個人で町外移住者や施設に入所されてる方もどんどん増えてくると思いますが、徴収することが難しい現状があります。

私もそのうちの一人ではありますが、私の場合は2人の仲間山という状態です。多

人数になればなおさらなことだと考えます。

今後、今度の地籍調査事業によって納税額も多くなり負担が大変になります。同じ状況の人たちがいると考えますので、改善することをお願いします。

また、個別徴収にすれば、納付書ではなく口座振替等ができ業務の軽減にもなると考えますので、ぜひ実行していただきたいと思います。

法上でちょっと難しい点はあるということで、お尋ねしましたが、その辺の改善のほうも今後、国に働きかけてしていただく必要があるんじゃないかと考えるところです。

次に移ります。

ウの税が増えることにより、滞納が増えることも予想されますが、その対策は考えているのか伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先ほどのそういう徴収というか税額を一本化して1人の人に出すという形は、税法上、変わらない限り、それは否めない。

もしそれをやろうとするなら、やはり皆さんの考えの中で、その持ち分に応じてその土地を分筆するしかならうと。分筆してそれぞれの持ち分に応じて名義を変えて、枝番をつけて、個人所有にしていって、今度は個人の持ち物として、今までは自分の本来のものに継ぎ足して課税をしていただくと。これなら話は通るということにならうかと思えます。

ですので、そういう措置をしない限り、やはり共有林に関しては税法上、難しいということでございます。

今度はその税が増えることによって滞納者が増えるのではなからうかということになりますが、それは予想されることであります。

ですので、「住民説明会をしないのか」という話に戻りますが、そういう話を含めた中で「税額が上がりますのでよろしくをお願いしますね」ということでやっていくしかない。

結局、最終的に公正公平という形になると、やはりいろいろな形での税上の差し押さえとかいろいろな形に最終的にはそこになってくるんですけど、その前に、皆さんの御理解を得るようにやはり説明会をしながら、納税に御協力をいただくという形を取るしかないのかなというふうには思っております。

今の中で、徴収率といいますか納付率が変わらないように、やはりこれは丁寧にといいますか、説明をしていくしかないかなというふうには思うところであります。以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

それこそ共有林についてはその分筆を個人でしていくしか、それが一番だというように今のお話でございます。そういうふうにできれば、小さい、2人くらいの仲間山だったらそういうふうに見えるような状況ではないのかなとは考えているところでございます。

今まで徴収ができずに山林の差し押さえ事例や町に「税金がもう大変だから寄附する」というような相談などはなかったのか、そのような事例が今度、出てくることも予想されますので、お尋ねをしましたが、そのような状態にはどういうふうにすればよろしいのでしょうか。税金を納めきれないような状態になった場合ですね。税金を納付するのが困難な状態になった場合は、どういうふうにすればいいのか、分かれば教えてください。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

詳しいことですよ、結局、「生活が」という話の中で、こういう形で軽減とか減免とかそういう形はあると思いますので、そこは税務課長のほうから答弁をさせていただきます。

【税務課長 川村 博昭】

議長。

【議長 山本 文男】

税務課長。

【税務課長 川村 博昭】

問い合わせのそういった納められない場合の対処でしょうか。

まず、生活困窮であった場合は減免規定がございますので、まず減免の手続というのがまず1点ございます。

それから、納められなかった場合の財産の寄附等につきましては、年間を通して何件か毎年、受けております。ただ、この財産の寄附行為につきましては、これは税務課ではなくて総務課管財のほうの担当になるんですけども、行政も会社経営という考えで行きますと、必要な財産であれば寄附行為受入れをするような流れはあるんですが、そういった維持管理費等もございますので、寄附の申し出がそのまま受入れになるということは、現段階では回答ができないと、そういった事案も今のところ発生しておりません。

以上です。

【議長 山本 文男】
説明が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】
議長。

【議長 山本 文男】
4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

分かりました。川村税務課長の答弁もいただいて、分かりました。
早い話が、こういう状態になった場合は総務課か、税務課の窓口に行って相談を
しろということで理解すればよろしいですね。
次に移りますが、議長、よろしいでしょうか。

【議長 山本 文男】
3問目の発言を許します。

【4番 兒玉 鋼士】
3番目の保安林化について伺います。
1番の保安林化の取組の進捗状況を伺います。

【議長 山本 文男】
町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】
議長。

【議長 山本 文男】
町長。

【町長 田中 秀俊】

今まで税務課というか1つの課税業務ということで、これも大きな事業だということ
で、これは税務行政の中で粛々とやっていく業務と。

今度は逆にその保安林化という話であります。いろいろな諸情勢の中で、美郷町
の山を守っていくがために、保安林化をしたほうがいいのではなかろうかと、私は
思いましたので、美郷町大規模保安林化推進事業であります。水源の涵養や山地
災害の防止等、森林が持つ多面的な公益的機能の喪失防止及び林政最大の課題であ
る伐採後の再造林が確実に実施されるよう、やりたいということでもあります。

今年度は南郷渡川地区でモデル事業として実施しております。いろいろな災害と
かいろいろな形で、ちょっと計画よりか遅れているということでもあります。今回、
このモデル事業でいろいろな形を経験してきましたので、それを糧としてスピード
感を持って保安林化に取り組みたいというふうに思っております。

ですので、広報紙等にいろいろな形で保安林制度とかそういうものを載せて、町民に保安林化に取り組みましょうということでやっておりますので、今度は林業行政であります、山を守ると。

見えない部分でうち辺にあるかどうかは分かりませんが、外国資本が入ってきて山を買うとかそういう話になると、非常に問題だと。

それと、よく議員さんの中で一般質問で受けていたのが、それこそ水源涵養ということで、簡易水道の水ですよ、その簡易水道があるところの山を買わないかと、町で。そうすると、水を守れるっちゃんないか、山を守れるっちゃんないかという話がありました。それをしたらどこまで買えばいいのかという話になって、それは難しいということで、やはりそういうことをひっくるめた中でこの水源涵養という形の中での保安林化が妥当であるというふうに、私は思いましたので、現在はそういう形で進めさせていただいております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

昨年、町長がおっしゃいましたとおり南郷で説明会があったと聞きましたが、物事を進める上においても、説明会を行うのは大事なことで考えます。

保安林に指定されると、立木の伐採、植栽の義務などの制限が出てきますし、また、税金が非課税になり伐採の制限に伴う損失についても補償が受けられる特例措置もあると聞いていますので、できれば地籍調査事業の説明と同時に順次、説明会をしていく必要があると考えますので、よろしく願いをいたします。

2番目の町から山林所有者に対して、保安林申請を推進する考えはないか伺いますということですが、この件は、今年度の議案の予算書の76ページ、77ページ、主要説明資料の111ページに記載してありますので、詳細についてはそのときにお尋ねをいたします。

保安林の指定目的により種類も水源涵養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備を含め17種類あるようですが、また、保安林の指定に必要な書類も指定軽減とかありまして保安林指定申請書をはじめ11種類あるようです。

こういうことですので、ぜひ町から推進をしていただくことをお願いいたします。

また、保安林にすることにより、森林の適切な管理及び保全、持続可能な森林経営、地球温暖化防止の対策にもつながると考えます。そのためにも、保安林の計画的配備を推進していただくことをさらにお願いをしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

【議長 山本 文男】

これで、4番、兒玉 鋼士議員の質問を終わります。

ここで、休憩に入ります。
再開を11時からとします。

(休憩：午前10時51分)

(再開：午前10時59分)

【議長 山本 文男】

全員おそろいのようなので、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

通告順調で次の一般質問は、私、山本が行いますので、議事の進行を副議長と交代します。

【副議長 川村 嘉彦】

それでは、山本議長が一般質問を行うということで、代わって私、副議長の川村嘉彦が議事を進行いたします。20日くらい前に風邪をひいて風邪は直ったのですがせきが止まりません。見苦しいことがあるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

通告順に質問を許します。

11番、山本文男議員の登壇を許し、1回目の発言を許可します。

【11番 山本 文男】

副議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番、山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

副議長のお許しをいただきましたので、一議員として一般質問を行わせていただきます。

現在の県の町村議会でも議長の一般質問も複数件あるようです。私も一般質問が1つ増えることによって、そしてそれが住民の福祉の向上に資するものであれば問題ないものと考えております。よろしく願いいたします。

まず、移住・定住と地域おこし協力隊について、質問いたします。

昨年12月定例会の会議録によりますと、地域おこし協力隊について町長は答弁の結びに、「委員会調査報告書の付記事項にしっかりと対応していく。職員一丸となって協力隊員の定住に向けたバックアップを行っていく」と述べられています。

平成27年に最初の隊員を受け入れて9年が過ぎましたが、もっと早くバックアップ体制が敷かれていたら定着率はもう少し上がっていたのかと思うと残念に思います。

また、12月定例会の答弁を通して、なぜ協力隊事業がうまくいかなかったのか分からず終いでした。問題点を洗い出し、それを共有することは今後、展開される地区別定住戦略事業にとっても有益になると考えます。

地域おこし協力隊の意見交換時の政策推進室の資料には、「地域おこし協力隊は隊員が任期終了後にも町に定住・定着していただくことが最大の目的である。そのために地域協力活動を行いながら、隊員の任期期間に町に定着できる生活基盤を確

立していただく必要がある」と書かれています。

つまるところ、協力隊事業は最終的には定住・定着を図る事業ということがいえ
ます。しかし、残念ながら平成27年からのこの事業を活用した定住・定着は成果
を上げていないように思います。分析結果を踏まえ、成果を上げられなかった問題
点はどこにあるとお考えでしょうか、お伺いいたします。

【副議長 川村 嘉彦】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

副議長。

【副議長 川村 嘉彦】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議長の一般質問ということで戸惑っておりますが、県内いろいろな形の地方自治
体の議会を見てますと、議長が一般質問に登壇しているということでございます。

それはそれとして、この移住定住、地域おこし協力隊ということでどうかという
話でございます。

昨年第4回の定例会で那須富重議員が同じようなことを一般質問で出されており
ます。ちょうど常任委員会の付記の中に、移住定住という部分で「人生をかけて来
ている」ということが書いてあります。

どう考えているのかという話であります。しっかりと寄り添う必要があるのでは
ななかりかなということでも厳しい御指摘を受けたところであります。そのとおり
だと思います。定着率が悪いといっても全然いないということではありません。で
すので、効果がないという話ではありませんが、今後どうするかということであり
ます。そもそも地域おこし協力隊員を何のために募集するのかという話であります。
募集の考え方といいますか町の考え方はそれはそれなりに意義があって間違いでは
ななかりかと。

ただ、その募集をするときにしっかりと今度は説明といいますかそこが抜けてい
ると。そして、こういう形において3年後においては起業してくださいねという話
を、お互いにしっかりと納得した中で採用すると。

「定着率が」ということでよく話しますが、木炭部会の今、女の子が来てますが、
あのときには非常にその保存会の皆様が「女の子でこれ、できるやろうか」という
話の中で、1回預かってみろということからやったということでもあります。そして、
その人柄、頑張り、そういう部分でこれなら大丈夫だろうと、そして考え方もしっ
かりしてるということでも採用していいのではななかりかなということでもな
ったということでも聞いております。もしこのうちの方法が悪いとすれば、やはりそこが一番欠
けてたというふうに思っております。

ですので今後、その地域おこし協力隊を採用するときにはしっかりと意思疎通を
図って、最終的にはこういう形をお願いしますねという部分で納得して、そこで採
用していくという形のほうが一番いいかなあというふうに思うところであります。

今後、総務省のほうは地域おこし協力隊員を増やしていきたいという考え方であ
りますので、単に町の事務的といいますか作業的な部分の補完ではなくて、しっか

りとした中で、最終的にそういう仕事に就いてください、起業してください、それがために町としてはこういう形でバックアップしますという形でやっていきたい。そしてまた、寄り添うといいますかそういう支援をしていく必要があるというふうに思っております。

質問の中に「単なるミスマッチだったのか」と、「どういうふうに分析しているのか」という質問であります。私としては、ミスマッチもあつたらうと。そのミスマッチはやはりそういう最初の部分でのお互いの理解というかそういうことが抜けていたという部分が非常に大きいかないというふうには思うところであります。

今後、そういうことがないように、それでも定着しないかもしれませんが、しっかりとした3年後を見据えた中でフォローしながら定着率を上げていく、そして美郷町の活性化のために頑張ってください、そして美郷町を愛してくださいというような協力隊員をつくっていきなさいと、そう思うところでございます。

以上です。

【副議長 川村 嘉彦】

町長の答弁が終わりました。

【11番 山本 文男】

副議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番、山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

問題点は、町と担当者と隊員との間の意思疎通が図れなかったということもあつたようです。

私は、隊員がお嫁さんとするなら迎える担当者が義理の御両親だというような気もいたします。担当は丁寧に説明はしているものと思いますが、幾ら優しい担当者でも、やはり義理の両親にはお嫁さんは心を開いて何でも相談することはできないと思います。そういう意味でできた体制だと思いますが、第三者に悩み事を相談できる仕組みがあると聞いております。どのようなものなのか、説明をお願いします。

【副議長 川村 嘉彦】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

副議長。

【副議長 川村 嘉彦】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今後、そういう結果といいますか、結局、最終的に定着率という部分で評価すればまだまだ駄目だという話でありますので、それをいかに上げていくかということであれば、そういう組織をつくってしっかりとフォローしていく。行政もそうなん

ですが、その組織自体をどういうものかという部分については細かいところまでは承知しておりませんので、担当課長のほうから答弁させてもよろしいでしょうか。

【政策推進室長 長田 孝規】
副議長。

【副議長 川村 嘉彦】
政策推進室長。

【政策推進室長 長田 孝規】

隊員はそれぞれの所属部署において任務・業務に当たっているところでありますけども、勤務条件、待遇、福利厚生など定住に向けた支援、そういった制度に係る事務は政策推進室が統括して行っております。

そこで、本年度におきましては地域おこし協力隊員の定住推進のための伴走型支援業務としまして、美郷産地型商社に委託しまして、各隊員及び所属事業所、各担当者のヒアリングを行ったところであります。それを基に現況や今後の取組をどうすべきか協議検討を重ねたところでございます。

この業務については今まで行っておりませんで、今後の方針を見極めるには効果があったものであると判断しているところであります。

以上です。

【副議長 川村 嘉彦】
答弁が終わりました。

【11番 山本 文男】
副議長。

【副議長 川村 嘉彦】
11番、山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

相談体制は産地型商社内にあるということです。ヒアリングも行っているということです。

先ほど、私は mismatch のことについて触れましたが、先日、邑南町に研修に行ったとき説明された課長から、「お試し地域協力隊とか地域おこし協力隊インターン」というような説明も受けました。そういう制度もあるようです。

本町において、この制度を利用した事例はあるのか、お伺いします。

担当室長でお願いします。

【政策推進室長 長田 孝規】
副議長。

【副議長 川村 嘉彦】
政策推進室長。

【政策推進室長 長田 孝規】

インターン制度のことにつきましてですが、令和3年3月に地域おこし協力隊推進要綱の一部改正によりまして、隊員を希望する方が2週間以上3か月以下の期間において、実際の隊員の業務に従事することができる地域おこし協力隊のインターン制度が創設されたところであります。

経費関係につきましては、インターンのプログラム作成に要する費用が自治体当たり100万円を上限と、あとインターンの参加者1人1活動につきまして1万2,000円を上限としまして交付税措置が図られるというところであります。

本町におきましては、これまで2名の隊員の採用に当たって本制度を活用しております。

内容としましては、備長炭製炭の伝承員の隊員が備長炭製炭指導者の会に所属しまして、製炭技術や文化を学んで実際に活動体験をして、具体的な地域おこし協力隊としての活動ミッションを理解してもらおうということで、1か月間のインターンを行っております。

それから、観光プレイングマネジャーの隊員としましては、町内観光施設、商工会関係機関を見学、美郷ノ蔵での販売事業など観光協会が目指す企画の提案をするということで、2週間のインターンを行っております。

以上、この2件が実績でございます。

【副議長 川村 嘉彦】

答弁が終わりました。

【11番 山本 文男】

副議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番、山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

分かりました。意思疎通を図る上で隊員にもそうですが、受入団体にも説明が必要だと思います。併せて、2点室長にお伺いします。

受入側が協力隊の制度について精通してないこともあると思います。受入側にも隊員の労働条件などを説明する必要があるのではないかと思います。

それともう一点、今後の活動方針や日常生活における困りごとについて、担当者や受入団体を交えた話し合いや相談の場を定期的に設けることも必要だと考えますが、お伺いします。

【政策推進室長 長田 孝規】

副議長。

【副議長 川村 嘉彦】

政策推進室長。

【政策推進室長 長田 孝規】

受入側に対する制度の説明でございます。

その必要性は十分、認識した上で先月、取組を行いまして、観光協会であれば企画情報課、それから栗処さいごうに説明を行ったところでもあります。

それぞれ制度と任用形態、隊員の定住移住に向けた活動の時間を一定時間を確保していただくということの理解を求める説明を行ったところでもあります。

今後定期的にも、また制度の改変等がありましたら、随時、対応していきたいというふうに考えております。

それから、受入団体と隊員、各担当者を交えての話し合い、相談の場を設けることにつきましてですが、この制度説明と併せて取り組んだところでもあります。観光協会、企画情報課については隊員、所属する課長、担当者それから政策推進室の担当者と制度の確認、任用形態といったことについて確認を行ったところでもあります。

栗処さいごうにつきましては、まだ隊員を交えては行っておりませんが、早期に予定しているところでもあります。

それから、木炭の製炭の伝承の隊員でございますけども、保存会のほうが月1で定例会を行っているということで、そこに隊員と農林振興課担当者が毎回、出席しております、その場が話し合いの場、相談の場となっているようでもあります。

今後定期的に行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

【副議長 川村 嘉彦】

説明が終わりました。

【11番 山本 文男】

副議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番、山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

はい、分かりました。意思疎通をしっかりと図れるような場を定期的に設けることをお願いします。

3番目の地区別戦略事業についてです。

この事業も通告書に書いておりますが、移住にはこぎつけてもその先の定住となるとハードルが一段も二段も高くなってくると考えます。その相談体制は24の実践組織それぞれに相談員を1名置いているという説明を受けましたが、その方たちが対応していくのでしょうか、お伺いします。

【町長 田中 秀俊】

副議長。

【副議長 川村 嘉彦】

町長。

【町長 田中 秀俊】

地区別定住戦略（ちくせん）事業において、そういう窓口も必要だろうということをお願いしてるといことでもあります、これはその人が全部やるという話にな

ると、それこそおかしくなってくると。

ちくせん事業というのは地区が全体で、やはり古きよき時代じゃないっちゃけど、そういう部分で頑張りましょうという部分で誰かにというか人当たりがよくて温厚な人をお願いして、そして皆さん、そのちくせんの地域の方々が全員で協力していくというまさにそういう形をつくらんと、これはできないだろうというふうに思っております。

結局、都市型コミュニティと農村型コミュニティという部分で考えたときに、やはり農村でありますので絆、そこ辺を利用した人のよさというか、そういう部分で一生懸命寄ってたかってやっていくと。よく子供は寄ってたかって昔は育てたものだといってますが、それがなくなってくるからおかしくなったという話だと思っておりますので、そういう部分でお願いしますねという人はお願いしているということではありますが、それにとどまらず皆さんがそれに対して協力していく、これがちくせんにおける理解、そういう理解をしていく必要があるというふうに、思うところでは。

ですので、議員おっしゃるとおり全て先はどうなるかという部分を想定しながらやるんですけど、最初の進め方で理解をしていただくということ、今どういう状況にあるのかということを理解していただき、皆が頑張っていくと。

そして、一人でも二人でも多くの方に定住移住をしていただくということが基本だろうというふうに認識はしておるところであります。

以上です。

【副議長 川村 嘉彦】

町長の答弁が終わりました。

【11番 山本 文男】

副議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番、山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

そうですね。試行錯誤しながら、相談体制も構築されていくのかなとも思います。次に、協力隊の活動予算についてです。

これは200万円を上限に財政措置されているようです。しかし、それは一般会計の中に組み込まれ、隊員からすると自らの活動費についてどの費目がどれほど残っているのか分かりにくいものとなっているようです。「役場システムのお金の流れが分かりづらい」という隊員もおられました。

活動費が使いづらいというのは全国的に見られるようです。使途については柔軟な対応も必要と思いますが、どのようにお考えでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

副議長。

【副議長 川村 嘉彦】

町長。

【町長 田中 秀俊】

細かいところで活動費の内容という部分でそれぞれ活動費、その目的に応じたものが違うということで理解はしております。

今さっき言うように、やはりコミュニケーションを図っていく中で、こういう予算を組んでいるということでもありますので、やはり一般会計の中で処理していったって、特別交付税の対象ということでもありますので、むちゃくちゃな使い方はできないだろうというふうに思いますが、こういうことまではできますよという話をしっかりと話して、それが活動費としてこういう形になってると。その結果、やはり起業と、3年後という部分に結びつけるようなお金の使い方、そういうことをやはりそれぞれ隊員としっかりと話していくことが必要ではなかろうかというふうに思っております。

結局、そういう各課がその隊員と話して、これはちょっとおかしいっちゃんないかとか、そういう話の使い道で、そして「いつ頃どうするのか」という部分である程度、年間スケジュールの中で活動計画を作っていただいて、それに対して支出していくという話の中で了解を取りながらやっていく必要があるというふうに思っております。

ですので、それが欠けていたという部分で隊員の皆様から「ちょっと分かりづらい」ということであれば、今後、各課においてしっかりと話していただき、そしてまた政策推進室のほうで取りまとめをしていただきたいというふうに思っておりますので、令和5年度の中でそういう形で隊員と連絡を密にして活動費はこうなっておりますということをお示ししたほうがいいのではなかろうかと、そういうふうには思うところであります。

以上です。

【副議長 川村 嘉彦】

町長の答弁が終わりました。

【11番 山本 文男】

副議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番、山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

使い方ですが、いろいろな自治体も定額でお渡ししているところもあるようですし、先ほど、私が質問したような柔軟な使い方を認めてはどうかという点については、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

副議長。

【副議長 川村 嘉彦】

町長。

【町長 田中 秀俊】

中の使い方細かいことは分かりませんので、担当課長のほうがいいかなと思いますが。

やはり協力隊として正当な活動ということで認められるものについてはどんどん使っていただきたいと。

ただ、その出し方です。先にこういう形で前渡しますとか、どういう形がいいのかという部分はやはりそれぞれあるかと思しますので、そこ辺まで詳しく把握してませんので、政策推進室長に答弁を譲りたいと思います。

【政策推進室長 長田 孝規】

副議長。

【副議長 川村 嘉彦】

政策推進室長。

【政策推進室長 長田 孝規】

活動費ですけれども、今までの例を申し上げますと、自身の研修であるとか資格の取得、そういった費用にも充ててあります。

また、備品関係も購入できるんですけども、汎用性が高いもの、車であれば車はリースは認められるんですけども、購入は認められないというところもありまして、またパソコンであるとかカメラであるとか使い勝手がフリーになるようなものは駄目ですよとか、物によってはそういったものも活動に必要なだということが認められれば対象になるというところもあります。

そういった対象になるものについてはさまざまございますので、またこれは別に確認したいようであれば、また政策推進室のほうで説明させていただきたいと思えます。そういった自身の活動や起業する上で必要される活動費となるように、今後も職員と隊員と協議をした上で調整を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

【副議長 川村 嘉彦】

答弁が終わりました。

【11番 山本 文男】

副議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番、山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

分かりやすい説明を、よろしく願いいたします。

次は、隊員の勤務時間内の時間を定住・起業のための活動に利用することを容認すべきと思いますが、いかがでしょうか。

最終的にこの協力隊事業が定住・定着を図る事業でありますので、公の活動だけでなく起業や定住・定着のための私の活動も認めるべきだと思いますが、いかがで

しょうか。

【副議長 川村 嘉彦】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

副議長。

【副議長 川村 嘉彦】

町長。

【町長 田中 秀俊】

結局、この地域おこし協力隊の最終目的がそこに定着をして起業していただく、いろいろな形でそこに住んでいただくということが本筋でありますので、そういうことはしっかりとやっていきたいと。

先ほど、推進室長が美郷産地型商社に依頼していろいろ聞いたと、アンケートを採ったと。その中で、「協力隊業務の活動に追われ、時間の確保が難しい」と。結局、そっちのほうに時間を取られて、起業するというかそういうことをする活動というか、その時間がないという話での回答があったということです。

それを受けて、今後は、定住・起業のための活動に要する時間を毎月の業務計画の中にちゃんと組んで、そのときにはそういうことに充てますという部分で、やはりしっかりと。

今さっきお金でもそうですけど年間計画、そして月計画を決めた中で、起業を次、定着をするためにどうするかという部分の計画もしっかり入れて、時間を取って、今後やっていく必要があるということでこちらのほうも考えてますので、そういう形の中で時間を十分に取ながらやっていく必要が出てきたと。

アンケート結果からそういうことが浮き彫りにされたということですので、その方向に向かってやっていきたいというふうに思うところです。

【副議長 川村 嘉彦】

町長の答弁が終わりました。

【11番 山本 文男】

副議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番、山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

計画に起業定着に向けた時間を組み込んでいくということだと思います。分かりました。

県内のある自治体では、協力隊活動と定住の準備等の活動の時間配分を、1年目は7対3、2年目は5対5、3年目は3対7というような目安を示しているケースもありますが、こういった取組についてはどのようにお考えでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【副議長 川村 嘉彦】

町長。

【町長 田中 秀俊】

その時間配分といいますか、そういう1年目、2年目、3年目という部分でどういう形が一番いいのかというのはちょっと分かりませんが、そういう自治体もあると。その結果を見て、定着率が高いと。去年2月くらいの時点で8,000人くらいいるという話であります、平均して大体半分くらいということで4,000人くらいが何らかの形で定着しているということでもあります。

ですので、いろいろな自治体のそういうデータを集めてどういう形が一番、定着率につながっているのかという部分で政策推進室等に調査をさせてもらい、各課の中でどういう形で時間を配分していくかと。そしてその本人の考え方もおありでしょうから、やはり本人も交えてどうしたらいいかという部分での時間振り分けという部分で1年目は、2年目と。だから1年目をどうするか、2年目をどうするかと、大きな枠は設けてもそのとおりに行かない部分もあるかもしれませんが、ある程度の目安の中で決めていきながら、その各年度、年度で細分していくという形のほうがよかろうというふうに思っております。

ですので、本当に目的は3年後という話でありますので、それに向けてやっていきたいというふうに思うところであります。

以上です。

【副議長 川村 嘉彦】

町長の答弁が終わりました。

【11番 山本 文男】

副議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番、山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

定着・起業に向けた時間を認めていくという説明でしたので、よろしくお願いたします。

次の6番の創業者支援体制の整備ですが、このことも昨年の12月の定例会で那須議員が質問されたんですが、町長からは具体的な答弁はなかったと思いますので、改めて質問することにしました。

この創業者支援事業計画の認定について、早急に検討すべきだと思います。協力隊に限らず移住者の方々は起業意思が高いと考えます。地区別戦略事業を成功させるためにも重要なことだと思いますので、創業者支援事業計画の認定についての検討について、お伺いします。

【町長 田中 秀俊】

副議長。

【副議長 川村 嘉彦】

町長。

【町長 田中 秀俊】

地域おこし協力隊、またいろいろな形の中で、今年度ですけど企画情報課において、今度は企業支援隊員を募集したいと。結局、起業するために、その人がいろいろな応援をしていくという部分で新隊員を採用したいというふうに思っております。またそういう形で進んでいきたいと。

創業支援事業計画ですけど、今、県内で20くらいですかね、市町村してますけど、令和5年度でその計画の策定をやっていきたいというふうに思っております。その計画を策定すると、その人たちにとっていろいろなメリットがあるということでございますので、その計画をつくって、こういう制度であればこういう部分でメリットがありますよということで周知して、起業がしやすいようにというか、そういう形の部分はやっていきたいと。

ですので、令和5年度中に計画を策定したいと、そういうふうに思うところです。以上です。

【副議長 川村 嘉彦】

町長の答弁が終わりました。

【11番 山本 文男】

副議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番、山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

分かりました。よろしく申し上げます。

最後の今後の協力隊募集計画についてでございます。

説明資料の中にも、農業分野での計画もあったようです。募集計画についてお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

副議長。

【副議長 川村 嘉彦】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先ほど、企業支援隊員を募集してといいますか、今もう募集してるということで、高城さんですかね、その人がいろいろな形で女性の方ですけど、事業継承とかそういう部分で。

非常に小さい田舎にしてはそういうことでは珍しいということですか。そういう起

業、事業支援も含めて事業承継も含めた中でのやり取りができているということでは評価を受けているということでもあります。そういうことをしながらやっていきたいというふうに思っております。

今後という話ですけど、今後、予算要求もしておりますけど、それこそ企画情報課において、地区別定住戦略（ちくせん）コミュニティマネジャー、これを置きたいというふうに思っております。24地区が今度、始めるわけですので、それを総括して、統括してというか、それをするような人も必要ではなかろうかというふうに思いますので、そういうことにしております。

また、町民生活課におきましては、コミュニティスペースの立上げと運営を行うプレイングマネジャーを1名を計画しております。

業務の概要につきましては、社会福祉協議会職員として、空き家を再利用して多様な世代が交流できるコミュニティスペースを創設し、その運営を行うこととしております。そういう中で、その後どうするのかという話が一番難しくなってくるということですので、そこ辺もしっかりと意思疎通しながらやりたいと思っております。

最後に、農林振興課におきまして、農業サポート隊1名と備長炭製炭技術と文化の継承者1名を募集したいということでもあります。

募集して何らかの反応があれば、何名か来れば、その人たちとしっかりと話して、この人ならばという人たちを採用して、今後の美郷町の発展のために頑張っていたきたいなというふうに思っております。

以上です。

【副議長 川村 嘉彦】

町長の答弁が終わりました。

【11番 山本 文男】

副議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番、山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

冒頭に申したように、町長は先の定例会で「職員一丸となって定住に向けたバックアップを行っていく」と述べられていますので、この先、協力隊の定着率は上がってくると思われれます。

そして、その定着した協力隊員が地区別定住戦略の重要な役どころを担ってくれることも考えられます。この2つの移住定住事業が並行して成果を上げていくことを期待して、1問目を終わります。

2問目に移ってよろしいでしょうか。

【副議長 川村 嘉彦】

2問目の発言を許します。

【11番 山本 文男】

これも12月定例会のことですが、その会議録に。

その前に、このボランティア作業での燃料費のことにつきましては、私は14号台風の後、上区の住民の方から話を伺いました。「住民で迂回路の木を何日もかけて切ったっちゃけど、その燃料費は出してもらえんちゃろか」というような要望でした。

12月の会議録によると、兒玉議員の「シイタケ関連の作業道を重機を借上げて復旧作業を行った生産者に燃料代の支援はできないか」という質問に、町長は「公共性の強い部分が優先される。個人ではなく多数の人が有益となる復旧作業であるなら、燃料代の支援も考えられる」というような答弁をされておられます。

町長も何キロにもわたる迂回路の木の伐採等も視察されたと思いますが、燃料費の支援はもらえないものでしょうか、お伺いします。

【町長 田中 秀俊】

副議長。

【副議長 川村 嘉彦】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今いろいろな形の中で重機の借上げとかそういう話の中でのそういう支出はしてるといことです。それぞれ地域、素材生産業者いろいろな重機を持っていますので、そういう部分で作業等々に従事したというときであれば、建設課のほうに行ってきて、建設課のほうから出している。道路愛護デーでも燃料費は出しているということでもあります。

やはりあのときは自分の道というか、結局、災害とかそういう公共性という部分がついてきますので、公共性をどこまで考えるかという話の中で、やはり公共性という部分をしっかりと位置づけた中で、その中でやってきた部分にはやはり燃料費とかそういうものは出すべきだとは、今までどおりやってくる部分は継承しながら、そういう意見があるということですので。私は、今までやってたかなあというふうに思ってたんですけど、そこ辺で燃料費やらが出てないということであれば、出していきたいと。

ただ、公共性という部分をやはりどこかで線を引かないと、「個人の」という話になると、これはまた絶対おかしくなってくる。ほんなら全部が全部、そんげなってくるという話でありますので、建設課で公共性という部分をどういう形を公共性というのかという部分でしっかりと決めた中で周知徹底して、こういうことがあれば事前に言ってくださいねという話の中で支出をするということがいいかなと。やはり何らかの形はつくらんといかんというふうに思いますので、そういう方向でやりたいということなんです。

【副議長 川村 嘉彦】

町長の答弁が終わりました。

【11番 山本 文男】

副議長。

【副議長 川村 嘉彦】

11番、山本 文男議員。

【11番 山本 文男】

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

いまだに不便な生活を余儀なくされている住民の方がおられます。一日も早い復旧を祈念しまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

【副議長 川村 嘉彦】

これで、11番、山本文男議員の質問を終わります。

山本議員の一般質問が終わりましたので、議事の進行を山本議長に交代をいたします。

【議長 山本 文男】

議事進行を交代しました。

ここで、休憩に入ります。

再開を午後1時からといたします。

(休憩：午前11時50分)

(再開：午後12時56分)

【議長 山本 文男】

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

7番、那須 富重議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

それでは通告順に順番をいただきましたので質問をさせていただきます。隣の席が現在、ぼっかりと空いております。小路文喜議員が在職中に亡くなりましたけれども、同じ議員としましてとても感慨深いものがあります。御冥福をお祈り申し上げます。

それでは早速、質問に入ります。

まず、国道388号線、446号線の早期整備について、質問をいたします。

昨年9月の台風14号は大変、大きな爪痕を残しました。またしても山間地域の災害に対する弱さを露呈してしまった形となっております。

諸塚の国道327号線の道路崩落災害によりましていまだに通行できておりませんけれども、国道388号線はこれに先駆けて復旧することができました。椎葉村から日向市に出るルートでは、現在の327線より早い時間で往来ができる唯一の

ルートということで、椎葉住民の皆さんや椎葉へ通われる方々にはこのルートは大事なルートだと大変喜ばれております。

現在、388号線は国道327号線の迂回路して椎葉間の通行量が大変多くなっておりますけれども、この状況についてどのように捉えられているか、町長にお伺いをいたします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

本当に台風14号で国道、町道いろいろな道が寸断され、町民の方々また圏域の方々に不便をかけているということであります。この状況といいますか、結局、446号が土砂崩れに遭ったときに、388号がその代替路という形で非常に有益な道路となったということで、それが388号の西郷南郷間の2車線化という部分でストック効果が大なるものがあったというふうに認識をしております。

ですので、今の現状を見ると、327号がそういう大きな災害で元に戻ってないという部分で代替路線の位置とすれば非常に大きなものがあるということであります。

よく言う災害道路の考え方の中で、ダブルネットワークという言葉がありますけど、その中で、やはり1本では駄目だという話だと思っております。ですので、議員おっしゃるように今の現状を見ますと、やはり急ぐ必要があるということをおっしゃっております。そのためには、町もなんですけど、388号等々の期成同盟会がありますので、しっかりとそこ辺で陳情要望活動を展開していく必要があるのではなかろうかというふうに思っております。

幸いにコロナ禍の中ではありますけど、これが徐々に5類にという話でありますので、今後、足並みをそろえてそういう形でダブルネットワーク化を進めてほしいという話の中で、要望陳情等を一緒に強力にできたらいいかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

町長、答弁のほうは座ったままで結構ですので。もう早く治っていただくと、大変こちらもお助かりますのでお願いします。

2月20日の宮日新聞のトップに、「道路がないと何もできん」との見出しで椎葉村の南部、熊本県に隣接する大河内地区で、山中に積み上げられました大量の丸太が枯れるのを待つだけとなっている。もう搬出はやめた、諦めた」との記事がありました。昨年7月からスギ、ヒノキ、600本余りを切り運び出そうとした9月に14号台風が襲来し、国道388号線の路肩が決壊し、整備したばかりの作業道も崩れ、現場にたどり着くことすらできなくなったと。

また、大河内周辺には和牛生産をしている方もいて、2か月に1回、子牛競り市に片道約4時間の道を2往復して出場おりますけれども、今回は特に復旧に時間がかかっております。ほかの道も何か所も飛んで復旧には数年かかるだろうと、半ば諦めの言葉です。

国道388号線、美郷椎葉間の整備を急ぐ必要があると考えますが、この材木と牛の関係で困っている方の思いからすれば、この388号線の復旧は本当に急ぐ必要があると思っておりますが、町長、答弁をお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

2月8日の記事でしたかね、宮日の、振り返ってという話の中で、私も記事を読ませていただきました。

美郷町のことはある程度、考えるんですけど、今度は広域的にと思ったときに、ああやっぱそういうことが起こってるんだという話の中で、かなり材を切って諦めた。非常な大きな損失ということかなあと。

また競り市についても、いろいろな迂回路をして畜連のほうに連れていくということで、大変、御苦労をしているということでもあります。

ですので、やはり1本の道に頼り過ぎていたという部分がある。それは確かに国道の動脈ですので、そういう形ではしっかりとした復旧を急いでもらわなければなりません。やはり代替路としてしっかりとした388号、これをつなげてほしいという部分には変わりはありません。

先ほど言いましたように、やはりその期成同盟会の中でしっかりと土木、県土整備部のほうに要望活動をする必要があるなというふうに思っております。

議員も御案内ですけど、熊本と388号線とつながってますので、向こうのほうもうできたということで、湯前町の町長でしたかね、よく「リダンダンシー」「リダンダンシー」という話をして、「リダンダンシー」って何かなと思ったら、やはり国土計画上では、自然災害等による障害発生時に一部の区間の途絶や一部施設の崩壊が全体の機能不全につながるないように、あらかじめ交通ネットワークやインフラ整備を多重化してやっていると。

結局、こういう要望をしてきたんだという話をやっています。それは「リダンダンシー」といっていつどんげなるか分からんけど、ここ辺をしっかりとしかんと、全

てに麻痺を起こすという話です。

ですので、ダブルネットワーク化と同じような考え方なんですけど、やはり予算のつけ方、ここ辺が一番危ないから早くしてくれんかという話の中での要求か要望、そういう形でやってきたんだというふうに、私は解釈していたんですが、それが功を制して早くできたという部分もあったということです。そういう形で今後やはりこの388号線、町内を通過して椎葉という部分をしっかりと考え直して、つながって南部は高速道路ですけど、うちは広げてなんぼが一般国道ですので、やはりそういう考え方の中でお願いしていくと。

そしてまた、この美郷町の中、これはしっかりとやはり要望しながら、そしてある程度、目鼻もたってますので、日向土木等々は理解してますので、その中でこの椎葉までの388号線をしっかりとした道路に作り上げて行くということは、もう議員と同じ思いでありますので、今後ともよろしくお願ひしたいと、そう思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

私もこの記事を読んだときに、本当に私たちの知らないところでもそういう思いをしてると。林業をやられている方はやはり職員を使っている関係で、今の状態ではどうにもならないということで、熊本のほうに出て、現地でまた新たな仕事をみつけて職員を賄っているという状況だそうであります。

そういうふうに美郷町の中でもそういうふうにならないとは言えないと思うんですね。結局、こういう人口減少化の中において、こういうところでそういうところに手を差し伸べてやれば、そういうことも防げるということでもありますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、現在、木材搬出のトラックの往来が盛んになっている背景には、本県の林業産出額が初の日本一になったことでよく分かります。

2月17日の県発表によりまして、2021年度の木材生産部門の林業産出額が北海道の314億5,000万円を上回り321億7,000万円で統計が残る1986年、昭和61年以降、初めて日本一になりましたと。この結果を受けて、河野知事は、「今後も県産材の需要拡大や安定供給体制構築、循環型林業の推進に取り組む」と、すぐにコメントをしております。

このコメントの中には、やはりこの「循環型林業の推進に取り組む」ということであれば、当然、スギの生産はもちろんですけれども、この木材の流通についても同じように考えていかなければ、これはかなわないと思うんです。その点で、町長、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃるとおり「よかったなあ」と思うのは、今まで素材生産量がずっと1番という話で、素材生産量はそんなに重要視はしなくていいじゃないかと思っておました。

ただ、その「生産額」ですよ。生産額が日本一になったと。これは大きなことだということでもあります。

ですので、今まで素材生産量が日本一、30年間続けてきたというようなことを言ってきましたが、やはり今後は生産額が日本一をずっと続けるということが非常に大事なことだというふうに思っております。

そのためには、やはり議員おっしゃるように、「切って」「植えて」「使って」「育てて」そしてまた「植えて」というその循環もなんですけど、やはり道路ネットワークですよ。搬出ということで今ちょうど伐期が来てますので、そのための道路といたしますか、やはりそういうことで知事も考えているのかなあと。聞いてみないと分かりませんが、やはりそこまで含めた中での生産額と。

早く言えば持続可能な森林体系を作っていくという部分については、やはり道路が不可欠という話になってきますので、せめて今から、中山間地域の林道そして国道、町道をしっかりとしたネットワークの中で、中国木材なり今度は細島港なり、そこにつなげるという展開がありますので、しっかりと要望活動をすべきではなかろうか、そういうふうには思うところです。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

今、町長がおっしゃいましたが、この林業が盛んになりまして近隣での町、ここでは日向市ですが、ここの企業誘致も出てきております。県内では中国木材などのバイオマス発電による電力供給が行われるようになりまして、それまで山に置き去りにされておりました未利用材の価格も上昇してきております。こういった背景が大型車による搬出が年々、盛んになってきている要因となっております。

そして今、新たに日向市の細島工業団地内に、昨年4月28日に起工式が執り行われまして、50メガの発電量を誇ります伊藤忠商事、大阪ガス、東京エネシス、もう一社あったと思うんですが、これらが出資をしまして、200億円のバイオマス発電所が来年の夏に完成の予定で建設中であります。

現在の中国木材の発電容量が3万2,500キロワット、これを上回る5万キロ

ワットですから、かなりのチップが必要になってくるわけです。

国内外からチップを調達する予定だそうですが、未利用材がさらに高値で取引されるようになると、この入郷からの箱型の大型トラックがさらに増えることになることはもう見えております。

また一方で、現在、台風大雨によりまして流れ込んだ河床の砂利搬出に12トンロングダンプが渡川から日向市まで堆積砂利を運ぶために往復をしております。その数は1業者によると20台で1日3回往復するそうです。つまり60回、往復で120回ですね。120回通るわけです。渡川から日向間を通ることになります。休憩等、荷の積み下ろしを差し引いても1日400分は走るわけです。ざっくりの計算でも、約55キロメートルの区間どこでも3分20秒に1台、12トンのロングボディダンプトラックが通ることになります。道路のどこの箇所でも待っていても3分20秒、多少つまったり延びたりすることはあるでしょうけども、そのくらいの通行量があるということです。

そしてさらに、この446号線は先ほどの木材搬出のトラックやトレーラー、それから道路工事のダンプ、観光を含め一般車両も通りますから、通行量はさらに増えることになりまして危険度が一段と高くなります。カーブの多いこの道路は、ドライバーにとりましては気の抜けない大変、危険なルートになっており、カーブでトレーラー同士が交差するときには片方1台は待機して譲り合うそうです。

県によりまして、国道446号線の整備は9割強進んでいると。これは今、トンネルの前後で有害化ということで蓋がされておりますけども、これでも非常に助かっております。ところがやはりその前後にありますカーブが非常にしんどいという、これはドライバーの話であります。「もう済んでいる」との認識で進めようとしておりますけれども、現状は一段と深刻さを増している状態であります。

改めて伺います。国道446号線の整備を急ぐべきであると考えますが、町長の考えを伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃるとおり、議員も理解しているところがもういっぱいあると思えますけど、2車線での改良ということで優先度が低いという話で伺っております。土木事務所にもいろいろな形で行ってお願いするんですが、なかなかそういうことだと。

横断勾配とかそういうものをしっかりとこちらが言ってないという部分もありますので、やはりここ辺は本当に危ないと。どういう背景かと言ったら、今、議員がおっしゃるような背景の中で、非常に大型が通っていると。そしてやはり交通安全とかそういう部分にもつながってくるという話の中で、今度は切り口を変えて、ただバイパスを抜いてくれという、結果的にそうなるかもしれませんが、やはりそういうものを精査しながら、やはり危ないという部分で危ないところは早急に改良してくださいという話をせんと、安心して通ることができないと。

それと、今度はそういう木材搬出業者とか砂利採集のトラックの業界とかそうい

う人たちというかそういう業界にアンケートを求めて、ここはいかんと、ここはいかんとというか「こういうことで危ない」という話の中で、ある程度、そういうものを持って行ってアンケートを採った結果、こういうことだということによって具体的に説明していく必要があるかなあと。今までも「改良済み、改良済み」という話であったと思うんですけど、だから住民度が低いという話ではありますが、そうじゃなくてやはり危ないところは危ないという話の中での改良ということでの要望がいいかなあというふうに思うところです。

ですので、そういう形の要望をしていくし、そしてやはり何かが起こった後では問題ですので。今さっき言うように、ダブルネットワークという部分で国道327号線の代替路線、また388号線の代替路線という形の中での446号線の立ち位置があるということでもありますので、そういう形で進めていきたいと、そういうふうには思います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

今年の1月31日に、私たち議会で福岡の九州整備局のほうに要望活動に行きまして。町長はこのときはおられなかったんですが、国道327号線の災害の件、国道388号線の迂回路としての窮状を説明してきました。

整備局の道路部長には、このトレーラートラックが増えていることに質問をいただくなどの興味を持っていただきました。大変ありがたいことだなと思って、この次のまた中央省庁への要望活動にも生かせるのかなというふうに期待をしているところでございます。

美郷町の良さをアピールするには、やはりこの林業は欠かせないと思われまますけれども、林業に力を入れて立派なスギ、ヒノキを作り上げても、これをタイミングよく効果的に流通させ有効に活用できなければ、望まれる結果を得ることはできません。安定していつでも出荷ができる道路の整備には、今、力を注ぐべきと考えます。本当に町長の前向きな答弁をいただきましたけれども、もう一度、押さえの意味でお願いします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

町単独でという話は非常に難しくなっていますので、そういう形の中において、やはり要望・陳情活動をしていると。ちょうど九州地方整備局ですか、そちらのほうにも行って、邑南町のほうに行かれたということを知っています。

今回、各省庁に、国土交通省のほうに行ったときに、前の副知事、鎌原副知事にもう直に来てもらって、やはり実情をしっかりと話して、そのほうが早いんじゃないかなあという気がしております。

ですので、今まで知らない人ではありませんので、皆さん、御存じのとおりですので、気さくな方です。もうこちらからある程度、名指しで、こっちがそっちの都合に合わせるくらいで行って、こういうことで宮崎県のことは熟知しておりますので、そういうことを言ったほうが早いのかなと思ったりしますので、そういう陳情の方法で早くしたいと。

それと、やはり時期かなあと思います。予算編成がすぐ始まりますので、もう予算編成した後に行っても話にならないという気がしますので、やはり5月か6月頃に行く必要があるのではなかろうかと思っております。

ですので、やはりそういうことで早目に国の各省庁のほうには議員各位と一緒に行って陳情したほうがいいかなと。

議員おっしゃるようないろいろなものを育てると。今ちょうどキンカンやらが最盛期なんですけど、育てることはできると。今度はそれを収穫する人がいないと。そして、その収穫する人と道ということをつなげれば、結局、お金にするためには全てがいなければお金にならないということでもありますので、木材にすれば「切って」「出して」ということで、今度は「出す」搬出、今度はその道ですよ、そういうところまでしっかりと考える必要が出てきたということですので、そういう方向でお願いしに行ったほうがいいかなと思っておりますので、御協力をお願いしたいというふうには思うところです。

これはみんなで頑張っていくと。できれば、椎葉も諸塚も同じように向こうと一緒にいくという話ではなくて、同じような要求をしてほしいということかなというふうに、やはり共通の要望事項はあってもいいのかなあという気がします。それはばらばらになっても致し方がないというふうに思いますので、そういうことでやっていきたいなというふうには思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

本当にこの福岡の九州整備局では安心したところです。

このときに邑南町のほうに私たちもまた別件で研修という形で行ってきたわけですが、町長がおっしゃいましたけど。その後の二日目の懇親会といいますかその席

で、あちらの議長さんと話をすることがありました。

その中で、いろいろと、「実は福岡に行って、福岡の九州整備局に行きまして要望活動をしてきたところなんです」と申し上げましたら、向こうの議長さんがすぐにおっしゃったんです。「実は、この邑南町の出羽には今の国土交通省大臣の斎藤鉄夫大臣がこちらの出羽の出身なんです」という話をいただきまして、もうその場ですぐ私は、国交省のトップですから、「何とか東京の要望活動に行ったときにはおつなぎできませんか」ということでお話をしましたら、「ああ、それはいいですよ」という話でいただきましたので、ぜひ今度の早い時間でそういうことが決まれば、早くそういうことの実現に向けてお願いしたいと思います。

何と言ってもいろいろ言われても、やはり国交省のトップですから、そこにおつなぎすればいいかなというふうに思っております。この前のグリーンロードのときにも、延岡の県議の河野県議が来ておりましたので、その旨のことをちょっと話をしておきました。そうしましたら、河野さんは今度の選挙には立たなくて、ただ、「これは本部のほうにおつなぎをしておきますので」という言葉をいただいておりますので、ぜひそういう形で中央省庁に向けてはそういうことを実現したいと思っておりますので、またよろしくお願いしたいと思っております。

それでは次の質問に行きたいと思っております。

【議長 山本 文男】

2問目の発言を許します。

【7番 那須 富重】

それでは次に、地区別戦略ということで、先ほどの要望活動で1月に行きまして、その足で邑南町までバスで片道1時間という行程を皆さんと一緒にいったわけです。

そこで、行った先は町長が就任されて間もない頃に、私、前回の質問でも言ったかと思うんですけど、子育て支援の件で一般質問したときに、「島根県邑南町の取組が非常に参考になる」と話したことがありました。

それは、その当時は移住定住の促進のためにシングルマザーを対象にした取組ということで、この邑南町自身が関西に行きまして窓口を設けて、住まい・仕事・子育て支援をセットにして移住定住を呼びかけると。このときにやはり町なかでいろいろ困っているシングルマザーは、やはり子育てもそうですし住宅も高いと。仕事は何かあってもやはり仕事になかなか集中できない環境で仕事をしていると。そういう方たちの要求に応える形で邑南町にはそういう仕事も住宅も子育て支援もありますよということと呼び水として実現をしておりました。そういう形を何とか取り入れると一番いいということで、いまだにそれが行われているようです。

これは本当に、今度の今のちくせんの中でもこういった取組を取り入れてやるということが一番いいんですけども、やはり事務局は執行部の役場のほうが引っ張っていくような形でやっていかないと難しい問題だと思うんですが。

そして、先日、その邑南町を議会で訪問して、今、本町が取り組んでおります地区別戦略の本家で研究を受けることで調査をして、昨日の委員会調査の報告をしたところであります。

本町でも、令和3年度に計画策定をして令和4年度から事業を開始した地区が13地区、令和4年度に計画策定をし令和5年度から事業開始予定の地区が11地区予定されております。これは私の地区も入るわけですけども。

現在の各地区のちくせんの取組の状況について、お伺いをしたいと思います。ちょっと抽象的なところで難しいかもしれませんが、現状をまず説明していただければいいと思いますので、よろしくお願いします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

邑南町をモデルとした地区別定住戦略ということで、議員さんたちが邑南町に行っているいろいろな担当者から聞いて、ある程度、邑南町がしてること、そしてまたこちらの美郷町がしようとしていること、それにはいろいろな温度差があって、今後どうなるかという部分で期待と不安が交錯するというところかなあというふうに思っておるところであります。

その地区別定住戦略の云々という部分は何のためにするかという部分はもう御案内のとおりであります。人口減の歯止めというか、それに向けてという部分もあるんですが、やはり地域が活性化せんとどんどんどんどん衰退の一途をたどるといってありますので、何とかここで歯止めをかけたい。そのためには町がいろいろな計画をつくって、今までしっかりとしたもののが立ち上がったかというものはそんなにないと。ほんなら、やはり地元からという話の中でやっていくという部分で計画をしてるんですが。

それを今度はどういう形で進めていくかという話が一番大切でありまして、今後だということでもあります。

各地域24地域が今度は令和5年度からスタートするという話になりますけど、藤山先生によっては24の星が動き出すということになります。その24の星が、私は24の花と思ってるんですけど、色異なれど咲く喜びという感じでやればいいのか。色は異なるということ、地域性が違うということでもありますので、同じことをしておっても、共通の課題というのはあるんですけど、また違う発想が出てくると。

それぞれ24の今どうかという部分は、ちょっと私のほうも把握しておりませんので、もし企画情報課長がその一例、二例があれば、説明していただいて、皆様の議員各位の御努力そして美郷町全員が頑張るぞというような話になっていくと、またこの町が変わると。

一番私が思うのは、やはり何もせんよりかいいじゃろという話の発想で、そんげなむちゃくちゃなことでもいいのかという話でお叱りを受けるかもしれませんが、何もせんかった何も生まれないと。何かすれば何か批判が出てくると。賛同よりか批判のほうをしっかりと聞いてやっていったら、うまくできるのではなからうかという気がしますので、そういう意味で、この地区別定住戦略がうまくいくかいかないかですごく、10年後、20年後が変わってくると、そういうふうに私は位置づけておる政策でございます。

企画情報課長で、ちょっとそういう事例というか進捗があれば、お願いします。

【企画情報課長 田常 浩二】

議長。

【議長 山本 文男】

企画情報課長。

【企画情報課長 田常 浩二】

それでは私のほうから、現在、実際、実践に取り組んでいる地区でどういったことが行われているかというちょっとした例をお示ししたいというふうに思います。

まずは全地区共通で取り組んでいるものとしまして、暮らしの手引きの作成といひまして、その地区がどういった特徴があるのか、例えば、年間の行事はどういったものがある、例えば、区費とか官費がどれくらい徴収がありますよとか、例えば、暮らしていく上のルールとして道路愛護デーが何月と何月にあって、そういったものには必ず参加していただくことが必要ですよとかいうことをまとめたものが暮らしの手引きというものが全地区共通事項として作り上げております。

それからあとは移住定住の相談窓口を全地区共通として置いていただくこととしております。この目的としましては、地区内にある空き家の掘り起こしですとか移住定住の希望者がおられた方に、その方との方が窓口の方が1人に限らないんですけれども、ある地区によってはそれを部として設置して、数名でそれを組織している地区もございます。

移住希望者の方とお会いして、先ほど言いました暮らしの手引きをもとにその地区のルールですとか特徴なんかを話して地区住民の方へのおつなぎをしていただくという役割を果たしているものがございます。

それから、1分間動画と全地区のポスター、特徴的なものを表したポスターというものを全地区共通で作ることとしておりまして、今後そういったものを御披露するということになります。

各地区ごとの特徴的な取組としましては、それぞれまだまだ取組に温度差はあるんですけれども、SNS、フェイスブックですとかインスタグラムなどを使いまして情報発信、さらには高齢者にも分かりやすいようにということでもちくせん新聞を発行している地区もございます。それからちくせんのカレンダーを作っている地区もございますし、よその方との交流を生む事業ということでひまわり畑のフォトコンテストですとかスケッチコンテストなども行われている地区もございます。

それから先ほど申しましたように空き家の調査対策チームを発足している地区もございまして、そういったところを機能して、早速、空き家バンクへの登録に結びつけた地区もございます。

それから、子育て拠点施設でのイベントとしまして、子供が集まるようにということで、十五夜ですとかハロウィン、クリスマスイベントなどをこれを契機にまた始めたという地区もございます。そのほか子供体験活動としまして、地域の住民との交流ということで田植えですとかアユのつかみ取り、餅つき、しめ縄づくりなども行われている地区もございます。

先ほど、申しましたようにまだまだ始まったばかりで活動には温度差もございすけれども、もう積極的に取り組まれている地区もございます。

それから、御案内ですけれども、議員の皆様方には御案内させていただいており

ますけれども、3月19日、日曜日に全24地区の関係者が集いますちくせん交流会というものを開催を予定しております。当日は新たに今年、計画を策定しました11地区がどういったことに取り組むのかという発表をされますし、先ほど、私が申し上げました実践地区のどういったことに取り組んだというような発表もございます。

そのほか、先ほど申しましたポスターですとか1分間動画、暮らしの手引きなんかもその場で一堂に御覧になることもできますので、ぜひ御臨席いただきまして、取組や今後、計画されている事業を確認いただきますとともに、集まっているメンバーが各ちくせんの主要なメンバーの方ばかりですので、ぜひ激励を賜れば幸いです。

私のほうからは、以上です。

【議長 山本 文男】

説明が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

私たちからするなかなか、本当に難しいことに取り組まれてるなというのがあるんですけども、何とか地域をまとめていかななくてはいけないということで協力はしていくつもりでおります。

それで、地区ごとでいろいろと住民主体で決めた事業を支援するという形で今、行われているわけですけども、人口はだんだん減ってきている中で、地域の役員の成り手がいなくなってきておりまして、毎回、同じ人たちが役を逃れられずに繰り返しながら役を引き受けてやっている地域もございます。

そういった中で、多いところは結構、私が知っているだけでも少ないところは40世帯がもう切れるような状態ですね。私たちのところは120世帯くらいなんですけども、そうすると3分の1となって同じような役員構成をしたときには、それはもう言わずとおのずと分かるような状態になるわけですけども。そういった問題も抱えておりますけれども、今そういった問題で表面的に本当に大きな問題になっている点とかがあれば、あれば結構ですけども、問題点があれば教えていただければと思います。

企画情報課長、いかがですか。

【企画情報課長 田常 浩二】

議長。

【議長 山本 文男】

企画情報課長。

【企画情報課長 田常 浩二】

今、那須議員がおっしゃったことはいろいろな地区から役員が重複して、区の役員であったり公民館と役員と兼ねたりとかしてなかなか大変だという御意見は、もう承っております。

ただし、この辺りはいつも申し上げることなんですけれども、本当、1人では活動できないことで地域全体を巻き込んでいくことがこの地域のちくせんの充実につながってまいると思っていますので、1人でも賛同者を増やしながらか、ましてや一度に大きなことをやるのではなく、小さなことから取り組み始めて、まずはスタートを切っていただくということが重要だというふうに考えております。

役員の成り手の問題というのは、なかなかずつついて回る問題だとは思いますが、けれども、邑南町でも同じような悩みを抱えておられて、「リーダーシップを持っておられる方がおられる地区はどんどん進んでいくけれども、そうでない地区はまだまだ停滞しているんです」ということで、今後は邑南町でもそういうリーダーを養成していくということが1つの課題だというふうに伺っております。私ども同じような課題に直面にするとというふうに思いますが、そういった参考事例をいろいろ参考にさせていただきながら、よりよい方向で、先ほど申しましたけれども、まずは小さなことからでもいいから一歩を踏み出していただくということに取り組んでいただくというふうに考えております。

以上です。

【議長 山本 文男】

説明が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

これは私も1つの提案として、これからの方向について提案をしてお伺いをしたいと思っております。

初年度に100万円、2年目に600万円、最後の年に200万円が各地区実行委員会への補助があるというふうに出ております。

これによっていろいろ先ほど、言ったように40世帯のところもあれば120世帯のところもあると。非常にばらつきがあります。その配分については、またいろいろこれから課題として残ってくるころがあるかと思っておりますけれども、その配分についての方法、この辺はどのように、そういう40世帯と120世帯という点での配分の仕方というのはどういうふうに考えておられますか。

【企画情報課長 田常 浩二】

議長。

【議長 山本 文男】

企画情報課長。

【企画情報課長 田常 浩二】

今、配分のことについて那須議員がおっしゃいましたけども、町としましては3年間で900万円というトータルを定めているだけで、あとの中身は毎年のことの配分というのは各地区のほうにお任せしているところでございます。

ですので、地区の人口の大小はありますけれども、現在のところ一律3か年で900万円ということでの配分を予定しております。

以上です。

【議長 山本 文男】

説明が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

特に40世帯、120世帯というものにはこだわりはなく考えられているということですね。

【企画情報課長 田常 浩二】

議長。

【議長 山本 文男】

企画情報課長。

【企画情報課長 田常 浩二】

はい、そうです。おっしゃったとおり世帯数の大小に関わらず一律で3年間で900万円ということで予定しております。

【議長 山本 文男】

説明が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

邑南町の取組の中で、ちくせんコンペで事業を後押しする取組の紹介がありましたけれども、その一つにバスケットボールがあります。邑南町の人口約1万人に対して150人のバスケット人口があるということでございます。バスケット競技のバスケ人口全国平均では1,000人中4人だそうです。これが邑南町では1,0

00人中15人という格好になりますので、約4倍近いバスケット人口があるということで、屋外に3人制のバスケットコートを設置してイベントを実施しているということでもあります。

そこで確認をしたいと思います。

先日の南郷の運動公園で開催の社会福祉協議会主催のグラウンドゴルフ大会に欠員補充のために私も穴埋めのために駆り出されました。町長も来ていただいて御挨拶をいただいたのですが、百済村長というお話を皆さん聞いて、本当に感動しておりましたが、本当にそういう喜ばれるあいさつだったというふうにいまだに思っております。私も帰りまして、また改めて新聞を読み直しました。そういうところでやはり言葉をもらうと元気が出ます。

そして、美郷町のグラウンドゴルフ人口は高齢化とともにかなり大勢の方が来ておられます。グラウンドゴルフというとほとんど、あまりふだん口を利かない方でも自分の目標のためにどんどん行くもんですから、いろいろと話をしなくてもできるということで、非常に日頃消極的な人も積極的にプレーをされます。

また、ゲートボールと違ってグラウンドゴルフというのは非常に摩擦の少ないといえますかトラブルの少ない競技ということで、非常にそういうことで参加もしやすいということももとはあるんでしょうけども、そういうことになっております。

最高齢者は92歳の方でしたけれども、皆さんが驚くほど積極的に楽しんでおりました。中には、昼、何もすることがないからここに来るという人もいるくらいです。結局、自宅にいてテレビを見てじっとしてると、やはりもうすぐに足に来ますので、そういう点では屋外に出る一つのきっかけとして非常にいい取組だなというふうに思っております。

このグラウンドゴルフのように地区ごとに分けるのとは別に、地区をまたいで同じ趣味、目的を持つ人たちが構成するチーム、グラウンドゴルフを楽しむ人たちの集まりなど、ちくせんの対象とすることができるものかどうか、お伺いします。

【企画情報課長 田常 浩二】

議長。

【議長 山本 文男】

企画情報課長。

【企画情報課長 田常 浩二】

まさにこのちくせん事業はそういったものを本当は求めているところで、美郷町のこの行政というのは24行政区あって、先ほど言いましたように小さな行政区が大変多ございます。

私どもが考えておりましたのは、第3期の総合戦略のときに地区別戦略をさらにグレードアップさせたものとして、各ちくせん同士が連携して取り組む事業に対してコンペ形式とかそういったもので支援ができないかということを担当課として考えておりました。

ただし、現在からそういったことで連携して取り組んでいくような事業が出てくれば、もうぜひそういったものは既存の900万円の中でお互いが連携し合っても結構ですし、そういったことはぜひどんどん進めていただければというふうに考えているところです。

以上です。

【議長 山本 文男】

説明が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

そういうことであれば、今のそれも地区をまたいでの取組もよいということですので、非常に、これはグラウンドゴルフのみならずそのほかの行事についてもいろいろ、例えば、趣味だったら先ほど、話しましたが「自分たちは一生懸命、もう役を、いろいろなことを引き受けておって身動きできない。その上で何を今度、やれというのか」というような話も聞いたことがありますけども、そういう人たちでもやはり何か趣味を持っていますので、もしそういう横のつながりで同じような趣味を持つ人が集まる団体であれば、また動かすことも可能だと思いますので、やはりそういう多角的な方向からそういうものを見ていただいて、取り組んでいただければということで非常に安心しました。期待をしております。

それでは、この3月19日にちくせん交流会が予定されておりますけれども、これは年度末の報告会ということで何か出ておりましたが、地区の自慢大会となるのか、その結果を楽しみにしておりますので、頑張ってくださいようお願いします。

それから、先ほどの話に戻らせてもらいますが、鎌原副知事は、副知事時代にこちらの美郷町に来まして、南郷旅館に泊まりましたけれども、そのときにカラオケのところに行ってカラオケを歌いながら話したのを思い出しましたけれども、非常に、ああいうときに会っていろいろと話を聞いてよかったなという気がいたしております。何とかそういう来たときに、そういう中央から来た方々については、本当に精いっぱい交流の機会を持っていただいて、そういうときに、今度は向こうでお世話になる形をとるわけですけれども、そういうことを繰り返しやっっていけば、何とかよい方向に行くと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで、質問を終わります。

【議長 山本 文男】

これで、7番 那須 富重議員の質問を終わります。

【議長 山本 文男】

ここで休憩に入ります。

再開を13時55分といたします。

(休憩：午後 1時47分)

(再開：午後 1時53分)

【議長 山本 文男】

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

通告順調に質問を許します。

3番、中田 武満議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 山本 文男】

3番、中田 武満議員。

【3番 中田 武満】

マスクを取らせていただきます。通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

先ほどの那須議員も道路関係の質問をしたわけですが、私は河川の関係ということで、ダブったような質問で大変恐縮でありますけども、質問させていただきます。

町内では台風14号の災害復旧が随時、行われておりますけども、鬼神野地区においても、土木作業員が早朝から7時くらいですけれども、雨の日も雪の日も大寒波の日も一生懸命、つなぎを着て林道や町道で働いております。本当に従業員の方々に頭が下がる思いでいっぱいあります。無事に早期に復旧することを祈るばかりであります。

またそういった状況の中で、今回、河川の砂利の問題等について質問いたしますと、またさらに皆様方の気持ちをあおるようで本当に申し訳なかったんですけども、台風シーズンまでもうあと5か月程度になります。また、去年のような大きな台風が来て被害を起すかもしれませんので、ここで改めて質問させていただくことにしております。

河川の砂利の除去作業については、和田地区の河川なり中渡川の河川、それから鬼神野の市谷地区の水路のダムの上の工事のところ、今、除去作業も行っております。

美郷町内に流れる河川全てにおきまして、堆積した砂利は今後、水田や道路に大きく影響することはもう誰もが考えつくことではないかと思えます。

特に、川底が上がった状態で、そのまましておくことによって当然、流れる水が上昇させ、かかっております橋が洪水になって押し流されることが予想されます。

管理については、国やら県が中心になろうかと思えますけども、被害に遭うのは美郷町です。町は今後、どういうふうに対応していくのか、お伺いしたいと思えます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

本当に災害ということを見ると、先ほど言いました道と河川ということで大きな被害、甚大な被害が発生するということでもあります。

その河川に堆積した土砂ということで、その前になぜそんなに土砂が堆積するかという部分も非常に大きな問題であろうと思っておりますが、そこは置いとって、たまった土砂をどうするかという話であります。

本町では、勾配が緩やかな区間や曲線部、支川との合流部に土砂が堆積し河床が上昇しております。本流へ流れ込む中小河川は、本流が大雨により増水し水位が上昇したため、そこに流れ込むはずだった支川の水が停滞、行き場を失くした水がどんどんたまり水位の上昇とともに砂利が堆積し、農地の埋没や家屋の浸水の被害が発生をするという状況であります。

二次災害の対策としましては、町管理の準用・普通河川においては、渡場瀬川と月井谷川、山瀬川の堆積土砂の除去を出水期前に行う必要がありましたので、本年1月までには終えております。準用河川増谷川においては、3月中旬に発注し除去を行う計画です。

県管理の耳川においては、西郷和田地区の堆積土砂の除去に工事着手しており、出水期までには完了したいと報告を受けております。

また、小丸川や渡川、仁久川、又江の原川、五十鈴川についても、人家周辺や河川の合流地点を中心に県単河川事業（自然災害防止河川改良事業）へ要望の資料を提出し、それぞれの箇所について、2月16日に日向土木事務所の河川担当と現地の立会を行ったところでございます。

河川の土砂除去とともに、渡川ダム周辺の土砂除去についても、ダム担当への要望を行ってまいりたいと考えております。

結局、本町で管理する河川、それと県が管理する河川、いろいろありますが、やはり何が起こるか分からないという話の中で、最初にはできるのはこの河川の堆積土砂の撤去という部分でやっていきたいと。そして要望をしていくということでもあります。

そのためには、やはり土木等が言うには、土捨て場の確保ということで、土捨て場がなければなかなか進まないということでもありますので、やはり土捨て場の確保をして、しっかりとここに置いていいですから、早く撤去をお願いしますというような形で要望をしていきたいと思っております。

また、皆様方とそういう形で要望活動を展開しなければならないと思っておりますので、その節には御協力のほどよろしくお願いをいたします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 山本 文男】

3番、中田 武満議員。

【3番 中田 武満】

町長、座ったままで結構です。

ぜひともそういう連携をしていただいで、早期に砂利が除去できるようにお願いしたいところであります。いろいろ仕事が多くて本当に大変でしょうけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私が言うまでもなく、先ほど言ひましたように川底に砂利が堆積しますと、橋が流されるのが一番、費用がかさむんじゃないかと思ひます。

また、川の水が水田に流れ込んで田んぼが作れなくなったり、また、水田に取り込むダムがありますけども、その取り入れ口が砂利によってふさいで井出に水が行かないというような状況があるようであります。また、最悪の場合は、川底に砂利がたまれば、砂利の下に水が流れて水がなくなるといふ状況も想定されるんじゃないかと思ひます。水なし川になるんじゃないかと思ひます。そうなると当然、魚もいなくなると、住めなくなるといふような状況であります。

特に、今回の砂利の堆積が多いのは、鬼神野地区の牛山ダムです。このダムは上渡川ダムに水を送るためのダムであって砂防ダムではないんですけども、そこの堆積した砂利は非常に甚大だと私は思ひております。

この牛山ダムの砂利除去について、分かっていることがあればお伺ひしたいと思ひます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

私が想定している取水口と違ふかなと思ふんですけど、場所が。

渡川ダムまでに導水管が5キロくらあるのかなあといふ気はしてゐるんですけど、そこから取る長さが。もうちょっと長いかなと。5.5キロくらいあつとかなと思ふっちゃけど、それから今度は、ダムから発電所まで2キロくらいあつとかなといふ気がしてますが。

その元方の取水口、そこに砂利がたまっていると。建設課長に聞いたら、どっか違ふような場所を言うから、どうかはっきりしませんで、建設課長に説明をさせたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 山本 文男】

3番、中田 武満議員。

【3番 中田 武満】

牛山ダム、今、小丸川にかかっているダムですね。鬼神野にある牛山ダムにあるダムです。の状況が甚大といふ話なんです。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ずっと、前議員の黒田議員宅に行くところの手前にあるところですよ。

【3番 中田 武満】

そうですね。

【町長 田中 秀俊】

それがどうなってるかという話ですよ。

ちょっと建設課長のほうに。

【建設課長 林田貴美生】

議長。

【議長 山本 文男】

建設課長。

【建設課長 林田貴美生】

今現在、市谷頭首工で県河川が土砂除去を行っていると思うんですけども、これも去年、同じように県に要望して土砂の除去をお願いしたところでございます。

その上に牛山ダムがございます。ここは本当、企業局の管理ではあるみたいなんですけれども、併せてこの2月16日に日向土木の河川担当と現地を確認したところでもありますので、今後、県独自の本課によるヒアリング後に、箇所が決定されるのかなと思っております。

場所のほうは、うちの担当とともに河川担当としっかり現地を確認しておりますので、報告します。

【議長 山本 文男】

説明が終わりました。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 山本 文男】

3番、中田 武満議員。

【3番 中田 武満】

はい、よろしく申し上げます。

私が心配するのは、その牛山ダムにたまった砂利が、牛山橋の下にまた砂利を堆積していると。ですから、牛山橋のその水が流れる空間が狭まっているんですよ。牛山橋というのは、狭いところに橋がかかっているものですから、広い川幅のところ

から急激に橋桁が短くなってるんですよ。だから空間が狭くなってるんです。また現場を見てみればよく、遠くから確認できますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

御存じのように南郷地区においては、小丸川に沿って集落が形成されているというのが現実であります。小丸川と南郷鬼神野・神門地区の町民は生活が一致するというので、運命共同体のような状況であります。

神門地区は火災時には小丸川の水を消火活動に使うようになって、いわゆる小丸川が水利施設になってるんですね。川に水がなくなるとか、よどみがなくなると、吸い口が入らなくなるといったら、もう火事の際には消火できないというような状況も渇水時には発生するかもしれませんので、できれば橋の下だけでも何かユンボで掘り上げておく必要もあるんじゃないかと思ひますので、また現場を確認していただくといいかなと思ひます。

先ほど、企画情報課長が暮らしの手引きの地区戦略のパンフレットの話をしましたけど、同じく鬼神野地区にも暮らしの手引きというものが、ちくせんのパンフレットがございます。森の駅にも備えてあります。

そのパンフレットの中に、こういうことが書いてあります。「鬼神野地区は各地に泳ぎスポットや飛び込み岩、釣りの穴場がたくさんあり、子供から大人まで川の恵を享受し謳歌しています」と書かれております。

これは被害に遭う前に作ったパンフレットだと思います。このパンフレットの説明書きにあるように、早目に元の小丸川になるように希望するところであります。

以上で、1問目の質問を終わりたいと思ひます。

【議長 山本 文男】

2問目の発言を許します。

【3番 中田 武満】

2問目の質問に入りたいと思ひます。直売所の関係です。

美郷町内には幾つかの有人の直売所がありますけども、その管理については、観光協会、それから民間委託によって管理運営されております。

私は農産物直売所は土産物売り場ではなくて地域を活性化する施設、町民であります高齢者の生きがいを生み出す、小さいですけども農業関連施設だと考えております。

農産物の直売所の位置づけをもっと高くして、生産者、出品者、出荷者の生産から販売を指導するようなサポート体制づくりを向上すべきだと思ひます。町長の考えを伺いたいと思ひます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

農産物直売所ということで、現在、観光協会と民間委託という形の中で運営をしているということでもあります。

今までいろいろな変遷を行う中で、今の形が一番いいだろうという形でもってきてるんですが、やはりそこにもなかなか問題があるということは認識をしているところでございます。

生産者組織の中に出荷者協議会という協議会がありまして、その中でいろいろなことを決めているわけではありますが、なかなか言われるように、結局、この直売所は安全安心な地元産の農林水産物を供給することということが役目になってるということでもありますので、もう少しサポートというか、もう少し中に立ち入って、しっかりとその組織形態の中で、またその出荷者協議会、出す人の意見を聞きながらやっていく必要があるかなというふうには思っております。

会員数が多いということで、現在、131名いるということでもあります。南郷地区が29名、西郷地区16名、北郷地区80名ということで、町外の会員が6名ということですので、結構、合わせると多くの方々が出荷してるということでもありますので、一番どういう形がいいのかという部分も含めて検討してまいる必要があるというふうには思っております。

また、北郷の坂本地区に無人販売所がありますが、よくよく通ってみると、結構、車がとまってる。一時は、大分前ですけど、何か全然、物がなかったんですけど、あるときからいっぱい出して、車がいっぱいとまって、またその生産者に聞くと、「楽しい」ということです。「昔はお金が入ってなかったけど、この頃はそういうのではない」と。やはり消費者というか、買ってかえる人たちもちゃんとしているということで、何か小遣い稼ぎにはちょうどいいよという話であります。

ですので、考え方かなあという部分もすごく思っております。やはり全てが行政がそういう形で手を入れることが正しいのかどうかという部分を考えたときに、そういうことでもなかるうというような気もせんでもないということでもありますので、やはりそういうところもあれば、そういう町が作った施設の中で販売していくという形をとって、そこのほうに手を入れるということをやっていかなければならないという部分もありますけど、やはりどうかなあという部分でひっくるめて少し考える時間、そして検討する時間も必要かなあ。

今のままでいいか悪いかという話になると、何とも言えないということが出てきますので、いろいろな意見を聞きながらやっていきたいなというふうには思うところです。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 山本 文男】

3番、中田 武満議員。

【3番 中田 武満】

ありがとうございます。ぜひとも前向きに御検討、御支援をお願いしたいと思

ます。

話は昨年に戻りますけども、南郷の直売所「いっつもや」が職員の退職によって週何日かの休業となって、8月からは場合によっては閉めさせていただきますと、心配されるような状況でありました。

その話を南郷議員5人が聞いて心配して、従業員探しもしました。若杉議員が一生懸命探して、若い女性を探して、やっと採用されていっつもやも営業されるようになりました。

でも、今日においてもまだ不定期休業というのがあるようであります。この直売所は名前のおり「いっつもや」ですから、「時たまや」ではいけないと、私は思っております。時たまでは新鮮さが欠けるわけですから、当然、お客さんが増えることはありません。物が新鮮であれば、お客様は買いにくる。お客様が買いに来れば、物が売れる。物が売れると、さらに生産者が物を出す。そして、回転が速くなれば新鮮になる。新鮮になれば、どんどん活性化していくというのが直売所の持つ機能だと私は思っております。好循環によって、その直売所は充実していきますので、そこでうまくサポートしていくのが誰か、考えれば分かりますかと思えます。またよろしくお願ひしたいと思えます。

今、南郷の直売所の件で何点がお伺ひしたいんですけども、1つ目に、生産者の組織があるのかどうか。

それから、定期的な会議や研修会は行われているのか。その直売所の収支状況を生産者に教えているのか、そこ辺の南郷のいっつもやの件ですね、状況が分かれば教えていただきたいと思えます。

【町長 田中 秀俊】
議長。

【議長 山本 文男】
町長。

【町長 田中 秀俊】

いっつもやということで、結局、従業員が辞められて一時、開いてなかったということで、ちょうどあのときにそういう話を聞いて、皆さん南郷の議員さんが一生懸命、探してるという話を聞いたときに、ありがたいなあというふうに思ったところです。

そのときに、観光協会に言ったのは、シルバー人材センターがありますので、一時でもいいからそちらのほうの余剰人員をローテーションで観光案内施設は回りますので、その人たちに声をかけて、何か販売員というかそういう形でやりながら、新しい販売員を探したらどうかという話はしたところあります。

でも、うまく伝わってなくて、そこがちょっと欠けてたと。反省せないかなという話であります。

今、議員おっしゃるように、直売所出荷者協議会という協議会はあるんですが、それはあるということでもあります。

また、生産した収支報告とかそれはどうなってるのかという部分と、あと研修を行ってるかというどうかという話であります。そのことについては、ちょっと詳しく内容までは知りませんので、企画情報課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしいでしょうか。

【企画情報課長 田常 浩二】

議長。

【議長 山本 文男】

企画情報課長。

【企画情報課長 田常 浩二】

お尋ねのまず生産者組織についてですけれども、先ほど、町長が述べましたように生産者組織としましては、町全体の美郷町直売所出荷者協議会というもので、町で1つの出荷者協議会となっております。よって、いっつもやだけの出荷者協議会とかそういったものはございません。

繰り返しになりますけれども、現在の会員数が131名、南郷地区が29名、西郷地区が16名、北郷地区が80名、町外の会員が6名、合計の131名でございます。

それから、いっつもやの収支決算書についてですけれども、生産者から、先ほどお答えしました美郷町直売所出荷者協議会というのが、新しく入る際の入会金が1,500円、それから年間費が1,000円いただいております。これらの経費は各直売所で行われます販売促進イベントですとか、町外に出向いての出店経費、それから各直売所への支援金として支出されております。

現在、生産者の方へは、各直売所ごとの収支決算書というのは報告されておられませんけれども、この協議会を通じて、それらの年会費等が各直売所の運営費へ充てられているということは実際、事実としてございますので、今後はこの議員、御指摘のとおり各運営者にこの情報を共有した後に、それぞれの決算状況についても報告するように調整を進めてまいりたいというふうに思います。

それから、生産者への研修についてでございます。

平成27年度までは、家庭菜園講習というものが行われておりました。その後は、出荷者が生産者に限らず加工業者なんかもいるということもありまして、総会の際に加工や魅力ある商品づくりなどの講話による研修会というものになっておりました。

令和2年度以降、コロナ禍の影響によって総会も開催されておらずで、そういった講話による研究も行われていないというのが現在の状況でございます。

今後は、先ほども町長も述べましたように、会員の皆さんの意向ですとか要望をお伺いしながら、家庭菜園講習なんかは御要望ということであれば、協議会の役員の皆様方と検討しながら、研修の開催について検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

【議長 山本 文男】

説明が終わりました。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 山本 文男】

3 番、中田 武満議員。

【3 番 中田 武満】

分かりました。全体では組織はあるけど、地区ごとにはないということですね。

できたら、南郷支部とかそういう支部長をつくっていただくこともいいのではないかと思います。そして支部で活動するという、そしていっつもやの運営を、組織、その生産者出荷者協議会と一緒に連携して、その店舗を運営していくということも、先ほど、町長が言いましたようにちくせんと同じで自主性を持たせる店舗、直売所にすると、より充実した直売所になるかと思えます。

それから、会議や研修会、特にこの直売所には出品が当然あるわけですから、その出品について、現在は農畜産物の生産履歴、トレーサビリティというのが非常に大切になっております。消費者からのクレームそれから保健所の立ち入り、そういうものがございまして、直売所を閉鎖しなくちゃいけないということもありますので、十分なる生産者の教育指導は必要じゃないかと思えますので、ぜひとも全体で結構ですから、研修会をする必要があると思えます。

直売所では、当然、美郷町特A米も売ってると思えます。売ってるのはいいんですけども、基本的には使用農薬の管理、それから記録や日時、回数等、記録したトレーサビリティをちゃんと保管してないと、直売所は経営できないような条件つきもありますので、そういったところも整理する必要があると思えます。

なぜ収支決算報告をすべきかと、私が思うのは、収支状況が悪いからということで、組織の出荷者には説明しないと、もうそのまま作ってもらった、経営はもうどんげでもいいじゃなくて、自主性を持った、自分から運営するような店舗にしないと、税金投入になってしまうということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

過去に戻りますけども、この南郷の直売所は平成16年に南郷の農業生産者が中心となって、地産地消活性化協議会という組織を立ち上げて開設したいきさつがございまして。

開設当時は、週に何回か、日向市にある直売所に生産物を運ぶような状況でもあったんですね。だから南郷で生産したもの、そして日向にないものを日向で出荷すると。日向にあるものを南郷で販売するという、直売所の連携を図る、軽のバンがあったんですけどね、もう処分されたようであります。さらにそういうものを進めれば、いろいろなものを直売所も有効活用できるし、地域の活性の施策でもあろうかと思えますので、ぜひともテコ入れ、サポートとお願ひしたいところであります。

各地で行われている、先ほど説明もありましたけれども、ちくせんの中で、この直売所運営開設についても十分検討すれば、雇用の創設なり交流人口の増加、いろいろな役目を果たすんじゃないかと思えますので、ぜひとも検討して図ってほしいと思えます。

以上で、質問を終わりたいと思えます。

【議長 山本 文男】

これで、3 番 中田 武満議員の質問を終わります。

【議長 山本 文男】

以上で、本日の日程は全部、終了しました。

次は、明日3月6日、月曜日、定刻午前10時に本会議を開きます。時間をお問

違いのないようお願いします。
本日は、これで散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午後 2時25分)

令和5年第1回定例会

美郷町議会会議録(第3号)

令和5年3月6日

美郷町議会

令和5年第1回美郷町議会定例会会議録（第3日目）

令和5年3月6日（月曜日）

◎開会日時 令和5年3月6日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和5年3月6日 午後1時19分 散会

◎出席議員（10名）

1番	若杉 伸児君	2番	早川 節夫君
3番	中田 武満君	4番	兒玉 鋼士君
5番	中嶋奈良雄君	6番	川村 義幸君
7番	那須 富重君	9番	甲斐 秀徳君
10番	川村 嘉彦君	11番	山本 文男君

◎欠席議員 なし

◎欠 員 8番 小路 文喜君

◎会議録署名議員 5番 中嶋奈良雄君 6番 川村 義幸君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖 君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君	北郷地域課長	石田 隆二君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和 5 年 第 1 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 3)

令和 5 年 3 月 6 日

午 前 1 0 時 開 議

日 程 第 1 一 般 質 問

9 番 甲 斐 秀 徳 議 員

1. 美郷町の持続的発展のための農林業の
取り組みについて

10 番 川 村 嘉 彦 議 員

1. 消防施設について

1 番 若 杉 伸 児 議 員

1. 国道 3 8 8 号水清谷小又吐三叉路におけ
る交通事故防止対策について
2. 迂回を余儀なくされている町内の道路の
災害復旧工事について
3. 『グループホーム神話の里』事業継承に
ついて

会 議 録

令和 5 年 3 月 6 日
午前 10 時開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席してください。

【議長 山本 文男】

本日もよろしくお願ひいたします。

【議長 山本 文男】

ただいまの出席議員は 10 名であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程表のとおりであります。

【議長 山本 文男】

日程第 1、一般質問です。

今回、一般質問の通告のありました議員は 7 名であります。

4 名の質問を終えていますので、本日は残り 3 名の質問を行います。活発な議論を期待します。

通告順に一般質問を行います。

なお、質問と答弁を合わせて 1 時間以内となっております。終了前にはブザーが鳴りますので、よろしくお願ひいたします。

通告順に質問を許します。

【議長 山本 文男】

次に、9 番、甲斐 秀徳議員の登壇を許し、1 問目の発言を許可します。

【9 番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9 番、甲斐 秀徳議員。

【9 番 甲斐 秀徳】

改めまして、おはようございます。久しぶりの一般質問でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私も議員になりまして 17 年目を迎えました。5 期目であります。その中で、議員が 3 名ほど亡くなっております。西郷村の村議の時代に 1 名、美郷町議会になりまして 2 名ということでございます。

小路議員につきましては、私と同じ年になるもんですから非常に気になる所です。私もそういう年になったのかあという気がしておりますが、健康に留意して皆様方も気をつけていただきたいなというふうに思っております。

では、質問に入らせていただきたいなと思ひます。

まず最初に、1問目ですが、世界に目をやればロシアがウクライナへ軍事侵攻してから2月24日で早1年になります。今も戦闘が激しくなっているようなことを聞いております。平和の見通しはほぼたっておりません。

ウクライナの戦争は、世界の食料・農業自体を大きく変化させました。この戦争によって食料・燃料・肥料価格が急騰し、政府もその調整に奔走しております。肥料価格は過去10年で最高値に推移しており、食料価格の高騰を上回る勢いで上昇し、天然ガス価格も高騰し、肥料生産と輸出の混乱に拍車をかけております。

それらの影響で2022年は、トウモロコシや米・大豆・小麦の生産が減少し輸出制限を行う国も多くなりました。エネルギー食料生産資材を輸入に依存する我が国の生産・流通・備蓄供給体制の根本的な見直しが必要ではないかと思うところであります。

この2年で肥料価格は3割、飼料は4割も急騰し、生産基盤の弱体化と担い手・労働不足に苦しむ日本農業に追い打ちをかけております。一刻も早く戦争の平和的解決を望みますが、国内農業問題が解決されるわけでもありません。

そのために、政府としても昨年末、食料安全保障強化政策大綱を決め、過度の輸入依存から脱却と、国内供給力の強化を打ち出しました。

つまり、地産地消ではありませんが、国産国消であります。農業者も生産コスト上昇分に見合う販売価格があればいいのですが、農業者自身が販売価格を決定できない現状を理解してほしいと思います。

稲作も厳しい現状、全国的に価格が下がっており、肥料代、農薬代、燃料代全てを計算いたしますと、赤字相当になります。大都会で売る米は高級志向には変化がないので、今後、ブランド化も真剣に取り組む必要を感じております。

また、畜産子牛販売は、今年2月市場、県全体で昨年と比較し11万2,597円の安値、昨年の平均価格が73万8,272円、今年2月の競りでは62万5,675円でありました。飼料が高騰する中、高齢化や少数飼育農家の廃業が進むのではないかと懸念しているところであります。

他の農産物にしても、あまりの変化が見られるような材料がありません。林業においては、ウッドショックにおける国内林産物が高騰し伐採が進んでおります。

このような状況を踏まえた当町の農林業の実態を、町長はどのように捉えておるでしょうか、伺います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おはようございます。本日、3名の方の一般質問ということでありますので、よろしくお願いたします。

今日は、二十四節気の啓蟄という日だそうではありますが、冬眠していた虫たちが出てくるといってありますが、どんどんどん春めいてきたと。また農作業

に向けて、活気づくという頃かなあというふうに思うところであります。

議員の質問でありますけど、情勢については世界中でそういうことかなあというふうに思っております。

私たちの農業農村はどうなるだろうということではありますが、飽食の裏で食料需給率は低迷し、農業と農村の衰退が続くというふうに思います。紛争や気象災害、そして疾病、いろいろな病気の続発、地球環境の悪化が食料安全保障を揺るがしているのではなかろうかと、そういうことで議員おっしゃったのかなと思っております。いびつな構造を見直し、真に豊かな国を目指す必要があるというふうに思うところであります。

ですので、今まで輸入に頼ってたという部分と、今後、今度はまた逆に輸出をしていくという話があります。どちらを大切にするのかという話で考えたときに、その前に日本の自給率の向上ということを考えてみると、根底から必要な部分は日本で賄っていくと。国産ということによってそれを地消していくという形が一番よかろうというふうに思っております。非常にグローバル的に難しい内容になってきますが、そういう形の中で本町の農業を取り組む必要があるかなあというふうに思っております。

農林業の衰退は美郷町の衰退にもつながっていくため、本町としましてはますます複雑化する社会情勢の把握に努め、国県の動向も注視しながら、今後も農林業者に寄り添った支援を行い、臨機応変に対応していく必要があるかと思うところであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

最初に言うのを忘れておりましたが、登壇しないでそこで質問すればよかったんですけど、申し訳なかったです。あとの質問はもう座ったままで結構ですのでよろしくお願いいたします。

なかなか今回の農業というのは難しいというふうに、私自身も思っておりますが、一番私が懸念しているのは、率直に言って農業をやる人がいなくなれば、全てが衰退していくんじゃないかなというふうに思います。

この頃、新聞にも載ってましたが、集落の滅亡というか、なくなるというようなことが新聞に出ておりました。そういうことにつながる可能性もあるということが、やはり1つの村の背景にあるんじゃないかなあというふうに思っておるところでございます。

農業を将来にわたっての持続的維持について、現在、どこに置いても少子高齢化であり担い手不足の問題が生じております。中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備に講ずべき施策としております。

これは農業だけでなく商工業も同様だというふうに今、感じておりますが、19

99年に制定された農業基本法から20年が経過する中、農村の過疎、高齢化は加速の一途をたどっておるような感じがしております。

一方で、農業、農村を志向する若者がじわじわと増え始め、新しい動きも出てきたと農水省は分析しております。

第5次食料・農業・基本計画を令和2年3月に出しております。その中でも述べておりますが、その中で、農業の持続的発展の項目で担い手の育成確保、多様な人材や主体の確保、それから農地集積・集約化、農地の確保と、農業経営の安定化、農業生産基盤、それから流通加工構造の合理化、農業生産・農業現場のイノベーションと、環境等々の農村政策の方向性を示しております。

都市から農村に移り、地域活性化に携わる総務省の地域おこし協力隊が当町にもいろいろな部門で活動されていることは御承知のとおりです。

2021年度は全国で6,000人を超え、任期を終えた隊員の半数は活動していた地域に定住し、仕事の内容は多様であり起業する人もいます。当町も今後、農業支援といった多くの隊員を募集し、今後の農業の一翼となつてほしいと思っております。

この地域を守っていくであろう若者たちが住みやすい、住んでよかったといえるまちづくりをしていくために、当局もさまざまな施策を行い、また問題解決のため支援も行っております。その結果は当局としてはどういうふうな結果だと考えておられますか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先を見通すというか、非常に難しい問題かなというふうに思っております。

地域おこし協力隊等もいろいろな質問の中で、こちらの見解といいますかこういう方向で、そして定着率がという話の中で、やはりこういうある程度のミスマッチもあったのではなかろうかという話の中で、今後しっかりと精査をしながら定着するようにと。

どうしても高齢化という形の中での本町ですので、そこは否めないということがあります。ですので、「どういうふうに」という話をしたときに、議員がおっしゃるとおりかなというふうに思っております。

話は変わりますが、「墓じまい」という言葉がありますけど、以前、何か見ていたら、「むらおさめ」という言葉があると。何かびくっとしたような言葉だったんですけど。

どういうことかなと思ったら、10世帯以下になると、その集落の機能というか小組合というか集落でしょうね、機能がなくなってしまうということで、全てが麻痺するというかそういう形の中で「むらおさめ」という言葉が出てくるということでもあります。そういうことを見てもみますと、何か非常に危機感を覚えてくるということでもあります。

ですので、皆さんとともに「どうしたらいいか」という部分は答えが1つでもないというふうな気がしますが、どうしたらいいのかという部分で、やはり議員各位

の考え方そして町民の考え方、それぞれの担い手の考え方等を出して、本町の農林といえますか、第一産業に結びつけていく必要は出てくると、そういうふうには思います。本当に議員が言われることは、「こうだ、ああだ」という結論がないということで、「こうしたい」ということもなかなかできないということがありますので、抽象的になりますけど、そういう感覚では見ているところでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

限界集落とか集落がなくなるという危機があるということをお前は以前に質問したことがあるんですけども、まさにそれだろうというふうに感じております。最終的に一番困るのは、住んでいる人たちが少ないもんですから、集落の合併、合併で恐らく今後、いかにやいかんところも出てくるかなというふうな感じがしております。早く何としないきゃいかんのだけど、これだけは結論がなかなかできないような状況ではないかなあというふうに思っております。

それから、私が一番今、心配しているのは3年後、5年後、10年後の農業を考えたときに、どれほどの方々が従事しているのかなと思っております。

専業農家は数えるほどですが、現時点で60、70、80代の人たちが現役で若いほうになるような感じになりました。あちこちで耕作放棄地が徐々に出てきているような状態です。

中山間地は平地の農業と比較し効率の悪さ、生産性同様、中山間地においては一番大変なことは畦畔地の草刈り等々、キンカン、ナシ、シキミ、和牛生産を維持していくためにも担い手がいればいいんですけど、ほとんどのところは日曜農業ということで、今やっと維持しているような現状ではないかなというふうに思っております。

農業サポーターが今後、いるということでこの前の一般質問の中で出てきたんですが、この農業サポートを行う地域おこし協力隊の方がどのようなサポートをするのかをお聞きしたいと思います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

その農業サポートの地域おこし協力隊をなぜ募集するのかということでございます。

細かいところは農林振興課長から説明をさせていただきますけど、やはりある程度、今の現状が何かを入れて打破していくというか、何もしなければそのままずっと衰退していくということだけでありますので、やはりそのサポートと、どういう形で考えていただくかということを出していただき、その中で美郷町の農業発展のためにということだと思います。

いろいろ見ていると、生産までは何とかなるというような気がするんですけど、その後の収穫、これが一番難しいのかなということが気になっております。現に今、キンカン作業でそれぞれの農家さんがキンカンを作るところまではできると、自分のところで。それは少しは労働力も要るんでしょうが、ただ、ここに来て出荷するときに、それぞれの園で収穫する人も要るし、今度は農協のほうで選果する人も要るということで、その人たちが不足してきているという現状であります。

ですので、収穫したものをいかに裁いていくかという部分での労働力というか、そこ辺がやはり今、難しいと。本当そっちのほうも難しいということで認識はしております。

その地域おこし協力隊については、農林振興課長のほうから答弁をお願いいたします。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 山本 文男】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

この農業サポート隊なんですが、以前はミニトマト、キンカンに特化した地域おこし協力隊を募集をしておりました。以前、ミニトマトで地域おこし協力隊の方が1名、隊員としていたんですけれども、いろいろありまして1年で辞められました。

その中で、やはり「単品作物だけでは将来が不安だ」ということでありました。自分の思っていた理想と現実がちょっと違ったということで辞められたんですが、そういう関係もあって今、キンカンとミニトマト、複合経営を目的とした地域おこし協力隊を募集しております。

これに変えたのは、1つは事業承継ということでキンカン農家において事業承継、自分の施設を譲ってもいいですよという方がいらっしゃいますので、一応、その方の意見を聞いて、そういう形で募集を行っております。

今、もう一名、有機農業で、これもサポート隊ということで働いてもらっている方がいらっしゃるんですが、この方はもともと農林水産省出身ということで、農業については非常に詳しい方でございます。今いろいろな方から就農相談を受けているのですが、その協力隊員にはその業務以外に面談にも加わっていただいて、そういう面でもサポートをしていただいております。

今、農林振興課ではキンカンとミニトマト複合のサポート隊、木炭については今、文化伝承ということで募集してるんですが、木炭については今、2名、募集に応じ

ている方がいらっしゃる。キンカンとミニトマトについては昨年、実は2名いらしたんですが、就農相談の段階で断念をされたということでもあります。

農業サポートについては、以上です。

【議長 山本 文男】

説明が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

どんなことをするのかという、非常に興味があったんですけど。

いろいろなサポートをしていて、自分で後で起業していただければ非常にありがたいんですけど、私が聞いているところでは、もうキンカンも来年から辞めるといいう人が1人いるもんですから、そういうところに入ってもらって積極的にやってもらえれば非常にありがたいかなあというふうに。今まで作ったのがせっかくあっても何もならないというような状況だから、そういうところをやはり補助していただければ非常にありがたいかなあというふうに思っております。

一昨日、農協の第二センターに行っているいろいろと話したんですが、「キンカンの今の状況はどんなかなあ」と聞いたら、「キンカンは最初は玉太りが悪くてなかなか出荷が少ない」ということでしたが、「今は現状に戻ってる」というようなことだそうです。「雨が少なかったから」ということと、「ちょっと温度が上がり過ぎた」というようなことも言っておりました。

その中で、やはり取り組んでいる方々が高齢化ということが一番の問題じゃないかなあというふうには聞いております。選果場のほうも今、西郷の方よりも北郷・南郷の方が多いいみたいなんですけど、「昔みたいに夜、遅くまで選果場が動いているということもないですね」と言ったら、「そうなんですよ」ということで、出荷量も大体、昨年よりも少ないというようなことを言っておりました。「じゃあ、いつ頃まで続きますか」と言ったら、「今月末頃までがいいところかなあ」というような話をしておりました。いろいろ問題は大きいのかなあと思いました。そういうことに若い人たちが積極的に取り組んでもらうのは非常にありがたいと思っております。

その中で、農協自体も危惧しているのが、やはり人材です。人材と高齢化になってだんだん、例えば、今は一番美郷町で景気がいいのは栗だそうです。栗はだんだん多くなっているという話です。というのは、高齢化になっても自分のところの山に行って、ある程度、買い物袋で袋詰めして持ってきてもお金になって、その日の夕方の食品を買えるというくらいの値段だから。「去年はすごく単価もよかったから、そういうことで栗はこの景気がちょっと続くんじゃないかな」というふうには言っておりました。

それから一番気にしているのが、ホオズキです。ホオズキも実際、いるんですけど、少しずつ辞められる方が多くなってきたなあということを感じておりました。せっかくここまである程度、作っていただいているのがだんだんだんだん辞める人が、高齢化が1つの辞める理由だろうと思います。

それにシキミです。シキミのほうもだんだん波が大きくて、やはりなかなか。それにいろいろと手がかかるということだろと思うんですけど、それに高齢化、作っている人で若い人がいないですもんね、なかなか。だからそういう人が次の拡張をしていくというのがなかなか少ないというようなことを聞いております。

あと花です。ラナンキュラスとスイトピーも大体、落ちついてきたような形なんですけど、今年はすごくラナンキュラスもいいあれだったんですけど、ある人は、「もうとうとう採る暇がなくて、そのまま咲かせっ放しになってるな」と。これもなかなか手が要ってなかなか難しいような気がしております。

だからいろいろな分で農業自体がちらんぼらんぼらんぼらんになってしまうと非常に困ると。あと続かないような状況ですので、このところを少し集約して行って、農業振興課のほうもびしゃっと後のことまで考えてやっていただければ非常にありがたいかなというふうに思います。

それと同時に、農薬と肥料が高くなったということと、全てのビニールハウスは加温をしなきゃいかんということとあって燃料代が高いので、そのことについて今の補助体制でいいのかどうかということについてちょっとお聞きしたいんですけども。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

いろいろな形で高騰しているということで、いろいろな生産物があるわけですが、そこ辺で今の補助体形がどうかということだと思っております。

肥料関係は余残の肥料も投下しとっちゃないかという気がしております。ですのでやはりハウスであれば、その土壌診断とか、結局、土壌診断すれば、要らん肥料といいますか成分ですよ。そういうやつがあまりにも多いから、そこはもうこんげだったらまかんでいいですよとか、やはりそういうことをやっていく必要があるのかなあというふうには思うところです。

ただ、いろいろな栽培暦がありますので、その栽培暦に沿ってやりますけど、余残な肥料も、余残な肥料というか、ないときの中で作ってますので、それをずっとまいてるということじゃなくて、やはりそういう部分で余残なことはしなくてもいいんじゃないかろうかというような考えがありますので、そういうことの方向性と、それとやはり今の補助体形でいいのかというのは考え直す必要があると。

ただ、ずっと今、見ると、いろいろな強化基盤法等、いろいろ変わってくるという話の中で、緑の戦略というものがあって、そこではやはり有機農法という話になってくると。

ですので、50年後にはこうしますよという目標の中で国が動いているということとありますので、やはりそこ辺も注視しながらやっていく必要があるのかなあという気がします。

ですので、今から先の農業はある程度、やはり自然体といいますかそういう形に戻っていくと。その反面、日本は人口減ですけど、世界的に見るとやはり100億円くらいになるところがあるという話の中で、やはり農業の在り方というのはまた違

う意味で変わってくるのかなという気がしてますので、現時点では目の前に見える部分をしっかりと把握しながら対処していく必要があると、それしかないのかなという気がしているところです。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

やはりそういうところですね、気をつけていただきたいなというふうに思います。もう一つ私が危惧しているのは、施設園芸の件です。

多くの方々がやってらっしゃるんですけども、やはり年齢的に相当の人たちが多いような感じがしております。そこで危惧するのが、ビニールの張替えとかその他のものなんですが、ここで60、70になっている人がほらけ落ちたりする人がおるんですね。その人が「もう怖くて上れん」と、それが本音だろうと思いますので、そのところの張替えとかそういうことのサポートで雇っている方がいると思うんですが、できたら、そういうことの肩代わりになるような、美郷町で。よそから呼べばすぐ来る、若い者が五、六人やってきてばってやってくれるところがあるんですけど、そういうことのサポート隊も必要じゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そうですね。ミニトマトであればある程度、短い年限でどんどんどんどん張り替えていくと。キンカンやらでいえば五、六年もつという話であります。

私もハウスを持っていますが、やはり慣れた人がいいというのは絶対です。張り終わった後ですね。やはり直すのに手間が要らないと。だからしっかりとそのハウス自体を把握してる人じゃないとできないと。簡単に考えれば、ハウスと一緒に天窓開閉機とありますけど、温度が上がるとぐっと巻いていくと。それが結局、ハウスの近いほうに置いておくと、上のほうに行くと引かかるんですね。どんどんどんどん巻き方がおかしくなると。だからある程度、出して、パッカーをつけていくという話になるんですけど。

でも、どんどんどんどん年を取ると、やはりハウスに上がることさえ難しくなるということでもありますので、どうしてもそこ辺を、今まではJAファームさんをお願いしてた。今後、そういうことができれば、その若いハウス農家さん、ミニト

マトであれキンカンであれハウスを持ってるそういう人たちが労働力を提供して、当然、対価を払う必要がありますけど、そういう方向になっていけば一番いいかなと、そういうふうには思うところであります。

ただ、そういう支援隊だけという話ではなかなかできんじやろうと思いますので、やはりお互いという部分で、そういう組織づくりというか、ある程度、今もありますので、そういうことをしっかりとサポートとしていく必要はあるのかなというふうには思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

何とか、せっかくやっている農業のそういうことで施設園芸も終わりのないような形でやっていただければ、非常にありがたいかなというふうに思っております。

私が知っている人が、やはり修理か何かで上ってたら、上から落ちてあばら骨を二、三本折ってというようなことで、もう上るのが怖くなったということです。やはりそういうことも心がけていかんといかんというふうに思っておりますので、今後その対処方法も考えていただければありがたいかなというふうに思っております。

それから、③の当町の総合計画や美郷町まち・ひと・しごと創生、それから未来創造、過疎計画、山村振興計画等の件についてであります。

基本計画にもありますように、平成30年に制定された山村計画、美郷町における農業振興促進事項では、平成30年6月から令和5年3月まで行うことになっております。つまり今年3月までということでおおよそその結果が出るのではないかなというふうに考えておりますが、「産業振興を図る上での課題、農業関係では農業支援体制、集落営農システムの構築、優良農地の確保と高度利用、生産法人設立、農産物のブランド化、産地化、所得向上と雇用の拡大による地域活性化と移住定住の促進を図るため、山村地域の特性を生かした農産物の確保、販売の強化など、6次産業を進展する必要がある」と明記されております。

基本計画には具体的に書いてありますが、町長の施政方針の中で述べております進行状況をお聞かせください。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今まで町長になって5年目、6年目を迎えるわけですけど、いろいろなことで皆さん、頑張ってくださいよという話の中で農業振興をやってきたということであります。

その中で、いろいろな形で補助すべきところは補助をしていくということで、また6次産業化に向けてもいろいろな工面をしてきたところではありますが、まだまだその結果としてこういう形でよくなったという部分と、こういう形でまだまだ道半ばという部分がはっきりしてるのかなというふうに思っております。

やはりこれをするには、生産者という部分が一番大きな要素を持ちますので、幾らこちらがいろいろな形を用意しても、やはりそこで生産する人たちの意欲、そういうものが非常に本町の第一産業の伸びとといいますか、そういう部分では大切なあとというふうには思うところであります。

本当にいろいろな形で今後どうするかということで、やはり何が一番問題なのかということがあるんですけど、いろいろな問題が多過ぎるという部分かもしれませんが、一つ一つ丁寧に、こういう場合はこうだという部分はやはりしていけないといかんかなあとというふうには思っております。

ですので、持続的に維持をしていくためには、どうしても人がいなければ、そこで途切れてしまうということでもありますので、やはり本町のアクションプランでありますけど、まち・ひと・しごとという部分のそれを生かしながら人材を求めていくしかないのかなあとというふうには思っております。ちらほらと今後、親元就農とかそういう形で帰ってきていただける担い手が増えてくれば、まだまだいいかなあとというふうには思っております。

世の中の流れの中で少しずつ変わってはきてるという部分で、やはり田舎のほうに目を向けてる若者もいるということで、全てを対象にする必要はないと思いますので、そういう若者が増えてくれればいいかなというふうには思っておるところであります。

ですので、いろいろな形での実績とかは、また農林振興課の中で、そしてまたJAさんですかね、収量とか販売額が示されるかなというふうには思います。

ただ、ちょっと心配事なんですけど、農協さんが一本化されるというか合併されるときがちょうど1年半くらいに迫ってるということで聞いたことがあります。

そうしたときに、今の日向農協と今度は全体の宮崎県の農業協同組合ということになったときに、町に及ぼす影響とかそこ辺がちょっとまだ全然、つかみ切れておりませんので、全然、変わらないだろうとは楽観的に考えてるんですけど、そこ辺も注視していく必要は出てくるのかなあとというふうには思っておるところであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【 9 番 甲斐 秀徳 】

難しい問題になるんじゃないかなと。農協の県の一本化ということで今、取組をしているところで、私もちょっと先が読めないところがあります。私も何か、JAひむか米振興協議会で1回、「県のほうに来てくれ」と言われたんですけど、ちょうど時間が取れなくて行けませんでしたので内容がちょっとよく分からないところがあります。

次の質問です。

町長の施政方針で述べました美郷町地域ぐるみで取り組む6次産業化基本構想を背景に、今度、言ってますが、「背景に6次産業をモデルとしてさらなる栗の振興を図りながら、財源の確保、ほかの農産物の振興につなげる」とあります。

もう少し詳しく説明をお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

6次産業化ということで、簡単に言えば作って製品にして出すということですが、それで一番、6次産業化がなされているのが栗だという話の中で、今まで6次産業化を進めていこうという話でやってきております。

現に栗もどんどんどんどん植栽も増えてきて、ある程度、以前、議員さたちが言った量という部分はある程度、確保できるのかなと。それと手入れによればある程度できるということ。

言われるように、最初、議員が言ったようにそんなに「手が要らない」と言ったら御幣がありますけど、時々思いますけど、栗は放ったらかしとつてもなるというところがありますので、そういう部分でやりやすいのかなあと。それが6次産業化がしっかりとできれば、あと製品にしていって付加価値を高めて、また生産者のほうに戻ると。それが起爆剤となってほかの作物にも波及していくんじゃないだろうかというふうに思っております。

ですので、一、二の三であれもこれもという話でやると全てが駄目になるという考え方の下に、まずこれをしっかりして軌道に乗せる、それに合わせて、今度は次の作物とか、しなければならぬ作物はいっぱいありますので、その中で、昔から根づいてきているシイタケとかそういうものをどういうふうに持って行くかという部分で、また議論をしていくといいかなというふうには思うところです。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【 9 番 甲斐 秀徳 】

議長。

【議長 山本 文男】

9 番、甲斐 秀徳議員。

【9 番 甲斐 秀徳】

今年は正月過ぎても栗加工場は動いてまして、つい最近まで動いてました。やはり商品がまだ足らん足らんというような状況じゃないかなあというふうに思います。足りない不足分を去年は大分県からたしか仕入れたんですね。その分の加工が残っていたからじゃないかなあというふうには思いますが、そういう足りないような商品も、売ればいくつ作っても売れるというんですから、やはりそこで6次産業化をどんどんどんどん進めていかないといけないんじゃないかなあというふうに思います。

生産者も特にそれに対応すべき量を出していくように、新植も多いだらうと思いますので、今、苗代も補助してもらっておりますので、今後こういうものを進めていただければ、非常にありがたいかなあというふうに思っております。

それから、町長が米のことを書くのを忘れたのか、書くスペースがなかったのか分かりませんが、施政方針には米のことは載ってませんが、今回の食味ランキングは残念ながら特Aは4回連続を逃しました。今年は農協、普及所、役場、生産者と再度、検討し、令和5年度産で挑戦していきたいなというふうに思っているところでございます。

そこで問題が1つあるんですが、農協がもし「普通の米なら価格を高くして買わなくてもいいんじゃないか」と言われたら、本町としてもその米の価格補填を今までやっておりましたが、それをどうするかということをお聞きしたいと思います。

【議長 山本 文男】

ちょっといいですか。質問がちょっとずれてきたようにも見えますが。
町長、いいですか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

施政方針の中に、書くスペースとかそういうことではなくて、米は米だと私は思っておりますので、今回の特A受賞にはならなかったと。これはやはりいろいろな災害や、気象条件が悪かったのかなあというふうに思っております。

ただ、美郷米という、結局、農協の特Aを取ったからブランド米には変わらないということだと私は思っておりますので、そこ辺で今度は毎年、毎年、JAさんの買入れ価格が落ちてきてると。結局、1等米で以前、7,000円ですかね、だから1,000円補填したという話であります。

特Aだったからそうしたのかという話になりますので、今度はうちのブランド米じゃないかという話の中で、ちょっと話はおかしいかもしれませんが、やはり米という部分にはこだわりたいということです。

ただ、非常に思うことがあります。若杉議員が一般質問した中で、「ずっとするか」という話で、「ずっとしたい」という話をしたんですが、例えば、8,000円

という部分で1等米を基準に置いたときに、これ6,000円になったという話になったときに、2,000円今度はできるかという話になると、非常にやはりちょっと考えざるを得ないというか。今で1,000万円くらいの補助だと思います。1等米、2等米、3等米、そういう形で出しての補助が。そういうことになってくると非常に難しいかなという部分は少し思うところではありますが、8,000円というのはやはり基準かなあという部分がありますので、またそこ辺は議員さんと相談しながらやっていきたいと思っております。

ですので、今年の令和5年産が何ぼで取るかという話になったら、全然分かりませんが、多分、前が7,000円じゃったから、ずっと見るとやはり300円、400円下げてきてますので、そういう形かなというふうになっております。

ですので、今のところの予算は1,000円くらいしか見てませんので、もし8,000円に合わせつくとすれば、補正が要するということになるかなというふうに思うところがあります。美郷町だけがそんげで頑張っても、食料というか自給率において米の備蓄が増えるかと。それとは裏腹に大量の米の輸入をしてるという話になると、何か本末転倒かなというような感じもするんですけど、やはりこれは農家さんを守っていく、そしてまた遊休農地を増やさないと、そういうことにもつながっていきますので、皆さんと協議をしながら、どこ辺が妥当の線かということは決めていきたいと、そう思うところです。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

8,000円の単価になるような形の補填ということを考えているということで、それは安堵いたしました。

各種ブランドというのがあるんですけど、米は令和2年に坂下会長から、宮崎特選米のブランド認証を受けておりますのでありがたいんですが、「ブランド、ブランド」といっても勝手に決めるというわけにはいかんというところがあると思うんですが、今のところ宮崎キンカンというブランドはあるんですね。では、ほかのはあるのかなあということをちょっと危惧してるんですけど、ここは何かそういうブランド認証を受けているものはないのでしょうか。

そのブランドを受けるには何らかの手续というか、どういう認定が要するのか、そこを併せてお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ブランド化については、県がいろいろな決まりをつけてということで認証していくという話ではありますが、一番美郷町でいえばぱっとくるのが言われるように「完熟きんかん」ですかね。それだということでもあります。

J A日向ブランドである美郷米もやはりブランドといえばブランドかなということではありますが、その中で、どういう形で決められているかという部分は、ちょっと私も、うちでほんならどんだけブランドがあるかという話になると、これとこれとこれというのがピンと、ピンとというか来ておりませんので、ブランドを認証されていくような努力をしなければいけないのか、それともそれに匹敵するようなものを作っていくということのほうがいいのか。

それと、今後、いろいろなものを作っていくのほうがいいのか。高齢化する中での農業と、今さっき言うように栗なら栗だけを作って、栗で30億円を稼げないかという夢を持ってもいいのかなあというような気もします。それは製品にした中でのトータル的な付加価値の販売額まで入れて、そういう部分でやるとまた違う。だからあれやこれやという話も今、いっぱいありますけど、その中で労働力とかいろいろなものを考えたとき、そして、一番効率のいいとか、そういうまた気象条件に合うとかそういう話の中でやっていくのほうがいいのか、今後いろいろな選択があるのかなあというふうには思っております。

そのブランドという部分については、ちょっと農林振興課長のほうから。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 山本 文男】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

キンカンであれば、直径が28ミリとか糖度が何%とかそういう基準が県のほうでございます。また、宮崎特選米についても作付面積とか、あと水分量とかそういう細かい基準が県のほうで決められております。

J Aブランドの美郷米も同じようにそういう基準の中で、J Aのほうでブランドとして認定をいただいているんですが、ちょっとほかの作物については承知しておりません。

【議長 山本 文男】

説明が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

はい、分かりました。ブランドで売れるものと売れないものというのもあると思うんですけど、やはりお客さんのほうに周知していくのはやはりブランド米というのは売り方の手段の一つだろうというふうに考えておりますので、今後そういうことも考えていただければありがたいかなというふうに思います。

ちょっと時間があまりなくなってまいりましたので先を急ぎたいと思います。

③のところなんですけども、これは要点だけちょっと、私の言いたいことだけ言わせていただきます。

このいろいろな計画書というのは総合計画書からまち・ひと・しごとのビジョンとかいろいろと過疎地域自立促進計画、山村振興計画、国土強靱化地域計画書、行政改革大綱というのがあります。これはほとんどが総合計画にのっとってやっているものだろうと思います。改定が5年後だというふうに認識してよろしいでしょうか、そこだけお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

総合計画を10年とすれば、これは前期・後期がありますけど、そのほかは自分としては、やはり実行計画だと思っておりますので、そういうふうに認識はしているところです。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

1つだけちょっと、これだけは言っておきたいんですけれども。

国土強靱化地域計画書において、昨年、台風がありました。その項目の中に、浸水災害等、項目の中に浸水対策というのがありますので、そこで河川の土砂の除去を行っていくというのがありますので、今後これをやっていただきたいなというふうに思います。

それと、各議員がいろいろと申し上げておりましたが、情報伝達手段の強化、土砂災害対策というのがあります。こちらのほうも強化してやっていただければ非常にありがたいかなというふうに思いますので、見直してもらってびしゃっとしていただきたい。

というのは、情報伝達がうまく行かなかったためにいろいろな問題が発生したと

ということで、九電との話し合いも行いましたので、やはりそういうことも含めて今後、検討していただければありがたいかなというふうに思います。

それでは続きまして、④の農林省もロボット、AI、ロットなどの先端技術を活用したスマート農業を推進しております。人手不足・安全作業・作業を省力化する上でスマート農業が今後、必要になってくると考えております。

当町としては、どのように捉えて、今後どのような取組をしていくのか、お伺いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

スマート農業いろいろありますけど、そのスマート農業が労働力不足のための対策なのか、よく分かりませんが、多分それも一因あると思います。

ですが、やはりこの中山間地域に合ったスマート農業といいますか、結局、その経費といいますか、機械でも何でも安ければいいんですけど、それが高いと。導入したのがなかなか使い勝手が悪いというふうになれば、元も子もないというふうに思いますので、それぞれの農作物でいろいろなものがこれから先、出てくるのではなからうかというふうに思っておりますので、それをしっかりと見極めた上で、ほんならうちのほうはこれは使えるねとか、そういう方向の導入じゃないと、何のためにとということになってくるかなあと。

ですので、スマート農業をいろいろな形で取り込んでいく必要はあるというふうに思います。それで、やはり労働力不足の解消、そしてまた高齢者という話の中でなれば、どうしてもスマート農業というのは取捨選択の中でやる必要が出てくるというふうには認識しております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

スマート農業というと、もうドローンしか皆様、思い浮かばないところがあるだろうと思いますが、当町で使えるとしたら、今のところ米は我々もやっておりますし、去年、九電のほうは栗のほうの防除試験をやりましたね。その結果はいかにということをお聞きしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

その結果は農林振興課長のほうから答弁させていただきます。

時々、スマート農業はいつから始まったのかなというふうに思うんですけど、トラクターやらも最たるスマート農業の先進的なものかなと私は思っておりますので、そういうものが当たり前になる時代が来るのかなと思っております。

その結果というか、それについては農林振興課長に説明をお願いします。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 山本 文男】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

昨年、九電のほうに実証実験ということで、栗園でドローンの防除をしていただきました。

ただ、その防除した時期が適期かどうかははっきり分からないということで、その防除の結果については、詳しいデータは得られておりません。それがよかったのかどうか、適正に防除ができているかどうかというのは分からないということでありました。

また、価格の面で、やはり栗となると水稻と違って高低差がありますので、見張りをつけたりとかそういうものもありますので、試算によると大体、1反当たり約7,000円くらい。これは薬代を除いて、その程度かかるということで、その件も踏まえてほかの防除組合等に実際どのくらいかかるということを今、検討してもらっているところであります。

ただ、やはり水稻と違って栗のドローン防除については登録農薬も少ないということで、なかなか厳しいのではないかという意見をいただいたところでございます。以上でございます。

【議長 山本 文男】

説明が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

ドローンの現行が米の場合は1反当たり2,750円です。今年、値上げが来て

るんです。値上げをして450円の値上げということで言ってきておりますので非常に困っているところでございます。

栗のほうも、私は今後、ある程度、傾斜地のところとかそこがいいんじゃないかなというふうに思っております。ドローンを今度、延岡が実験的にシキミとか栗などをやったということでもありますので、そちらのほうの検証結果を聞いていただければありがたいかなというふうに思います。

シキミも大体、アブラムシがつく頃になると月1くらいの頻繁に防除をしますもので、これに対しては今後、試験的にやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、そういうところも検討していただければありがたいかなというふうに思います。

あと、牛なんかは、我々のところもカメラをつけておいて、夜、寒いときに分娩するところを一々何回も夜中に起きてはというのは大変だから、自分のスマートフォンで見れるような状況の、それが今、15万円程度であります。無線のやり方がある、機械をポッとすえるのと、Wi-Fiをセットしてそこでやるというのがありますけども、どっちがいいかよく分かりませんので、今後そういうのも。

それから、出産のときの、もういなくても自動的に温度がぽとぽと落ちたときに温度差が出てきたらやるとか、いろいろなものがあります。今後そういうのが進めばいいなというふうに思っております。

そしたら最後に1つだけ、林業のことで非常に気になっていることがありますので、これだけを書いておきたいと思っております。

現在のスギの伐採のスピードは非常に速く感じます。それから県のほうも1986年以来、日本一になったということでもずまずまだろうというふうに思います。

1つ私が一番懸念しているのは、台風災害のときの、今、伐採したときにすぐ作業道を抜こうとするんですけど、水の汚濁と木々の散乱・崩壊といった状況が発生し、今後も懸念されると。

また一方、水の保水力が低下し、大水が発生しやすくなるのではないかというふうに思いますが、これについてちょっと答えをお願いしたいのですが。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

伐採方法なんですけど、やはりそこ辺は、「なんで土砂堆積が」という話になると、どうしても上から流れてくる、山から流れてくるとか、そういうことになって河川の堆積が出てくるということだろうと思っておりますので、伐採のマニュアルはあるという話なんですけど、そして林内の維持管理とかそういう部分、それを本当にやってるのかやってないのかが一番問題かなあというふうに思っておりますので、今後、農林振興局等々と話しながら、森林組合、そこ辺を徹底して災害につながるような形でマニュアルどおりやってほしいという話の中で、業者さんには伝えていってもらいたい。またこちらのほうも指導したいというふうには思います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

取り留めのない質問ばかりで申し訳なかったんですが、一番心配してるのは、農業が衰退しないようにということで、農林業は当町の基幹産業でありますので、当局のほうも今後もいろいろ注目していただいて、お互いにいい方向にもっていくように頑張っていくようお願いしたいと思って、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

【議長 山本 文男】

これで9番、甲斐 秀徳議員の質問を終わります。

【議長 山本 文男】

ここで、休憩とします。

再開を11時10分とします。

(休憩：午前11時02分)

(再開：午前11時09分)

【議長 山本 文男】

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

通告順調に質問を許します。

10番、川村 嘉彦議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【10番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 山本 文男】

10番、川村 嘉彦議員。

【10番 川村 嘉彦】

それでは早速ですが、通告に従って質問を行いたいと思います。

消防施設について。

消防施設には非常用水、消防機庫などいろいろあるが、町内の消防施設で借地があるのか。

また、あれば借地代はどのようになっているのか伺いたいと思います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

現在、町では、防火水槽 279 基、消火栓 433 基、消防詰所 22 棟、その他機械倉庫や河川水利道等を管理しています。

この消防施設につきましては、合併前からの旧村ごとに管理されていた施設を、そのままの状態ですべて町に引き継いだものでございます。

この消防施設のうち防火水槽の土地につきましては 279 基中 236 基、消防詰所と機械倉庫のある土地につきましては 66 棟中 39 棟が、それぞれ私有地となっております。

この私有地につきましては、町が賃貸契約により借地料を支払っている例はございません。しかし、公民館などで借地料を支払っているケースも、中にはあると聞いております。

町としましては、全体を把握しておりません。施設の特殊性や公益性などから、無償による土地の提供が多いのではないかと推察しておりますが、これ、調査をする必要があるのかなあというふうには思うところであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【10番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 山本 文男】

10番、川村 嘉彦議員。

【10番 川村 嘉彦】

これは3年くらい前だろうと思いますけれども、「和田の古川の非常用水を太陽光発電にするので撤去してほしい」という要望があったという報告を聞いております。

その後、これは無償だろうと思いますけれども、そのときの後の用地が農協の茶工場にしたいという、恐らく茶工場の敷地内に非常用水があったのではないかとこのように思います。

これについては、ですから払って契約じゃなくて無償でいいですよという、もう相当、昔の話でしょうから、消防の非常用水なら地主さんがいいですよということで、先ほどの話になりますが無償で貸していたのではないかと。売買ではなくて。そういうところがたくさんあるのではなかろうかというふうに思っております。

そうなりますと、いろいろな家で都合が悪いと、「返してくれ」とかいうことにな

りますので、やはり契約をし直すか、先ほど、町長が言いましたように買収するかを進めていったほうがいいのではなかろうかというふうに思っておるところでございます。

先ほど、話が出ましたが、もうこれは消防というのは昔からありますので、合併前、合併後、それからまた消防も話を聞きますと、13年の4月1日から合併がずっとあってるんですね。峰区の場合も花水流と第1部ということで合併がなされております。その関係で、区のほうも消防活動費を、これは第1部の場合ですが、峰区が大体230軒あるそうであります。それで区費の中から1,000円ずつ活動費で払っております。それから花水流も聞いてみると約50戸くらいで、やはり1,000円で統一されてるという話で、見直しが、当時、昔とするとですね。

ただ、昔は団員数とか変動があると区の予算も組みにくいということでありまして、もう今はそれがずっと1,000円が守られているようであります。

そういったことを考えますと、やはり消防団も少なくなってきておりますので、やはりそういった区の支援といいますか消防団の活動費にはあまり手をつけていないようであります。消防団がだんだん少なくなる、万が一のときに大変だなあというふうに思っておりますので。

消防というのは、峰区だけ、花水流だけじゃなくて地域全体の活動を行っておりますので、非常のときには小川に行ったり、上野原でも花水流でも和田でも行くというふうに認識をしておりますので、その点について、今、答弁がありました借上げの見直しを考えているのか、再度、お聞きしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

同じ公共性を持ったそういう施設が仮にその賃借料を払ったり、いろいろな形でまちまちだということであれば、それはやはりおかしいということになりますので、調査の結果でどうなるか分かりませんが、そこはやはり統一していかなければならないというふうに思っております。

防火水槽で279基という話であります、消火栓は433基、やはり一番いいのは、その無償の賃貸借契約をしておくことかなというふうには思います。

その次が問題ということになると、やはり今度は相続、代が変わったときに、相続したときに今度は息子さんたちがどう言うかという話になってきて、問題が起こることが懸念されますので、もうこのまま賃貸借契約で無償で提供してくれないかとか、そういう話をしようがいかないと。

多分、「ほんならもう元に戻してくれ」と言ったときには、やはり「原状回復して戻せ」と言われたら、やはりえらいなお金がかかっていく可能性、そしてまたそういうことに対する対抗要件もないような気がしますので、私の感覚なんですけど、その対抗要件がないとかそういう部分は。

議員おっしゃるように、やはりそういう形ですっきりとした契約は結んでおく必要もあるのかなというふうには思うところです。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【10番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 山本 文男】

10番、川村 嘉彦議員。

【10番 川村 嘉彦】

先ほども言いましたが、去年、一昨年だったと思いますけど、緊急に言ってきて、土地を見つけて、またそこに防火用水を作るといのは大変だろうなあと。

特に、古川地区については、下は耳川ですけれども、水は近いんですけれども、下り口がないんですね。あそこにも水がなかなか行きにくいということです。たまたま農協の茶園の中の敷地があって、よかったかなというふうに思っておりますから。

また再度、点検をしていただいて、借りてるのがあれば、何年前とかにしないと、町の担当なり町のほうも早急に撤去をして、また別の場所を見つけるというのは、これ、非常はいつ起こるか分かりませんので、やはりそういう契約のし直しを見直したらどうかなど。これは1つの提案でありますけども、よろしく願いいたします。

それからもう一点は、これは峰のちょうど役場の向こうに第1部の消防機庫があります。これについては、区が役場と契約をして7万8,000円くらいだったと思いますけども払っております。

美郷町内でまだその事例がたくさんあれば別ですけれども、この田代、峰区だけだったら、ぜひ見直しをしていただいて対処していただければなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

全部、調べてみないと分からないという部分がありますけど、議員がおっしゃるように峰区の場合はこの賃借料7万1,000円という金額を区が払っているという形になってると。これ、何でこういうことになったのかという話で、調べるけど経緯が不明ということでございます。

ただ、その横にある郵便局も1回、村が、三者契約というか、区と所有者とそれと町、3つ入って契約してるということで、郵便局やら。だからそこ辺の何でそういうことになってるのかというそのもともとの原因というかそこ辺が分からないと。

でも、今の理論から言うと、やはり「公共性が高い機庫を何でそんげなっとか」

と言われたら、「払う必要はねえっちゃんないか」と言われたら、「そうだ」というような答えになりますので、やはりそこ辺は1回調べてと。

相手方がおることですので、どういう形にしたほうがいいのかはちょっと検討を要するかなあというふうに思いますので、時間をちょっと頂いて、検討していきたいと思っておりますので、御協力をよろしく申し上げます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【10番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 山本 文男】

10番、川村 嘉彦議員。

【10番 川村 嘉彦】

私も思ったんですよ。郵便局も同じ地主さんだと。そして、それは局と直接、やっってるのかと。その隣が町と結んでるんですね、契約を。そして、町と峰区が契約を結んで、さっき言った金額を払ってると。

ですから、買収ができれば、買収のほうに動いていただいて、区も役員が代わりまして、今度、新しい区長さんがおりますし、かなり中身は詰まっているようであります。ですが、前からのいきさつがあってそういったことで、恐らく今の峰公民館ができたときに、消防機庫を移転して今になったと。ですから、ちょっと何年かは調べておりませんが、もう数十年くらい前の話ではなかろうかというふうに思っておりますので、そういった問題はあるかと思いますが、これについては、いずれにしても区と町が契約しておりますので、前向きに検討していただきたいと。

この問題については、今の現区長とも話したんですが、もう予算を組みよって、もう今年の分はもう町に払うと。来年度も今、話してしよるそうです。ですから、そんなに急にやっても相手がおることだしいろいろありますので、これについてはそう簡単には行かないだろうというふうに思っております。

先ほど、町長さんが言われたように地主さんがおるから。

しかし、それが買収できるできんは別で、消防の活動が合併して1つの、花水流も一緒の消防団ですので、そこ辺まで波及しないように、峰区だけで払うのか、花水流まで入れて議論するのかというようなことになるとややこしいので、できましたなら、うまいと地主さんと話して買収が一番いいと思いますが、万が一できない場合は、前向きに検討していただいて、一応、新しい区長さんに話していないんですが、もう今のままで町は急に結論は出せないだろうと。ですから来年頃まで予算も、今年は払って、来年度の分を組んでも、来年度中に結論を出していただければなというふうに思っております。早急じゃなくても結構だと思っておりますので、前向きに検討していただけますようお願いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃいましたように、相手方もいるということで、なかなかどういうふうに切り出してと。

一番いいのは、町が買うことなんですけど、そこを、消防機庫を用地として。

結局、賃借という形にしてるのは、所有者の意向かなあというふうに思いますので、おかしいということの是正という中で、どっちみちそうなれば、やはり公民館とかそういうことで出さないようにというのが筋でしょうから、そういう形には最終的にはもっていきたいと。一番、債務負担というか毎年、毎年この金額が要るということを考えると、非常に重荷になってきますので、やはりもう買い上げたほうがというそういうふうには思うんですけど、これは交渉してみないと分からないということで前向きに頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【10番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 山本 文男】

10番、川村 嘉彦議員。

【10番 川村 嘉彦】

もう何回も繰り返しになるかと思いますが、この消防の機庫については、先ほど言ったように活動が幅広い、それから花水流との合併、この建物が区のものなのか、消防活動する拠点となれば、第1部の。そこ辺を考えていただいて前向きに検討していただきますようお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

【議長 山本 文男】

これで、10番 川村 嘉彦議員の質問を終わります。

【議長 山本 文男】

このまま一般質問を続けます。

通告順に質問を許します。

1番、若杉伸児議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

なお、質問が残るようでしたら、午後にも質問を続けます。

【1番 若杉 伸児】

マスクを外させていただきます。通告のとおり今から3問ほど質問を予定しております。よろしくお願いいたします

質問に先立ちまして、先月14日、小路文喜議員が逝去されました。小路議員におかれましては、美郷町議会はもちろん地元南郷の先輩として非常に残念でなりません。

また、今回、通告しております3問目の質問は前回12月の議会で小路議員が一

般質問でしたそのことの続きでございます。その後、小路議員と話しをしまして、「伸児君、続きは頼むわね」というふうに言われました。私は、小路議員に「文喜さん、最後まで頼みますわ」と話したことを昨日のここのようにはっきりと覚えております。心から御冥福をお祈りいたします。

では最初の1問目の質問をいたします。

国道388号線南郷水清谷小又吐地区にあります小又吐三差路は、388号線と446号線のちょうど合流する地点にあります。三差路すぐ左手側には小又吐橋があり、この橋の橋梁が大変高く、上り車線から来る車両を見通すことが非常に困難であります。そのためか下り車線は300メートル以上にわたって見通しがよいのにもかかわらず、たびたび大きな事故が発生しております。

町としては、この現状をどう捉えているのか。

また、たびたび事故がありました。その都度、どのような協議をされてどのような対応をされてこられたのかをお伺いします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃる様にこのちょうど小又吐三差路のところは見通しが悪いと。446号で日向から神門のほうに行くときでも、本当この橋梁が非常に高いと。言われるように今度は神門から日向に向かうときには真っすぐ見えると。今度は388号のところで見ると、右はよく見えるけど左は来よっとか来よらんとか分からないと。だから一時ずっと安全確認して出ていく必要があるということでもあります。

そこに「歩行者あり」とか「スピードを落とせ」とかそういう注意喚起の文字や線はいろいろなことが起こったときに設置されていると。知ってる方はそういう形でそういう形で注意するんでしょうけど、全然、知らない方は時々そういう事故が起こるといふことでもありますので、もう少し。多分、橋梁は直せない、何かほかのいい方法がないかという話の中で土木事務所等々と協議してまいりたいと。

過去にどういう取組がなされたかというのは、なかなかこちらのほうに記録がないということですので、御了解をお願いしたいということですので。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

町長、これから座られての答弁で結構でございます。

ちなみに、日向警察署のほうに問い合わせたところ、平成24年から令和4年の過去10年間、このちょうど三差路で日向警察署に届け出のあった交通事故は5件だそうです。車同士の出会い頭の事故が起こるといのは非常に美郷町では珍しいことだと思います。同じ箇所でも10年間に5回起きるといのは、これは本当にまれな箇所でも本当に危険な箇所ではないかというふうに、私も再認識したところでございます。

町長も今おっしゃったと思いますが、執行部の方も南郷辺りに行く機会も最近、大変、増えていると思いますので、現状がどこかというのは皆さん、よく御存じだと思います。私もはっとすることがたびたびあるんですが、同じことを繰り返すようですけど、昔、子供の頃に道路を渡るときに、「右を見て、左を見て、もう一度、右を見て渡ろうね」ということを習ったと思います。本来なら右を見て、左を見て、右を見るわけです。ところがあそこは、もう特に通り慣れている方は先入観があって、「左が危ない左が危ない」と、「とにかく左を注意せんと」ということで左に注意が行って右側が注意散漫になるわけですね。いざ出ようとしたときに右から車が来よったという事故が大半ではないだろうというふうに私は考えるわけです。

その辺も踏まえて、道路標識とか路面標示、いろいろなそういった注意喚起を促すようなものがあると思いますが、その辺、何か今の時点で防止につながる措置として必要があると思いますが、伺いたいと思います。よろしくお願いいたします

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃるように、10年間で同じところで5件という交通事故が発生しているということはやはり地形的にどうか構造上、ちょっとおかしいということかもしれませんし、人間の当たり前という部分の頭の感覚の中でしてるものがそういう事故に結びつくということであるのかなと思っております。

これは1回、土木と集まって何かできんかという話をもういっしょくたんにやったほうがいいのかなと。結局、神門からの車との事故ということでございますので、何かそれに対する安全策を、今度は土木と日向警察署に申し込んでやっていきたいと。結局、公安委員会になるのかなという気がしますが、そういう話の中で対策を申し入れていきたいというふうには思うところであります。

また、もし起こったときという話の中で、ついでに。今、フェンスがずっとありますけど、フェンスが弱いということでもありますので、ある程度の長さで何かあの高さでガードレール的な景観を損なわないような頑丈な、下に落下しないというか何かそういうことまで申し入れるといいかなあという気はするところであります。以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

私も町長が申されるように土木事務所辺りと協議してもらうのが一番いいかと思うんですが。

もう一つついでに、ガードレールと別にガードフェンスですが、柵になってるやつです。あそこの柵なんですよ、ずっと下手のほうが。今現在は草木も覆い茂ってませんし、あのガードフェンスのすき間から注意してみれば車両が見えるんですよ。ある程度、遠いところは。ところが、これから先は今度は草木が茂ってきます。そうするともう覆いかぶさって全くそれもできなくなるんですよ。

ですから1つの対策として、あの辺りの樹木を除去してもらおうというのも1つの手だてかなあというふうに考えます。

それともう一つ、私ついでにいろいろと調べてみたんですけど、この標示です。

例えば、立て看板です。事故が起きた際に「事故多発地帯」という立て看板がありますよね。それからカーブミラーですね、道路標識の。これはどこにもありますけど、これは高さ制限があるのか分かりませんが、ひょっとすると高いカーブミラーを立てれば、橋梁の向こう側まで見通せるかなあとも思ったりしました。

また、道路標示も普通の看板と路面標示、字が書いてありますよね、「一旦停止」とか「止まれ」とか。それから矢印とか。あれはちょうど交差点付近は決まってるそうです、もう書かないといけな文字が警察のほうで決まってるそうですが。その手前です。

ですから水清谷側から来たら150メートルほど直線があります。あの区間は道路を管理する管理者、ですから国とか県とか町になると思いますけど。ここの考え次第では、ある程度、臨機応変に。例えば、「右からの車に気をつけて」とか、極端なことを言うと、「あっ！」とかいうのもあったんですよ。そういう注意を引くようなそういうような標示もできるというふうに聞いておりますので、先ほど、土木事務所との話し合いと言いましたが、道路を管理する団体はまさしく土木事務所になると思いますので、その辺またいろいろ協議してもらおうといいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、2問目の質問に移ってよろしいでしょうか。

【議長 山本 文男】

2問目の質問を許可します。

【1番 若杉 伸児】

2問目は、通告書ですと当然、2番になるんですけど、時間の関係でちょっと長くなるかもしれませんが、議長、3番を先にやらせていただいてよろしいでしょうか。

【議長 山本 文男】

町長、よろしいでしょうか。3番から先だそうです。

【町長 田中 秀俊】

はい。

【1番 若杉 伸児】

では通告書の3番、グループホーム神話の里の事業継承について、お伺いいたします。

グループホーム神話の里は、当初、令和5年3月末をもって閉鎖予定と聞いておりました。しかしながら、既に1月の初めあたりには休所しているのではないかと
いうふうに思います。

そこで、施設の今の現状、当時の入所者及び当時、働いておった職員の現在についてお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

神話の里については、前の議会の際に小路議員から「どうなってるのか」という話で質問を受けたところでもあります。

まず施設入所者の現状ではありますが、昨年12月末に施設内で新型コロナウイルス感染者が発生いたしました。平成会では施設内での対応が難しいと判断され、その対応のため、うなまの里へ入所者を移動して、鎮静化の対応に当たったと伺っております。

6名の入所者のうち残念ながら1名亡くなられた方がおられると伺っております。コロナ感染が治まった後は、そのまま施設に残り閉鎖計画より早まった移動となつてしまいました。うなまの里への本入所ということで、そのままうなまの里のほうに入所されてるということです。

職員につきましては、うなまの里での再雇用を勧めたようですが、2名は再雇用され、5名は退職されたということで伺っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

この件につきましては、ちょっとさかのぼって話をさせていただきたいのですが。実は、昨年10月中旬に、もう退職されました元神話の里の従業員の方より相談がありました。「うなまの里のほうから神話の里を近々、閉鎖したいという話がおる」と。「できればここで事業を継続したい。何か力添えができませんか」という相談でありました。

私は、10月中旬に知ったんですが、先に質問された小路議員のほうはもっと早い段階から少しそのことについて知っていたようでありました。

そこで私は、小路議員とともに南郷の残りの3名の議員に相談しまして、何か力をかしてもらえないでしょうか、知恵をかしてもらえないでしょうかということで5人を協議をしました。

そのときに、閉所に至る理由も聞きました。台風のときの対応がちょっと困難であると。それから入所者も減ってきたと。そういうような様々な事情があつて現在に至ったという説明でありました。

当時、町長も小路議員の質問に答えられたときに、多分、業者名も出されたと思うんですが、たまたま南郷の那須議員が、温泉とそれから上のコテージの関係でその職員を知っておりまして、その事業所がそういったグループホーム等も経営しているようだ。ひよっとすると話ができるかもしれないということを知りました。

それでまた、町長のほうも何か近々そのことでその業者と会われるということで、少しそのことも話を出してもいいということをおっしゃられたというふうに、私は聞きました。私は、これはひよっとするといい方向にとんとん拍子に話が進んでいくんじゃないかと、ちょっと甘い期待をしておりました。

ところが逆に、閉所の動きのほうがとんとん拍子に進んだみたいで、間もなく閉鎖をしてしましまして、ちょっと当てが外れたんですが。

そこで、私、少しそのとき、昔に話を戻してもどうもならないんですけど、ちょっと聞いてみたいことがあるんです。

当時、その話があったときに、私は後から聞いたんですけど、担当課とかそういったところと定期的にその事業所の経営状態とか今後の運営とかについて何か意見交換とか話を聞く機会があるというふうに聞きました。一事業所のことであるから、起業したり廃業したり規模拡大、縮小することについて逐一、行政に報告する義務もないだろうし、また行政があまりそういうことに介入することにも問題があるかとは考えます。

しかしながら、グループホームというこの施設を考えたとき、それにまた当時、従業員が8名おりました、7名は町内の方でした。1人は町内在住ではないんですが町内にゆかりのある方でありました。入所者が6名おったんですが、この方々も全て南郷の方で、過去には西郷、北郷の方も入所されておりました。その観点からすると、町民の雇用とかそういうことを考えたときに非常に公共性が高い施設だなと思うもんですから、事業所の中でも。ある程度、そういった定期的な運営状況なんかを確認する際には、そういった撤退するとかそういう考えがあるのかなのかというのは、もっと事前に知れたのではないかというふうに考えるわけです。

もっと早い時点でこのことが分かれば、もっと早い対応もできたのではないかと思うわけですが、その辺、お考えをお聞かせください。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

いろいろな形でグループホームがどうなっているのかという部分で、今のところはそういう形の中でその神話の里を含めて4つありましたが、そこからこうだという話の中で報告を受けてるわけではありません。

ただ、このグループホーム神話の里が閉鎖すると、閉鎖というかこういう事情でという話を聞いたのが、私としては全然そういうことは予測しなかったということで、それでは大変だという話の中で、渡川の人からも「どうかならんか」という話であります。いろいろな形で課長を通じたりして「なぜか」という話になったときに、グループホーム9人ですけど、これがどんどん入所者が少なくなって、いろいろな形で経営を圧迫しているという話であったのかなあと。

ただ、このときにコロナが出て、もうそこでは対応できないと、そのグループホームでは。ですので、うなまの里のほうに全員、入所していただいて、そこで対応したということがそのグループホームを閉めることの早い要因になったというふうには理解をしております。

ですので、もう少しこちらのほうもアンテナを張ってという話で議員おっしゃいますけど、やはりそういう形でしとくべきだったなあとというふうに思っております。今回の教訓を生かして、ほかのところも見る必要があるかなというふうには思うところであります。

本当に難しいということで、グループホーム9名。ちょうど農村環境改善センターですかね、元が。そしてそこが空いてるということで平成会のほうから、当時、渡川、神門、南郷地区のほうから要望があったと記憶しておりますけど、そこを全て平成会のほうで改修して営業をしてきていただいたということで、これがなくなると本当、大変かなと。

閉めてしまうということではなくて、1年間休所ということのほうで、こちらのほうと相談させてくれないかということで申込はしておりますので、すぐ令和5年4月1日から閉鎖ということではなくて、閉鎖という状態は続きますけど、休所という形の中で何か打開策を見つけていきたいというふうには思います。非常に、その点で言えば、やはり落ち度はあるというふうには思うところあります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

町長が今、「今後ともほかの施設についても」というふうに言及されましたが、私

も実は地元の南郷の老人ホームに身内を預けております。預ける側としては安心して居るんですね。もう預けておれば、もう大丈夫だと。まさか閉所するからどこか探してくださいとか、どこか遠いところに行ってくださいと急になると、もうびっくりして、もう本当にこのとき入所されておった方の家族から言われたんですけど、本当、私も痛いほどよく分かります。

ですから、こういうことはたびたび起きることではないですし、ほかの事業所がどうこうということはありますが、今後そういったいろいろな事業所の運営にかかわる会議等があったりするなら、こういった情報というのは常に情報交換をしていただきたいなというふうに考えます。よろしくをお願いします。

では、次に、小路議員が町長に質問された際に、多分、町長が言われました、「いや、そんなことはありません」と。「私たちもその事業所に関してはいろいろと探しております。手を打っております」というふうに言われました。

私も、その後、担当課長やまた地元の議員の方の力もかりまして、元の従業員の方の話も聞いて、いろいろな形でどうにか再生の道はないかというふうに探しているところであります、今現在も。

あのとき、町長が多分、ケイメイさんの名前も出されて、「今後、交渉していきたい」というようなことも具体的に言われたと思います。その辺を含めて、具体的にその後どうだったのか、今も交渉されておるのか、もう交渉の余地はないのか、その辺を含めて具体的に回答ができればお願いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

いろいろな、あと3つ美郷町内にグループホームを運営しているところがあるということで、課長を筆頭に交渉に行って、なかなか、「分かりました」ということでの回答はいただいております。

ケイメイさんと会ったときは、南郷温泉のコテージのほうで今後、コテージと南郷温泉の指定管理のほうでよろしくをお願いしますということの中の、正式ではなかったんですけど、一応「こういうことが起こっていますので、そのケイメイさんとしては何とかならないでしょうか」という話でした。そしてそのときに、ある程度の南郷の議員の方々が、先ほど、議員言いましたようにちょっと知ってる人がおるということで打診したということでもあります。

結局、その全ての人たちと言いますか、事業所長という部分でやはり難しいという回答を得ています。やはり平成会ができない部分が私たちにできるかということになると、非常に難しいということでもあります。農協さんやらにもお願いして「どうかならんかなあ」という話をしたけど、「やはり経営とすると難しい」ということでもありました。

ちょうど組合長が亡くなる前、容体とかそういうことは全然、私は知りませんでしたので電話連絡で、「こういうことが起こってるからどうかならんじゃなろかいねえ」と、「協力してもらえんじゃろか」という電話をしたら、「ちょっと検討するわ」ということだったんですけど、もうそのまま御逝去されたので、もうそのまま、

無理言っても仕方がないなということで、そこは断念したところであります。

そういう実情の中で、今度は残されたところが休所ということになってますので、その中での再開を目指す方法がいかなど。いろいろな形の中で、やはりほかのグループホームもありますので、やはり同じようなスタンスを町が取らなければならないということで、どこもやはり満床のところはいいんですけど、やはり1人減り、2人減りということで6床くらいになると、やはり経営的に難しいと。そこをどう町が同じスタンス、不公平にならないようにとどうか、ほかの施設と。それをどういう形でカバーしてやっていけるのか。そしてまたやっていいのかということも含めて検討していく必要があると。

本当にこちらとしてはどうかせにやいかんという気持ちがあるんですけど、そのどうかせにやいけんけどなかなかそういう「分かりました」という話が出てきませんので、今後、思うところはやはりまた平成会との話になろうかなあというふうには思うところであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

私も個人的に様々なところにアクションをしているということは聞いておりました、実際、ここで働いておった職員の方も、町のほうからいまだにいろいろやっていただいていることは知っております。なかなかただ、実績を伴わないと、「一生懸命やってはおります」とは言っても、「ああそうですか」くらいに終わってしまうものです。

また、いろいろな面で今、話もしておるんですけど、これは前回のまた議会の答弁の中の話に戻りますが、小路議員とのやり取りの中で、「もし、新しく手を上げる業者がおったら」とか、また「社会福祉協議会等、もしそういった形でもやれるようであったら」という前提で、そういう場合に軌道に乗るまでの間、「ある程度、財政的な支援も含めてどうですか」ということを小路議員が聞かれたときに、町長は、「やぶさかではない」というような発言をされたと思いますが、そこを一度、確認したいと思います。よろしく申し上げます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今でもやぶさかではないというふうに思っておりますが、結局、ほかの3施設の事業所との兼ね合いということで、やはり同じような状態が続いてると。うち苦しいとですよという話になったときに、「何でそこだけ町が入れるのか」と。今さっき話したのは、そういうところであります。

ですので、そこを公平性を保つようにやっていければそれでも、なくしてしまう、そしてまた新しく作るということになるとなかなか難しいということでもありますので、そういうことの考えの中で答弁をしたつもりであります。

本施設の利用者条件ということで、これは施設が地域密着型サービス事業所で地元の方、美郷町の方でないといけないと。だからどこでもいいですよという話で、町外の方とかそういう形にはなっていないということでもあります。そして65歳以上で認知症であること、医師の診断が必要ということで、介護認定が要支援2以上の方ということで、若干、1か月の利用料金が1割負担の方でも10万円くらいかかるということで、結構、預けられる家庭にとっては負担が大きいかなあというグループホームの形態であります。

ですので、議員がおっしゃいましたように「ああそうですか。はい、分かりました。もう仕方がないですね」という話ではいけないだろうと思っておりますので、何かほかにいろいろな情報も巡らせながら、何かそういう人といいますかそういう事業所があれば、どんどんどんどん情報を入れて、そして「どうしても」という話になれば、やはりさっき言ったように何かその中の事業所の方が、一番いいのは平成会なんですけど、そういう形でまたやっていただくという形になればなあというふうに思っております。

ですので、やはり今後、いろいろな形の中で高齢者が増えてくる、そういう認知症とかいろいろな形の中で問題は大きいかなあと思っております。

百済の園とかうなまの里、また若宮荘ありますけど、今度どうするのかという話もしていかと、「もう私たちできませんわ」と言われたときに、もう50人も60人も入所者がいるところがぽんと辞めるという話になったら、このグループホームどころの騒ぎじゃないということでは思っております。非常に経営が圧迫しますので」という話の中で、事業所としては経営を見るんでしょうから、やはりそこ辺を考えたときに、今後、議員がおっしゃったように「どうですか」と、定期的に状況を聞くのも今後の布石になるのかなという気はしますので、そういう方向で進めればと思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

町長の言われたとおり、私もまた執行部のほうと今までもでしたが、これからもまた連絡取り合いながら、当面は休所ということだと聞きましたので、今後また再

開に向けて何とかやれないかということでやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

もう施設の存続を含めてというのは、もう今、答弁いただきましたので。

最後に、私これ、この施設については、私の家から直線距離で二、三十メートルのところにある施設であります。私が朝、施設の人に「おはよう」と言ったら、向こうから手を振って「おはようございます」と言ってもらえるような場所だったんですよね。

ジビエ工房がそうなんですけど、しばらく休業しておって、最近また活気が出ております、車が止まって。声も聞きます。「ジビエがまた始まったっちゃねえ」と、「楽しみじゃね」と、「えらい取引先も増えたっちゃげね」というふうに声を聞きます。やはりこういった公的な施設が閉鎖すると、どうしても村が疲弊していつてる。もう何か限界集落かなというふうな気がするわけです。その辺も含めて、感情論ではありますけど、何とかこういった公共の施設は皆さんの力をかりて残していきたいなというふうに考えておりますので、今後とも御協力よろしくお願ひいたします。

以上で、2問目を終わらせていただきます。

【議長 山本 文男】

これで残りの質問は午後に行いたいと思います。

これで、休憩に入ります。

再開を午後1時からといたします。

(休憩：午前11時58分)

(再開：午後12時57分)

【議長 山本 文男】

全員おそろいのおようですので、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

1番、若杉伸児議員の3問目の発言を許可します。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

またマスクは外させていただきます。

それでは、3問目の質問をいたします。通告書では2番になります。

迂回を余儀なくされている町内の道路の災害復旧工事について、伺います。

昨年9月の台風14号では、町内におきまして数多くの国道・県道・町道・林道・私道等が浸水や崩落、土砂流入等の被害に遭っております。

私の地元南郷中渡川地区においても、県道39号線が約20メートルくらい崩落しておりまして、今現在も5戸、5名の方が迂回を余儀なくされております。このようなケースは町内にまだあると思います。

今現在、このような地域が何か所、また何戸、何人くらいいらっしゃるのか、お

伺います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

現在、迂回を余儀なくされている町道でありますけど、西郷の山瀬橋・長崎線、小八重・中尾線、林道は、宇目・須木線、鳥の巣線、阿切線の3路線でございます。

町道山瀬橋・長崎線は島戸から野々尾間、野々尾から持田間で全幅にわたり崩壊が発生しており、復旧には数年を要することから、仮復旧が可能であった野々尾から持田間に大型土のうで工事用道路を整備しております。

このことで作業道路の迂回は減少しているものと考えますが、野々尾や持田、長崎の方々が日向市や延岡市に移動する手段は、椎葉村道や諸塚村道を経由し国道327号を利用することとなります。

町道小八重・中尾線につきましても道路が消失しているため、集落周辺の作業道を新たに延長し、役場までの所要時間を2時間から25分に短縮しております。

林道宇目・須木線は宇岩屋谷で、林道鳥の巣線は字中山で全幅にわたり崩壊していますが、町道を迂回していただいております。林道阿切線は迂回路がなく緊急度が高いため、本議会の議決後に着手することとしております。

以上でございます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

これに関連しまして、私がよく聞かれたのが、ほかの災害でもそうなんですが、この工事は一体いつ頃査定があるっちゃうのかとか、いつ入札があっちゃうのかとか。もし仮に工事が始まったら、どれくらいでここは終わっちゃうのかとか、具体的なことを教えてほしいというふうに、よく聞かれるわけです。これはもう無理もないことかなあとと思います。

この中渡川地区、隣が上渡川の古園地区というところになります。通常であれば5分もあれば行けます。ところが、県道39号線を一度、388号線に出まして、それから鬼神野、そして茶屋越トンネルを通った古園に行きますと。そうすると約

45分ほど時間がかかっております。

この辺りの、たった5人しかおりませんから、住民説明会じゃないですけど、例えば、区長さんなり館長さんを通じて、例えば、査定はいつ頃になりますとか、入札はいつ頃になりますと。工事が始まったら大体、これくらい期間がかかるでしょうというようなそういった情報が地区民、地域住民に流れないのかなというふうに考えますので、その辺について答弁をお願いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ごもっともだと思います。今回の14号台風、いろいろな形で被害を大きくしておりますので、やはりこの災害復旧工事について確定的な時期というか、それは分からないにしても、いつ頃入札をしていつ頃出して、大体、目途としては1年間とかそういう情報は建設課のほうから出しても何ら問題ないというふうに思いますので、やはり「いつ始めて、いつ終わるっちゃろかい」という話で不安になると思うので、そういうことはやはり町報を通して知らせるべきかなと思いますので、建設課長の考えもあるかとは思いますが、私はそう思いますので、ある程度やはり情報を提供していくという形のほうが、議員おっしゃるとおりだと思っております。以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

私も町長が今、そう言われて安心しております。私も担当課長等にたびたび話を伺って、聞いた情報は「こんげなつとるげな」と。「もうちょっとかかることある」とか。そしたら本人たちも「この間、たしか査定に来たっちゃねえかしらん」とか、そういうことを言っておりましたので、そこ辺の情報は何となく伝わってるのかとは思いますが、できれば、今、町長が「町報」とか言いましたし、また館長さんとか区長さんを通じての連絡でも構いませんので、ぜひ今後、情報を流していただきたいというふうに考えております。

これは個別な案件になるわけですけど、この中渡川地区についてお伺いします。

災害当初はまだ道路が残っておったんですね。無理をして通れば軽トラック1台くらいは通れるほどの道路幅が当時は残っておりました。それが2次災害といえますか、どんどん削られていって最後はもう人も歩けないというような状態になりま

した。

当初、人が通れておったもんだから、向こう側に軽トラックを置いてそこを歩いて通って、それから上渡川に行くと。そうすればもう5分、今までと変わらない時間で行けますので。そういう方法を最初は取っておりました。

ところが、それだけ道幅が狭くなって危ないということからかもしれませんけど、今度は車はその災害現場直前まで来れてたんですが、その100メートルくらい向こうにもうゲートができて、もう車を通さないようになりました。だから多分もう通行止めだという多分、土木事務所辺りの指示で地元の業者がやったんじゃないかなあというふうには考えております。

そのところの山際に住民たちがロープを張って歩けるくらいの道を作っております。土木事務所の担当者が来たときも、地元の人はお願ひしたとは言ってはおったんですが、こういった遊歩道のようなものが正式な歩道として整備して使えないものかどうか、それをお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そういう状況であったということは承知しておりますけど、結局、管理、安全面いろいろな問題がありますので、私よりかそこら辺りは建設課長のほうがいいかなと思いますので、建設課長のほうから答弁をさせていただきます。

【建設課長 林田貴美生】

議長。

【議長 山本 文男】

建設課長。

【建設課長 林田貴美生】

現地のほうを確認しました。あと日向土木の担当とも十分、協議した中で、議員がおっしゃる裏山、山のほうの歩道のほうも通させたところでございます。

今度の復旧については、直壁の中に気泡モルタルという軽量であるようなもので路体を作っていくという工法だそうで、床掘に影響して、その今、簡易で作っている道に床掘ラインが影響するのかといったら、影響しないようにはしているということでございます。

だから、あのままでは残るといことなんですが、要はパイプサポート、手すり等とか階段の設置ができるのかとか、そういったところは急峻なちょっと勾配が現地ありましたので、再度、業者が決まった暁には、私どもも含めて協議を行っていただければということ聞いております。

今のところはその設置が可能かどうかというのは、ちょっと即答はできないということ御理解いただければと思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

建設課からの説明が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

説明はよく分かりました。

実は、土木事務所の方が来とったから、「はよ、あそこをいびって通るごとしてやらんとかい。もうちょっと歩道をいびってやらんとかいって言うもったからいびってやるわ」と言うから、「多分、無理じゃねえかな」と私は言いました。「今度の議会でも言うてみるけど、そんげ期待はせんでおってね」というふうに、「安全面を考えて、総合的に判断するじゃろうからね」というふうに言いました。

ただ、高齢の女性の方なんかは、やはり自分の身を心配して、ここは通ってません。通る方は、一番若くて70代の男性が2人おるんですが、その人しか通りません。というのが、これはまた別件でお願いしようと思いますが、ここはごく小さな小規模な水道なんですね。この水道施設が水源地がダム向かいにあります。水源地に行くには45分迂回して行かんといかんですよね。そういったライフラインにも非常に影響がありますから、そういったときの「何かどうしても行かんといかん」というときだけ使わない」と言いますので、何とか今、課長が申されたとおりに協議していただいて、安全面に考慮して通るように言いますので、その辺、設置していただければなあというふうに思います。よろしくお願ひします。

それに関連してもう一点であります。

迂回路というのが先ほど、言いましたが388号線、長堀地区から39号線に入ります。コテージとか恋人の丘があります。これをずっと行きますと、山草橋というのがありまして、真っすぐ行くと日向市東郷町への県道234号線につながります。その山草橋を右折してその中渡川地区に行くようになっております。そこから中渡川地区まで約5キロあります。この5キロ間が迂回路とって本当に迂回路として、大げさな話をしますと、轍分くらいしかもう道路がありません。あとは路肩には落ち葉が積もっております。ですから、もし対向車が来てバックしたら、どこに側溝があって、どこが側溝がないのか分からんで、多分、側溝に落ちたりするということも十分、考えられます。

近頃はどこも復旧作業が始まっておって道路を管理しておる業者の方も多分、工事のほうは忙しくて、こういった道路の側溝上げとか落ち葉の掃除というのも、これ5キロありますので、なかなかだと思ひます。ただ、住民が「せっかくの迂回路ですのもうちょっと整備してもらえんしょうか」ということでしたので、これはちょっと適当な表現かも分かりませんが、各地域に公共作業班の方がいらっしやいますよね。あの方たちが、私は権限が分からんですけど、ああいう人たちの力でもかりてできないものかあと思ひますが、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それぞれ町内そういう形の中で土木の建設業者を割り当ててということやってるんですけど、今の状態で行けば精いっぱいということかなあというふうに思っております。

そこでまた事故等が発生すると、管理責任という話になりますので、そこ辺はちょっと建設課と話しながら、また総務課と話しながら、公共作業員でできるのかできないのかという話にもなったときに可能かどうかと。もしそれができなければ、何か手を打たないかんのかという話の中で検討してまいりたいと思っております。

寸断をしたことよってのこの迂回路、そして不便さ、本当に情報の提供というのは大切になってくるのかなと。今後ますますそういう形で言われるのかなあと思いますので、先ほど言いましたように、議員おっしゃいましたように情報提供はしっかりやっていく必要があると思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

できればそういった方々も協力、地元の道路管理している業者の方ができれば一番いいんですけど、それができないというのであれば、またいろいろな手段を講じていただいて早期に整備していただければというふうに考えます。

続きまして、買い物支援、高齢者訪問等の被災支援について伺うということです。

現在、ここ5世帯、5名の方がいらっしゃいます。4名の方は移動手段があります。車の免許を持って車を持っております。ところが1名だけ車がありません、免許がありません。返納されておって。

私、久しぶりに行って、本当、この人、食べることやらどんげしとつとかなあと思って、「買い物はどんげしよつとね」と言ったら、「ある物を食べよつとよ」と言っていました。「ある物を食べても限界があるじゃろう」と言いましたけど。

もちろんバスとか乗り合いタクシー、こういうものがあります。しかし、当然ですがこれ、利用はできないですよ、常識的に考えて。それで行商の方がいらっしゃいますけど、これはもともとこの道路が崩落する以前からもう中渡川地区には来ていなかったそうです。企画情報のほうで買い物弱者対策とか健康福祉課のほうで介護防止生活支援事業などがありますが、こういった制度を利用して買い物支援とかこれらの訪問、その人に聞いたとき、「道路がいいときには親戚の人たちが訪ねてきてくれよつとよ」と言ったんですよ。ただ、もう道路がなくなって迂回する

ようになってからは、もう全く誰も来ないそうです。そこ辺を含めて、こういった支援ができないものかどうか、お伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

企画情報課のほうがい物支援ということで現場に行ってみて、議員おっしゃるように5名ということで、1名の方が免許なし車がないという話であります。

どうしてるのかということでありますけど、お互いに買い物を頼んだり、町外にいる子供たちが購入してきてそれを食べてるということで、また、小包やらで送ってくれるということで、今のところそういう形を取ってると。これが長丁場になるということが予想されますので、やはりある程度、議員がおっしゃるような対応、どっちみち通れないということが一番ネックになりますので、そこ辺をどう考えるかという話の中で、ちゃんとこの5名の方の意見を聞きながら対処していかなければならないなあと思っておりますので、その中で移動販売等々ができれば、ここまでするから、持っていっとくからそこに来てくださいとかそういうことができれば、検討していきたいというふうには思っております。

本当に迷惑をかけてるなあとということで、申し訳なく思っておるところでございます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

今の町長の答弁を聞いて、問題はある程度、把握していただいておりますので安心しております。今後ともより一層、個別の案件ではありますけど、よろしく申し上げます。

最後に、地域住民の声を少し聞いていただきたいと思います。

ここに85歳ですかね、グラウンドゴルフが趣味のおばさんがおります。週に4回、グラウンドゴルフに通っております。以前は5分から10分程度で行けたんですが、今は45分かけて旧渡川中学校のグラウンドとヒタカズ体育館のグラウンドに週4回ほど通っております。その話を聞いたものですから、「45分かけてグラウンドに行くこともやおいかんね」と言ったら、「何がほかにすることねえっちゃから、グラウンドゴルフしか」と言うんですよ。「だけんども、ガソリンが上がってるからね。燃料代だけでもやおいかんね」と言ったら、「年金もらえるっちゃから」と言

ってるんですよ。もう全くポジティブなんですよ。

また別の人に「何か困ったことないね」というふうな話をしたら、さっきの水道の話がされたんですよ。「この間から水道がよう止まってよう。行ってみたらタンクに水がひとつもたまっとらんかったわ」と言ってるんですよ。「どんげしたと」と言ったら、「分からんとよ。次の朝、行ったら、またたまっとったわ」と。そして二人で話しながら、「ただ5分で行かれるところを45分かかったとよ」と笑いよつとですよ。全く私に文句一つ言わないわけです。まあ、裏じゃ言うとかもしれんですけどね。

私は安心したのと、こういうふうに今、住民が前向きに捉えてくれればありがたいなあと思いました。私は、この質問をするときに、中田武満議員と話をしました。お互い「どういった一般質問をされますか」ということで、中田議員も台風14号の土砂の砂利上げの話をしました。私はこの話をしました。中渡川地区の。

ただ、中田議員が「伸児君、おら行ってみたわね、中渡川に。えらいなことになっとっちゃね。あそこは4軒かね、5軒かね、誰々さんもまだあそこにおっとかね」と言われたんですよ。私は、率直にうれしかったんですよ。

というのが、あそこはわざわざ行かないといけないところです。道を間違わない限り。そこを、被災地に足を向けていただいたと。幾ら地元ととはいえ。これ、非常にうれしかったです。

私も、先ほどから町長が言われました。西郷ですね。全てにまだ現場に行ったことはありません。この執行部の方々も直接、自分の仕事で行かれる方は少ないと思います。私はよく、私も使います、町長も使います、執行部の方も使います。「町民に寄り添う、町民目線」これはどういうことかという、やはり何ができないじゃないじゃなくて、こういった現状があると、こういった不便をしているかと思にいくことも、これは十分その対応策ではないかというふうに考えます。

ですから、皆さん方も暇があったら、古園から崩落現場に行ってください。もっと時間がある方は、あそこの長堀から中渡川地区まで39号線は約25分ほどかかります。どれだけ遠回りしておるのかなあというのを体験してもらおうと、皆さん方も本当に困ってる人たちの身になって考えられるのではないかというふうに考えております。

今後、この残された西郷地区も含めて、和田地区含めて台風14号以前の生活に戻られることを期待して、私の質問を終わらせていただきます。

【議長 山本 文男】

これで、1番、若杉伸児議員の質問を終わります。

【議長 山本 文男】

以上で、本日の日程は全部、終了しました。

次は、明日3月7日、火曜日、定刻午前10時に本会議を開きます。時間をお間違えのないようお願いします。

本日は、これで散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午後 1時19分)

令和5年第1回定例会

美郷町議会会議録(第4号)

令和5年3月7日

美郷町議会

令和5年第1回美郷町議会定例会会議録（第4日目）

令和5年3月7日（火曜日）

◎開会日時 令和5年3月7日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和5年3月7日 午前10時40分 散会

◎出席議員（10名）

1番	若杉 伸児君	2番	早川 節夫君
3番	中田 武満君	4番	兒玉 鋼士君
5番	中嶋奈良雄君	6番	川村 義幸君
7番	那須 富重君	9番	甲斐 秀徳君
10番	川村 嘉彦君	11番	山本 文男君

◎欠席議員 なし

◎欠 員 8番 小路 文喜君

◎会議録署名議員 5番 中嶋奈良雄君 6番 川村 義幸君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖 君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田 貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君	北郷地域課長	石田 隆二君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和 5 年 第 1 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 4)

令和 5 年 3 月 7 日

午 前 1 0 時 開 議

- 日程第 1 議案第 4 号 工事請負契約の締結について
質疑、討論、採決
- 日程第 2 議案第 5 号 工事請負契約の変更について
質疑、討論、採決
- 日程第 3 議案第 20 号 令和 4 年度美郷町一般会計補正予算
(第 1 0 号)
質疑、討論、採決
- 日程第 4 議案第 21 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 5 議案第 22 号 令和 4 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 6 議案第 23 号 令和 4 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 7 議案第 24 号 令和 4 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 8 議案第 25 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 9 議案第 26 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 4 号)
一括質疑、一括討論、個別採決
- 日程第 10 議案第 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(石峠レイクランド交流施設)
- 日程第 11 議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(西郷歯科診療所)
- 日程第 12 議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(北郷歯科診療所)
- 日程第 13 議案第 9 号 公の施設の指定管理者の指定について

(清翠園)

- | | | |
|--------|----------|--------------------------------------------------|
| 日程第 14 | 議案第 10 号 | 八峽辺地総合整備計画の変更について |
| 日程第 15 | 議案第 11 号 | 北郷平山木工団地の財産（土地）の無償貸付について |
| 日程第 16 | 議案第 12 号 | 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 17 | 議案第 13 号 | 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 18 | 議案第 14 号 | 美郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 19 | 議案第 15 号 | 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 20 | 議案第 16 号 | 美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 21 | 議案第 17 号 | 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 22 | 議案第 18 号 | 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 23 | 議案第 19 号 | 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 24 | 議案第 27 号 | 令和 5 年度美郷町一般会計予算 |
| 日程第 25 | 議案第 28 号 | 令和 5 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第 26 | 議案第 29 号 | 令和 5 年度美郷町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第 27 | 議案第 30 号 | 令和 5 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 日程第 28 | 議案第 31 号 | 令和 5 年度美郷町簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第 29 | 議案第 32 号 | 令和 5 年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第 30 | 議案第 33 号 | 令和 5 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算 |
| 日程第 31 | 議案第 34 号 | 令和 5 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算 |

総括質疑
予算等審査特別委員会設置
委員会付託
特別委員の選任
正副委員長の報告

会 議 録

令和5年3月7日
午前10時00分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 山本 文男】

本日もよろしくお願ひいたします。

【議長 山本 文男】

ただいまの出席議員は10名であります。

【議長 山本 文男】

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

【議長 山本 文男】

日程第1 議案第4号 工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第4号 工事請負契約の締結についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第4号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第2 議案第5号 工事請負契約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第5号 工事請負契約の変更についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第5号 工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

マスクを外させていただきます。

【議長 山本 文男】

日程第3 議案第20号 令和4年度美郷町一般会計補正予算(第10号)を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありますか。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

令和4年度の補正予算ということで、令和4年度の中に結果的には5億5,044万9,000円を減額して105億5,291万2,000円という予算になっておりますけれども、減額が非常に大きくなっております。

細かく言うとたくさんあるんですが、今日はちょっと1点だけ。特に、地域おこし協力隊のところですか。本来であれば、昨年質問の中にもありましたが、非常に地域おこし協力隊の用途が十分に発揮されてないということで、何とかそこら辺りを怠りなくということで質問しました。

その点で、活動費が473万7,000円というように非常に大きな金額が減額されております。そこら辺りについて、ちょっとお伺いします。

【政策推進室長 長田 孝規】

議長。

【議長 山本 文男】

政策推進室長。

【政策推進室長 長田 孝規】

今回の予算の減額につきましては、計画、応募して採用という予定者もございましたけれども、結局、採用に結びつかなかったというその分の活動費であったりとかいうものが減額されているものということでございます。

また、御指摘もありましたけれども、今後、職員と担当者と協議を重ねまして、活動費を有効的に活用できるように予算に反映していきたいというふうに思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

他に質疑はありませんか。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

5件ほどお伺いしたいと思います。

まず収入の部なんですけども、諸収入の17ページです。

林業センター洗濯機使用料というのがありますが、これは林業センターの寮の中にある洗濯機の使用料のことかなと思うんですけど、そのところが分かりません

ので、説明をお願いしたいと思います。

2点目、20ページです。

ふるさと納税の返礼品の追加ということで、2,000万円ほど、2,071万6,000円ということで返礼品になっておりますが、どういうものを返礼品の追加ということかお伺いしたいと思います。

それから3番目に29ページです。

スマート農業推進事業補助金なんですが、これが219万3,000円の戻しになってますが、これの訳を。

それから、次の農業用アシストスーツ等導入支援事業の整備金ですけど、これも350万円ほど、申込みはなかったのかあったのかということで、そののちをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、30ページです。

繁殖牛雌牛導入補助金ですが、これも334万9,000円の戻しになってます。当初、何頭くらいの予定で組んでいたのかと、実際、導入数はどれくらいあったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、41ページです。

高校生就学支援金の補助金が362万円ほど戻しとなっておりますので、これについてもお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

【北郷地域課長 石田 隆二】

議長。

【議長 山本 文男】

北郷地域課長。

【北郷地域課長 石田 隆二】

林業センター洗濯機使用料につきましては、北郷の林業センターのコインランドリーがあったんですけど、新たに外部業者さんがコインランドリーの施設を建てていただきまして、そちらを利用することになりましたので、今回、以前の物はいろいろ故障等もあったんですが、そちらを使用しなくなったという形での減額ということになります。

以上です。

【政策推進室長 長田 孝規】

議長。

【議長 山本 文男】

政策推進室長。

【政策推進室長 長田 孝規】

ふるさと納税の返礼品の予算の追加でございます。

当初で令和4年度分ということで5億の中で配分して、この返礼品代とかの予算づけはしてございました。ここに「ふるさと納税の返礼品」とありますけど、この中には送料のほうも自治体に対応するというようになってまして、その分も含まれ

ております。

今のところ見通しは5億円まで行くかどうかというところなんですけれども、令和3年度分の3月に受付を行いましたものを、実質、支払うのが4月になって、令和4年度分の予算で支出するということになりまして、一応、5億円の分は暫定として予算を確保しておきたいと。今後、最終的にどうなるか分からないということで。そして、確実に令和4年度分の予算を組み込んだ3月受付分の返礼品の分の返礼品代、送料をここで予算計上させていただいたということでございます。

以上です。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 山本 文男】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

御質問のスマート農業推進補助金なんですけど、これについては219万3,000円減額をさせていただいております。

まず、ドローンの取得免許の件なんですけども、申込者が若干、少なかったということと、メーカーの見積りが安かったということがあります。

また、受託面積の中でどうしても防除が適期防除が重なるものですから、町内の業者でできないということで、町外の業者に頼んでいる地域もあります。その部分が151万1,000円の減額となっております。

次に、アシストスーツ導入事業なんですけど、これについては新規事業ということで実際、全国的にもほとんど例がない事業で、今回、取り組んだところであります。

このメーカーが、実は大学と一般企業の共同でつくった会社が今、ウエイト60%ほど占めているんですけども、実際まだその宣伝をあまりやっていないということと、農協のほうに依頼をしまして、試着品を各支所導入してもらったんですけども、そこがちょっと高価だったということとなかなか一般の方が手が出せなかったということと、実演会を予定していたんですけど、コロナの関係で実演会ができなかったということがあります。また、いろいろな人の話を聞いたら、高価なアシストスーツは、これは1回つけると外すのに時間がかかって、つけたまま車の運転ができないとかそういう何かデメリットもあるということで、応募がありませんでした。

ただ、これについては、今いろいろなメーカーがいろいろな製品を開発しております。今後、また新しい製品が出たら、また住民のほうに周知をして、安くて非常に使い勝手のいいアシストスーツもありますので、そういうもので対応をしていきたいと思っております。

それから、繁殖牛の補助金ですが、当初、90頭を予定しておりました。現在の実績はまだ把握していないんですけど、これについては、子牛価格の下落、町内の平均が令和3年度の平均が71万9,000円に對しまして、令和4年度の平均が58万4,000円と13万5,000円ほど下落しております。そして導入価格も下がって、交付額が減少したということでございます。

まだ3月もありますので、頭数についてはまだ把握はしておりませんが、一応、見込みで減額をしたところでございます。

以上でございます。

【教育課長 鎌田 次郎】

議長。

【議長 山本 文男】

教育課長。

【教育課長 鎌田 次郎】

議員、御質問の高校生就学支援補助金の減額についての御説明をいたします。

高校生就学支援補助金は、高校生お一人に対しまして、その保護者に10万円の補助を行っております。今回、減額する分につきましては、高校生スクールバス事業との関係もあるんですが、高校生スクールバスを利用している西郷地区と利用していない南郷地区、それから一部御利用がありますが北郷地区との不平等性があるという御指摘がありまして、制度の見直しを始めたところでございます。

令和4年度から、今後の方向性を検討しようということで始めたところなんですけど、それと、高校生就学支援補助金をバスを利用していない生徒に上乘せすることではどうかということで予算算定時にあったんですが、その制度がまだきちんと整わないし、まだ町民の方との協議がこれから本格化してまいりますので、その制度がきちんと整ってから補助金の増額については検討するというにしましたので、今回、その増額で予定しておいた分を減額するものでございます。

以上です。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

1番の林業センターの洗濯機なんですけど、これは結局、誰が使用するのかなということが気になるんですけど、そこを教えてくださいたいと思います。

ふるさと納税は5億円を目指してということで、大いに期待しておりますので頑張ってくださいなと思っております。あとの使い道がいろいろありますので、よろしく願いしたいと思います。

スマート農業推進なんですけど、話は大体、分かりました。昨日もちょっと来て話したんですけども、ちょっとスーツのあれがまだよく理解できていないような感じもしてたもんですから。やはりPR不足かなという気がしておりますので、機会があるごとにやっていただければありがたいかなと思っております。

農協にずっと置いてあったけど、何か全然、動いていないような気がしたので、それもある程度のPRもしなきゃいかんとじゃないかなと思っております。高いというのが1つもデメリットだということは分かっておりますが、今後、安いものが出たら、もうほとんどの方が高齢化しておりますので、使うメリットは非常に有効性があるんじゃないかなと思っておりますので、今後よろしく願いしたいなと思っております。

それから、繁殖牛の導入はよく分かりました。現実的に11万円ほど下がって

りますので、それからすればそうかなという気もしております。

それから、高校生の就学支援補助金です。私も10万円やってるということは知ってたんですが、そうすれば36人分浮いたというのはおかしいなという気がしたもんだから質問したものです。

やはりいろいろな方々から話があったということで、今回しっかりと煮詰めて対応していただきたいなと思っております。

林業センターの洗濯機の件だけ、回答をお願いします。

【北郷地域課長 石田 隆二】

議長。

【議長 山本 文男】

北郷地域課長。

【北郷地域課長 石田 隆二】

林業センターの洗濯機、コインランドリーなんですけど、現在はもう使用されておられません。

というのが、町民の方が以前は旧村時代は婦人会とかが主体になって町民の方が使用するコインランドリーの機械だったんですけど、今現在、役場敷地内といいますか旧歯科診療所跡のところドルフィンというコインランドリー業者の方が施設を造られました。今はそちらのほうを町民の方は利用するという形になりましたので、現在、林業センターのほうは使用しておりませんので、このような形で減額になったところなんです。

説明が不足して申し訳ございません。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

もう一つ忘れてました。

センターの洗濯機の使用は分かりました。

昨日から私が一般質問しましたドローンの件なんですけど、やはりこれも今、どんどんどんどんはやってきてるということで、若い人だけでなくある程度、高齢者の方も使うような形の免許を取っていただくと非常にありがたいなと思っております。

我々のところはもう最初からやってるもんですから、今、大分のほうに頼んでるんですよね。大分のほうから来てやってもらってる。地域の人を使いたいんですけど、たまたま宇納間の方が今度、新規で始めたから言ったら、「せわしいてそれどこじゃねえ」と言われて、もうそれで終わりだったからです。もうちょっと多くやってもらえれば、やはり近くの人たちに、金は地域で回したいから、我々中山間地事業でやってますので、そういうことでもう多くの方々に免許を取ってもらって買っていていただいと。

値段が安いので60万円くらいから高いので100、200万円近くしますけど、

150万円くらい出したら結構、いいものがありますので、そういうものを補助金を出しながらでも積極的に取り組んでいただければありがたいかなと思っております。

今年は、私が昨日の一般質問でしましたように、ドローンの使用料も上げさせていただきますということで来ております。

一番最初の箱苗の施肥する薬が一番大事だということで、それがうまくいってないと、後がドローンで防除するまでに薬剤が切れてしまって効かないというものですから、そこのところがありましたので、今年から値上げという形じゃないかなと。いい薬を使うから。そういうことだろうと思います。今年も積極的にしたいんですけども、事情がそういうことですので、地域は地域でやはり地産地消でやりたいと思います。そういうことで御指導の方、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

【議長 山本 文男】

他に質疑はありませんか。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

24ページの民生費の件です。

社会福祉総務費として、臨時特別給付金として1,100万円ほどが減額となっております。この辺の御説明をお願いしたいと思います。

【町民生活課長 田村 靖】

議長。

【議長 山本 文男】

町民生活課長。

【町民生活課長 田村 靖】

国の給付金なんですけれども、これにつきましては、補助金でありますとか給付金については通常の手順ならば、所要額調査を当初に市町村にかけて、それに応じて交付決定するのが通常の流れかなと思うんですが、ここ何年か同じような給付金があります。単純に世帯数に%を掛けたものが、あらかじめ決定額として通知されて、その後精算して戻すという手順なんです。

恐らく国のほうもそういうあまり時間を取らずに早く給付するということで、かなり事務の手順を省略化しているんだろうと思うんです。その関係でかなり大きな額があらかじめ示されて、最終的に精算になった結果が今回の減額ということになります。

以上です。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

臨時給付金については分かりました。

それではもう一点、児童福祉施設費、これはまた別だと思うんですが、これが69万8千600円の減額になっております。これについてはいかがですか。

【町民生活課長 田村 靖】

議長。

【議長 山本 文男】

町民生活課長。

【町民生活課長 田村 靖】

これについては当初の見積りとかなり乖離が出たといいますか、予想以上に日数とか、あとアスベストのほうも見込んでおったんですけども、アスベストの処理だけで700万円ほど見込んでいたと記憶しておりますが、その分も出たには出たんですけどかなり少なくて済んだという理由がございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

他に質疑はありませんか。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

20ページの総務費の中で老朽化家屋等除去促進事業です。これでマイナス4万4,000円ということで示されてますけど、これは年間、昨年どのくらいの件数があったのか。そしてまた、この減額はどういうことだったのか、説明をお願いいたします。

【政策推進室長 長田 孝規】

議長。

【議長 山本 文男】

政策推進室長。

【政策推進室長 長田 孝規】

老朽家屋の除却ということで、危険家屋の取壊し、家屋またその他の倉庫など建物なんですけども、令和4年度に4件の除却を行っております。

減額につきましては、今後、今年度の希望見込みがないということで、その事業費の分の確定ということで減額をしたところでございます。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

令和4年度は4件、そういう対応をしたということですが、これは本屋とか倉庫とか、今言われた、どういう物件だったんでしょうか。

【政策推進室長 長田 孝規】

議長。

【議長 山本 文男】

政策推進室長。

【政策推進室長 長田 孝規】

家屋が2件、倉庫、これは家屋とみなすものが50%以上、生活できる住宅として使用する部分は家屋として扱われます。そうでない建物については倉庫、その他建物ということになります。

家屋が2件、その他建物、倉庫等が2件ということでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

他に質疑はありませんか。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

私も同じく今の空き家対策事業費のことでお伺いします。

これは3つほど補助金があるのを知ってたんですけど、この一番下のマイナス100万円です、多分、これは100万円上限の事業ではなかったかと思うんですけど、1件も申込みがなかったということでしょうか。お願いします。

【政策推進室長 長田 孝規】

議長。

【議長 山本 文男】

政策推進室長。

【政策推進室長 長田 孝規】

今の補助事業につきましてはリフォーム事業でありまして、町単独で50万円、そして県の単独を活用しますと120万円という補助があります。その補助内の中でそこまで費用を要しなかったという積み重ねにおいての事業確定による減額ということでございます。

ちなみにリフォーム件数は5件、対応しております。

以上です。

【議長 山本 文男】

他に質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第20号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第10号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、議案第20号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第4 議案第21号 令和4年度美郷町国民健康保険事業特別会計

日程第5	議案第22号	補正予算（第5号） 令和4年度美郷町介護保険事業特別会計 補正予算（第3号）
日程第6	議案第23号	令和4年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計 補正予算（第3号）
日程第7	議案第24号	令和4年度美郷町簡易水道事業特別会計 補正予算（第7号）
日程第8	議案第25号	令和4年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計 補正予算（第5号）
日程第9	議案第26号	令和4年度美郷町国民健康保険病院事業会計 補正予算（第4号）

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第21号から議案第26号の6件を一括議題とし、一括して質疑を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、6件を一括して質疑を行うことに決定しました。

これから、6件を一括して質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第21号から議案第26号までの6件を一括して討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、6件を一括して討論を行うことに決定しました。

これから、6件を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第21号 令和4年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第21号 令和4年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第22号 令和4年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第22号 令和4年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第23号 令和4年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第23号 令和4年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第24号 令和4年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第24号 令和4年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第25号 令和4年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第5号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第25号 令和4年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第26号 令和4年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第26号 令和4年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------------------------------|
| 日程第10 | 議案第6号 | 公の施設の指定管理者の指定について
（石峠レイクランド交流施設） |
| 日程第11 | 議案第7号 | 公の施設の指定管理者の指定について
（西郷歯科診療所） |
| 日程第12 | 議案第8号 | 公の施設の指定管理者の指定について
（北郷歯科診療所） |
| 日程第13 | 議案第9号 | 公の施設の指定管理者の指定について
（清翠園） |
| 日程第14 | 議案第10号 | 八峽辺地総合整備計画の変更について |
| 日程第15 | 議案第11号 | 北郷平山木工団地の財産（土地）の無償貸付に
ついて |
| 日程第16 | 議案第12号 | 美郷町賃貸住宅条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第13号 | 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第14号 | 美郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第19 | 議案第15号 | 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例 |
| 日程第20 | 議案第16号 | 美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第21 | 議案第17号 | 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例 |
| 日程第22 | 議案第18号 | 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第23 | 議案第19号 | 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第24 | 議案第27号 | 令和5年度美郷町一般会計予算 |
| 日程第25 | 議案第28号 | 令和5年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第26 | 議案第29号 | 令和5年度美郷町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第27 | 議案第30号 | 令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 日程第28 | 議案第31号 | 令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第29 | 議案第32号 | 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第30 | 議案第33号 | 令和5年度美郷町国民健康保険診療所事業
特別会計予算 |
| 日程第31 | 議案第34号 | 令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算 |

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第6号から議案第19号、議案第27号から議案第34号までの22件を一括議題とし、町長に対する総括質疑といたします。

これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、22件は、町長に対する総括質疑とします。

これから、町長に対する総括質疑を行います。

通告はありませんでしたが、質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認めます。

これで総括質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第6号から議案第19号、議案第27号から議案第34号までの22件について、議長を除く9名の委員をもって構成する令和5年度予算等審査特別委員会を設置し、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案附託表のとおり、これに附託の上、審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第6号から議案第19号、議案第27号から議案第34号までの22件は、議長を除く9名の委員をもって構成する令和5年度予算等審査特別委員会を設置し、お手元に配付しております議案附託表のとおり、これに附託の上、審議することに決定しました。

【議長 山本 文男】

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第8条、第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、特別委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

【議長 山本 文男】

ここで、委員長及び副委員長の報告を行います。

令和5年度予算等審査特別委員会の正副委員長については、申合せ事項及び議会運営委員会決定事項のとおり、委員長に副議長の川村 嘉彦議員、副委員長に総務厚生常任委員会委員長、中嶋 奈良雄議員、以上のとおりであります。よろしくお願いいたします。

なお、特別委員長及び副委員長の任期は、今定例会の会期中とします。

附託した22件につきましては、令和5年度予算等審査特別委員長は、よろしくお願いいたします。3月15日までは委員会審査となります。明日、3月8日は午前9時30分からの会議となりますので、時間を間違えないようよろしくお願いいたします。

【議長 山本 文男】

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午前10時40分)

令和5年第1回定例会

美郷町議会会議録(第5号)

令和5年3月16日

美郷町議会

令和5年第1回美郷町議会定例会会議録（第5日目）

令和5年3月16日（木曜日）

◎開会日時 令和5年3月16日 午後2時00分 開会
◎閉会日時 令和5年3月16日 午後3時00分 閉会

◎出席議員（10名）

1番	若杉 伸児君	2番	早川 節夫君
3番	中田 武満君	4番	兒玉 鋼士君
5番	中嶋奈良雄君	6番	川村 義幸君
7番	那須 富重君	9番	甲斐 秀徳君
10番	川村 嘉彦君	11番	山本 文男君

◎欠席議員 なし

◎欠員 8番 小路 文喜君

◎会議録署名議員 5番 中嶋奈良雄君 6番 川村 義幸君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田 貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君	北郷地域課長	石田 隆二君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和 5 年 第 1 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 5)

令和 5 年 3 月 1 6 日

午 後 2 時 開 議

日 程 第 1 委 員 会 審 査 報 告 (令 和 5 年 度 予 算 等 審 査 特 別 委 員 長 報 告)

- 議案第 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(石峠レイクランド交流施設)
- 議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(西郷歯科診療所)
- 議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(北郷歯科診療所)
- 議案第 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
(清翠園)
- 議案第 10 号 八峽辺地総合整備計画の変更について
- 議案第 11 号 北郷平山木工団地の財産(土地)の無償貸付について
- 議案第 12 号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第 13 号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 14 号 美郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 15 号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例
- 議案第 16 号 美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 17 号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 18 号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 19 号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備

- 及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 27 号 令和 5 年度美郷町一般会計予算
- 議案第 28 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 29 号 令和 5 年度美郷町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 30 号 令和 5 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 31 号 令和 5 年度美郷町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 32 号 令和 5 年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 33 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 議案第 34 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算

一括討論、個別採決

日程第 2 議員派遣について

日程第 3 閉会中の委員会活動の申し出について

令和 5 年 第 1 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 5 追 加 1)

令和 5 年 3 月 1 6 日

午 後 2 時 開 議

- 追加日程第 1 議案第 35 号 公の施設の指定管理者の指定について（南郷歯科診療所）
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 2 議案第 36 号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 3 議案第 37 号 令和 4 年度美郷町一般会計補正予算（第 11 号）
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 4 発議第 1 号 美郷町議会の個人情報に関する条例
提案理由説明、質疑、討論、採決

会 議 録

令和5年3月16日
午後2時開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・こんにちは・・・御着席ください。

【議長 山本 文男】

本日もよろしくお願いたします。

【議長 山本 文男】

ただいまの出席議員は10名であります。
これから、本日の会議を開きます。

【議長 山本 文男】

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

【議長 山本 文男】

日程第1 委員会審査報告を行います。

【議長 山本 文男】

- 議案第 6号 公の施設の指定管理者の指定について
(石峠レイクランド交流施設)
- 議案第 7号 公の施設の指定管理者の指定について (西郷歯科診療所)
- 議案第 8号 公の施設の指定管理者の指定について (北郷歯科診療所)
- 議案第 9号 公の施設の指定管理者の指定について (清翠園)
- 議案第10号 八峽辺地総合整備計画の変更について
- 議案第11号 北郷平山木工団地の財産(土地)の無償貸付について
- 議案第12号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 美郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 令和5年度美郷町一般会計予算
- 議案第28号 令和5年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第29号 令和5年度美郷町介護保険事業特別会計予算
- 議案第30号 令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算

- 議案第 3 1 号 令和 5 年度美郷町簡易水道事業特別会計予算
議案第 3 2 号 令和 5 年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
議案第 3 3 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算
議案第 3 4 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第 6 号から議案第 1 9 号、議案第 2 7 号から議案第 3 4 号までの 2 2 件を一括議題とし、本案に対する令和 5 年度予算等審査特別委員長の審査報告を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、2 2 件を一括議題とし、委員長の審査報告を求めます。

令和 5 年度予算等審査特別委員長 川村 嘉彦議員。

【令和 5 年度予算等審査特別委員長 川村 嘉彦】

議長。

【議長 山本 文男】

1 0 番 川村 嘉彦議員。

【令和 5 年度予算等審査特別委員長 川村 嘉彦】

委員会審査報告。

それでは、私のほうから令和 5 年 3 月 7 日、令和 5 年度予算等審査特別委員会に付託されました議案第 6 号から議案第 1 9 号、議案第 2 7 号から議案第 3 4 号までの 2 2 件について、会議規則第 7 7 条の規定に基づき審査報告を行います。

お手元に配付の委員会審査報告書により報告をいたします。

委 員 会 審 査 報 告 書

令和 5 年 3 月 7 日、本委員会に付託された下記の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

1. 付託議案

- 議案第 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(石峠レイクランド交流施設)
議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定について (西郷歯科診療所)
議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定について (北郷歯科診療所)
議案第 9 号 公の施設の指定管理者の指定について (清翠園)
議案第 1 0 号 八峡辺地総合整備計画の変更について
議案第 1 1 号 北郷平山木工団地の財産 (土地) の無償貸付について
議案第 1 2 号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例
議案第 1 3 号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第14号	美郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例
議案第15号	美郷町公の施設条例の一部を改正する条例
議案第16号	美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第17号	美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第18号	美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第19号	美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第27号	令和5年度美郷町一般会計予算
議案第28号	令和5年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
議案第29号	令和5年度美郷町介護保険事業特別会計予算
議案第30号	令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第31号	令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計予算
議案第32号	令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
議案第33号	令和5年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算
議案第34号	令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算

2. 審査の経過

令和5年3月7日、8日、9日、10日、13日、14日の6日間、本委員会を開催して、副町長、教育長、各課等の長、担当者の出席を求め説明を受けた後、審議を行い、慎重に審査を行った。

3. 審査の結果

本委員会に付託された上記議案22件については、原案のとおり可決するものと決定した。

4. 付記事項

1. 早期の災害復旧等に努力をしていただき感謝をする。今後も引き続き、災害復旧の早期完成に努力するとともに、河川に堆積した砂利上げを早期に実現をするよう、要望を継続すること。
2. 現行のプレミアム付商品券の事業効果が損なわない範囲で、地域差がないように広く町民が商品券を利用しやすい新たな政策を講じること。
3. 救急車の現場到着や現場出発が早くなるよう対策を講じること。
4. 診療所の公設民営化の検討を進めること。
5. ジビエ工房の目的を達成する活用を続けること。
6. 移住施策については、今後はちくせんと連携を図って、さらなる成果を上げるように努めること。
7. 地域おこし協力隊の事業目的を再認識し、退任後、町内に確実に定着ができるよう、任用期間中に十分な対応を行うこと。

(口頭による付記)

1. 徴収については、各担当課で努力をしていただいているが、引き続き、未収金の徴収に努めること。
2. 運転に不安のある方など運転免許自主返納を促すためにも、バス・タ

クシー利用券の充実を図ること。

3. 郷土芸能の映像記録による伝承は、継続した取組を行うこと。

4. はり・きゅう等助成の拡充を図ること。

以上で、令和5年度予算等審査特別委員会の審査報告を終わります。

【議長 山本 文男】

委員長報告が終わりました。

【議長 山本 文男】

お諮りします。

22件を一括して質疑を省略し、一括して討論を行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、22件を一括して討論を行うことに決定しました。

【議長 山本 文男】

これから、22件を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番、甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

議案第11号 北郷平山木工団地の財産（土地）の無償貸付についての反対討論を行いたいと思います。

この土地の広さは5万1,966平米であります。無償貸与についての説明がなかったなのでその思惑は分かりませんが、創業当時、何らかの理由により無償だったのではないかと感じているところでございます。その後、木材価格も上下する年もあったと考えますが、現在のウッドショックにおいては利益も多少は出ていると思うところでございます。

役場内に入っている木工林業センター使用料が4万8,000円も頂いております。また、近くにある精米機の土地使用料は年間4,000円を頂いているのに、無償は不公平なのではないかと考えております。

今回、耳川流域木工団地の件もあります。90ページに載っておりますように、林業総務費一般管理費の中に、「耳川流域木工団地の共有地の適切な管理運営を行うことにより誘致企業の定着を図るとともに、林業及び産業の振興に寄与する」と書いてありますが、今回、「無償貸付から有償貸付及び売買交渉を行う。無償貸付にしている部分があるため、これを解消していく」となっております。

これを受けまして、私も今後、この無償貸付けには疑問を持ってるということがありますので、これには反対していきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【議長 山本 文男】

反対討論がありました。
賛成討論の方はございませんか。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 山本 文男】

2番、早川 節夫議員。

【2番 早川 節夫】

私は、賛成の討論をさせていただきます。

今、甲斐議員が言われましたけども、実際、はっきりとした事実、事情内容がちょっと私たちは把握ができておりません。

ただ、この内容がしっかり説明があり把握ができるまでは、貸付けという形の賛成という形を取りたいと思います。

以上です。

【議長 山本 文男】

反対・賛成討論がありました。

順番から言えば、次は反対討論という流れになりますが、反対討論の方はございませんか。

ほかに討論はありませんか。

【議長 山本 文男】

木工団地についての反対・賛成討論がありましたが、ほかの議案についての討論はございませんか。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

私は、議案第12号 美郷町営賃貸住宅の条例の一部を改正する条例に反対意見として言わせていただきます。

この件は、今度、南郷区にできる新しい住宅に伴うものではないかと考えております。この住宅は移住定住を目的としております。今現在、美郷町が取り組んでおります「ちくせん」また移住定住、このことに向けてつながる大変、意義のある住宅ではないかと、私はこの点は賛成しております。

私が考えておるのは、この新たに年齢制限が設けられたことでもあります。年齢が18歳から満40歳未満という条件がついております。この住宅の一部にはバリアフリー化の住宅が建設されておると聞いております。果たして、これが完成して新しい入居者を募集した場合に、この18歳から40歳までの間にこのバリアフリー化した住宅ではないといけないという申込みがあるかどうかというのは、私は疑問だと考えております。

今、美郷町内にはバリアフリー化を希望するもっと高齢の世帯の住民の方がいらっしゃると思います。その方が申し込めるためにも、この年齢規定を廃止していただきたいというふうに考えております。

ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りではないという条項は確かに記入されておりますが、私は、より確実なものにしたいために、この件については反対いたします。

【議長 山本 文男】

議案第12号に対する反対討論が行われました。
この12号に対する賛成討論はございませんか。

(「討論なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認めます。
それでは、ほかの議案に対する賛成・反対討論がありましたら、お願いします。

(「討論なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

それでは討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について（石峠レイクランド交流施設）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について（石峠レイクランド交流施設）は、委員長の報告のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について（西郷歯科診療

所)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について(西郷歯科診療所)は、委員長の報告のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について(北郷歯科診療所)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について(北郷歯科診療所)は、委員長の報告のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第9号 公の施設の指定管理者の指定について(清翠園)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第9号 公の施設の指定管理者の指定について(清翠園)は、委員長の報告のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第10号 八峽辺地総合整備計画の変更についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第10号 八峡辺地総合整備計画の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第11号 北郷平山木工団地の財産（土地）の無償貸付についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

【議長 山本 文男】

起立多数であります。

したがいまして、議案第11号 北郷平山木工団地の財産（土地）の無償貸付については、委員長の報告のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第12号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

【議長 山本 文男】

起立多数であります。

したがいまして、議案第12号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第13号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第13号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり決定とおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第14号 美郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第14号 美郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第15号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第15号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第16号 美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第16号 美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第17号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第17号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第18号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第18号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第19号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第19号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第27号 令和5年度美郷町一般会計予算の採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案に対する委員長報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。
したがって、議案第27号 令和5年度美郷町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

これから、議案第28号 令和5年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算の採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案に対する委員長報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。
したがって、議案第28号 令和5年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第29号 令和5年度美郷町介護保険事業特別会計予算の採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案に対する委員長報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。
したがって、議案第29号 令和5年度美郷町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第30号 令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第30号 令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第31号 令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第31号 令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第32号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第32号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第33号 令和5年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第33号 令和5年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第34号 令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第34号 令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

お諮りします。

ここで、お手元に配付しておりますとおり

議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（南郷歯科診療所）

議案第36号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例

議案第37号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第11号）

発議第1号 美郷町議会の個人情報保護に関する条例

が提出されました。

これを日程に追加し、追加議事日程（第5の追加1）として、議題にしたいと思っております。

これに御異議はありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第35号、議案第36号、議案第37号、発議第1号の4件を追加議事日程（第5の追加1）として、議題とすることに決定しました。

【議長 山本 文男】

追加日程第1 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（南郷歯科

診療所)を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について(南郷歯科診療所)の議案について、提案理由を申し上げます。

指定管理者制度により指定管理している美郷町立南郷歯科診療所について、現在の管理者より令和5年3月31日をもって辞任の申出がありました。

その後、指定管理候補者選定委員会を経て、南郷歯科保健協会 会長 津曲祐一郎を指定管理候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間であります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について(南郷歯科診療所)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（南郷歯科診療は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、追加日程第2 議案第36号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第36号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

令和4年第4回定例会において、小路議員より水道料金制度の変更について一般質問がありましたが、質問の趣旨は、「現行の基本料金は10立法メートルまで使用した前提で設定されているが、使用量が10立方メートル未満の世帯にとっては不合理であるので1立法メートル単位で請求すべきでは」というものでありました。

通常、水道料金は基本料金と使用した量による従量料金を合計したものであり、さらに基本料金には一定水量の使用を含んだものになっているのが多数であります。水の使用を含まない基本料金を設定し、使用した分は1立法メートル単位で従量料金として設定している自治体もあります。

水道料金については、これまでたびたび指摘があったことでもありますので、12月定例会での答弁のとおり、去る2月27日、料金改定を念頭に美郷町簡易水道料金等審議会へ諮問させていただきました。

本町の現状を見ますと、令和4年11月現在の水道契約数は2,372件ありますが、このうち使用量が10立方メートル未満であったのは全体の39.8%の945件でありました。また、令和4年12月現在、施設入居者を除く一人世帯は792世帯で、全世帯の39.6%を占めています。

このことから、一人世帯の多くが10立方メートル未満の使用量であることが推測できますが、料金改定は全ての世帯へ影響しますので、審議会への諮問に際しては、高齢者の一人世帯を中心とする生活弱者の負担軽減、受益者の公平負担、水資源の適正利用、将来にわたる持続的経営など総合的、かつ慎重な審議をお願いしたところでございます。

審議会では、現行制度による料金収入を維持することを念頭に、懸案事項でありました少量使用世帯の不公平感の解消と、10立方メートルを超える場合の影響を

可能な限り小さいものにする方向で審議されたと報告を受けております。これを受け、審議会より答申がありましたので、議案のとおり、改正案を提出させていただいたところであります。

以上で説明を終わります

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第36号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、議案第36号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、追加日程第3 議案第37号 令和4年度美郷町一般会計補正予算(第11号)を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第37号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第11号）についての説明をいたします。

今回の補正は、先に上程しました議案第20号 一般会計補正予算（第10号）の送致後に明らかになった第三セクターの清算に対する支援補助金の追加補正によるもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ900万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ105億6,191万2,000円とするものであります。

御案内のとおり南郷温泉山霧及びコテージ山霧の指定管理者が株式会社南郷温泉から株式会社ケイメイに変わったことにより、3月末をもって株式会社南郷温泉はその管理運営業務を終了することになります。

清算決算を行うに当たり、会社内の利益の内部留保が不十分でキャッシュフローが不足状態にあることに加え、株式会社南郷温泉においてリースしていましたが物品の中途解約による清算金及び会社解散・清算の手続に必要な清算確定申告や解散登記等の公的機関への届出事務経費に不足が生じる見込みとなり、株式会社南郷温泉より町からの支援について要望があったものです。

3月末までの売払いや支払いの見込みを立てながら今期の決算を予測し、4月以降の清算手続を迎える上で、この時期での追加補正となったものであります。

これまでも、新たな指定管理者の公募の際に、第三セクター特別委員会においてたびたび御説明させていただきましたとおり、第三セクターの運営状況は、利用者の減少傾向に加え、燃油をはじめとする物価の高騰及び新型コロナウイルス感染症等の状況により大変厳しい状況を迎えていました。町が主導的な立場で100%出資という形で設立した第三セクターが、円滑な清算業務の終了を迎え、次期指定管理者へスムーズな事業継続がなされるためにも、本議案へ御理解賜りますようお願いいたします。

また、会社解散・清算手続が年度をまたぎ行われますことから、第2表にあるとおり繰越しの手続を取らせていただきますことにつきましても、併せて御理解賜りますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第37号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第11号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、議案第37号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、追加日程第4 発議第1号 美郷町議会の個人情報の保護に関する条を議題とします。

本案について、提出者の中嶋 奈良雄議員より提案理由の説明を求めます。

【5番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 山本 文男】

5番 中嶋 奈良雄議員。

【5番 中嶋 奈良雄】

発議第1号 美郷町議会の個人情報の保護に関する条例について提案理由を申し上げます。

現行の個人情報保護法は、地方公共団体は適用されず、条例によって個人情報の取扱いを定めていましたが、令和5年4月からの新たな個人情報保護法は、地方公共団体にも適用されることとなり、本町の個人情報保護条例は廃止されることになりました。

ただし、議会における個人情報の取扱いは、新たな個人情報保護法の適用から除かれますので、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために、美郷町議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものです。

【議長 山本 文男】

中嶋 奈良雄議員の提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。
質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、発議第1号 美郷町議会の個人情報の保護に関する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、発議第1号 美郷町議会の個人情報の保護に関する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、日程第2 議員派遣についてを議題といたします。

【議長 山本 文男】

会議規則第129条第1項の規定により、議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定するとなっております。

本定例会以降、令和5年6月までの議会で派遣する議員につきましては、お手元に配付しました名簿のとおり選任したいと思います。

なお、日時、場所等については、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、議会で派遣する議員は、別紙のとおり選任することに決定しました。

【議長 山本 文男】

続きまして、日程第3 閉会中の委員会活動の申出についてを、議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員長、総務厚生常任委員長、文教産業常任委員長からそれぞれ申出が提出されております。

【議長 山本 文男】

お諮りします。

会議規則第75条の規定により、閉会中の調査研究の申出がありました。

申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

よって、閉会中の調査研究については、申出のとおり決定しました。

【議長 山本 文男】

ここで、町長から発言の申出がありましたので、これを許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、貴重な時間をお借りしまして、3月議会定例会のお礼を一言申し上げます。

この定例会で諮問1件、同意4件、議案30件、そして本日、3件の追加議案、合計38件の議案を提案させていただきました。3月2日から本日までの15日間の日程で慎重に審議いただき、付記事項はついたものの全議案可決をいただきましたことに感謝を申し上げます。

特にこの3月定例会は各会計、年度当初予算を提案しておりますので、私にとりましては非常に責任の重い定例会であります。改めまして可決いただき、感謝を申し上げます。

しかしながら予算等審査特別委員会におきまして、一部の職員が答弁に適切を欠き、議会並びに議員に対して御迷惑をかけました。今後このようなことが発生しないよう全職員に対しても周知徹底したいと考えます。誠に申し訳ありませんでした。

一般質問では、議長を含め7名の議員の皆様から質問をいただきました。議長の一般質問は、ほかの自治体でもあると承知していたしましたので、違和感なく対処できたものと思っております。一般質問の答弁のとおりしっかりと対処してまいります。

議員各位の御理解と御協力もお願い申し上げます。

また、任期2年目の始まりですので、この定例会から新たな気持ちで町民の福祉の向上に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症対策では、今月13日からマスク着用は個人の判断が基本となりました。個人の主体的な判断が尊重されますよう周知してまいります。医療機関や高齢者施設等、例外もありますので、併せて周知を図ってまいります。

昨年3月16日、午後11時36分、福島県沖を震源とする震度6強の地震が発生をいたしました。東日本大震災から11年、その地震を重ね合わせた方々は恐怖を感じたことと思っております。いつどこでどんな災害が発生するか予測はできませんが、南海トラフ地震に連動した日向灘地震は必ず起きると言われております。常在危機意識を持って町民への周知を図る必要があると認識をしているところでございます。

話は変わりますが、小路議員が御逝去をされました。

残念ではありますが、昨年定例会で水道料金の変更についての一般質問を受けたところですが、この議会において美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例を提案し可決をいただいたことは、私にとりましては安堵したところでございます。

改めまして、御冥福をお祈り申し上げます。

結びに、「春は名のみ風の寒さや」と早春賦にありますが、まだまだ寒い日が来るかと思いますので、お体には御自愛いただき、議員各位のさらなる御活躍と御健勝を御祈念申し上げまして、お礼の言葉といたします。

ありがとうございました。

【議長 山本 文男】

議長として、一言、御挨拶いたします。

定例会の開会時にも述べましたが、私たち美郷町議会が小路 文喜議員を失ったことを心から残念に思います。

議員は、常に住民を思いやる確固たる信念を持っておられました。小路議員の志をしっかりと受け継いでまいりたいと思うところです。

予算等審査特別委員会をはじめ新年度の予算審議など忙しい3月議会でありました。執行部の皆様には審議の過程で詳細な説明など真摯に対応していただきまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

今年に入りまして、師走祭りや宇納間地蔵尊大祭など大祭が3年ぶりに本格開催になりました。また、南郷百済ロードレースも4年ぶりに開催されました。

政府は、5月8日から新型コロナを感染症の5類とすることにしており、今までの日常生活を少しずつ取り戻していけることを願っております。

さて、新年度の予算審議も終了しましたが、議会は、地方公共団体の意思を決定する機関であります。そして、議会と執行部はお互い刺激し合いながら、知恵を出し合い協調して住民の福祉の向上につながる動きをする必要があります。

議員各位におかれましては、本定例会での審議の結果はもちろんです。審議の過程なども含め地域へ帰り住民の皆さんへ説明をし、また、意見の吸い上げもお願いいたします。

最後に、昨年の台風14号での被災を忘れてはなりません。適切な避難行動ができず、一歩間違えれば大惨事になるところでした。そのほかにも、台風14号では、教訓にしなければならぬことが多くあったと思います。その教訓を無駄にしないよう、しっかりとした対策を望むところです。

以上簡単ですが、令和5年第1回美郷町議会定例会の終わりに当たって、私からの御挨拶とさせていただきます。

本日は、お疲れさまでした。

【議長 山本 文男】

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和5年第1回美郷町議会定例会を閉会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(閉会：午後 3時00分)